

例言

一譯者は本書を譯述するに當り、忠實に原文の意義を失はざるに力め、毫も私意を以て字句を増損せしことなし。爲めに行文をして、往々誦讀に適せざらしむるの感なきを保せず。

讀者幸に諒焉。

重なる譯名及び其正誤は大凡左の如し。(△は誤譯の符號)

Bundesrath.....聯邦會議

Bundestag.....聯邦議會

Commune de paris.....巴黎市民黨(巴黎共產組)

Difenzial Tarif.....遞減稅

Fortschrittpartei.....進步黨

Freikonservative.....自由保守黨或は獨立保守黨

- Freisinnige.....自由思想派
- Hafpflichtgesetz.....賠償法(監護義務法)
- Kartellpartei(en).....提携諸派(合同諸派)
- Kartellreichstag.....提携帝國議會(合同帝國議會)
- Matrikularbeitrag.....聯邦加盟賦稅
- Mittelpartei.....中立黨
- Panslavismus.....總スラヴ主義(總は皆或は全とせる所あり)
- Partikularismus.....分立主義(孤立主義)
- Provincialrath.....地方(或は州)委員或は參事會
- Provinziallandtag.....地方(或は州)議會
- Reichsanzeiger.....帝國官(或は公報)
- Reichsland.....帝國領(或は領地)或は帝國直轄地
- Reichskanzler.....帝國首相或は宰相
- Reichstag.....帝國議會
- Reichsgericht.....帝國裁判所
- Sozialdemokratie.....社會民權(權は主黨社會共和黨に改む)
- Staatsanzeiger.....(普國國報或は普國公報又は州報)
- Staatssekretär.....(國州)務尙書(國務秘書官國務大臣政務大臣)
- Nuteralssekretär.....(國州)務副尙書(國務副秘書官國務政務次官)
- Ultramontanepartei.....越山派

一本文中二行細字の分は譯者の註解なり。
 一人名、地名、黨名等の固有名辭にして漢字を施すべからざるものは、總て片假字を用ふ。又此等固有名辭列記の際に、●點あるは一人若くは一地の名稱間に施すものにして、○點は異なる人名、地名を區別するものこす。即ちヘルベルト・ピスマルク、オイゲン・リヒテル、若くはサン・レモ、フランクフルト。

アン・マイシンの如し。

一字音中、フ^hは Va, Fa, フ⁺は Vo, Fo, フ^hは Ve, Fe, シ^h(^h)は Za, シ⁺(^h)は Zo, ナ^hツ^hは Ze, tche, ム(ム^h)は Wa, ャ^h(ヤ^h)は Wi, ャ^h(ハ^h)は We, ャ^h(チ^h, ャ^h)は Wo と知るべし。

一原文中、他の演説及び書冊の辭句を其儘引用せる部分は、必「或は」等の符號を附して他と區別せり。

一本書譯述に就き、譯者は文科大学教授坪井九馬三、同教師ルードウ、ヒーリス、第四高等學校教授中俣匡、第五高等學校教授青木昌吉の諸氏に負ふ所多し。茲に特記して其厚意を深謝す。

一譯者は書肆富山房氏が微意の在る所を諒知し、本書出版の勞を執られたるを謝するに躊躇せず。

一原著の史料及び引用書目は、大凡そ左の如し。

Quellen und benutzte Werke.

I. Quellen.

Persönliche mündliche Mitteilungen des Fürsten Bismarck an den Verfasser (s. Vorwort).

Stenographische Berichte des deutschen Reichstags nebst den dazu gehörigen Drucksachen von 1871—93.

Stenographische Berichte des preussischen Landtags nebst Drucksachen von 1871—93.

Die amtlichen Urkunden der äusseren und inneren Politik Deutschlands (und insbesondere des Fürsten Bismarck), die sich in dem fünfändigen Buche von L. Hahn: „Fürst Bismarck“ (beendet von Wippermann), und in dem Werke H. v. Poschingers: „Fürst Bismarck als Volkswirt“, vereinigt finden.

„Reichsanzeiger“ von 1871—93.
„Provinzialkorrespondenz“ (halbamtlisches Organ der preussischen Regierung) von 1871 ab.

2. Benutzte Werke.

- Graf Harry von Arnim, „Pro Ниццо“, Zürich, Verlagsmagazin, 1875.
 Graf Beust, „Aus drei Viertel-Jahrhundert“, Stuttgart, Cotta, 1887.
 H. Blum, „Deutscher Pissval“ (die Verbrechen der Anarchisten), Leipzig, C. F. Winter, 1886.
 H. Blum, „Die Lügen unserer Sozialdemokratie“, Wismar, Hinstorff, 1891.
 Fr. Röttcher, „Eduard Stephani“, Leipzig, Brockhaus, 1887.
 Konstantin Bulle, „Geschichte der Jahre 1871—1877“, Leipzig, Duncker und Humblot, 1878.
 Graf Douglas, „Was wir von unserem Kaiser (Wilhelm II.) hoffen dürfen“, Berlin, Walther und Apolant, 1888.
 Fr. Engels, „Die Bakunisten an der Arbeit“, 1873.
 Herzog Ernst von Koburg (?), „Auch ein Programm aus den 99 Tagen“, Berlin, Wilhelm, 1888.
 Jules Favre, „Simple Récit d'un membre du Gouvernement de la Défense Nationale“, Paris, 1872.
 „Die Krankheit des Kaisers Friedrich des Dritten, dargestellt nach amtlichen Quellen und den im königlichen Hausministerium niedergelegten Berichten der Ärzte“, Berlin, v. Decker, 1888.
 L. Gambetta, „Discours“, Paris.
 General L. von Gerlach, „Denkwürdigkeiten“, Berlin, W. Hertz, 1892.
 „Die Grenzboten“, 1871 ff., Leipzig, Grunow.
 L. E. Hahn, „First Bismarck“, 5 Bände, Band 5 bearbeitet von *Wipbermann*, Berlin, W. Hertz, 1878—90.
 G. Hinzpeter, „Kaiser Wilhelm II. Eine Skizze, nach der Natur gezeichnet“, Bielefeld, Velhagen, u. Klasing, 1888.
 R. Kögel, „Am Sterbebett und Sarge S. M. des Kaisers Wilhelm“, Berlin, Müller, 1888.
 K. Maasz, „25 Jahre deutscher Reichsgesetzgebung“, Leipzig, Duncker und Humblot, 1892.
 Paul Majunke, „Geschichte des Kulturkampfes in Preussen-Deutschland“, Paderborn, F. Schöningh, 1886—87.
 Giuseppe Massari, „Canillo Cavour“, deutsch von Dr. Bezold, Leipzig, A. Barth, 1874.
 Franz Mehring, „Die deutsche Sozialdemokratie, ihre Geschichte und ihre Lehre“, Bremen, C. Schünemann, 1879.
 Hans Meyer, „Die Entwicklung unserer Kolonien“, Leipzig, G. Lang, 1893.
 Feldmarschall Graf Moltke, „Gesammelte Schriften und Denkwürdigkeiten“, Berlin, E. S. Mittler u. Sohn, 1892.
 W. Müller, „Politische Geschichte“, von 1871 an, Berlin, Julius Springer.
 „Die neue Zeit“, Sozialistische Monatschrift, Stuttgart, Dietz, 1891 ff.
 W. Oncken, „Das Zeitalter des Kaisers Wilhelm I.“, Berlin, Grote, 1890.

L. Parisius, „Deutschlands politische Parteien“, Berlin, Guttentag, 1878.
 Patzig (ungenannt), „Die nationalliberale Partei. 1867—1892“, Leipzig, Gebhardt und Wiliisch, 1892.
 H. von Poschinger, „Fürst Bismarck als Volkswirt“, Berlin, Hennig und Eigendorf, 1889—90.
 „Preussische Jahrbücher“, 1871 ff., Berlin, G. Reimer.
 Feldmarschall Graf v. Roon, „Denkwürdigkeiten“, Breslau, Trewendt, 1892.
 H. Schultheis, „Europäischer Geschichtskalender“, 1871—92, seit 1885 von H. Delbrück herausgegeben, Nördlingen und München, Beck.
 „Sozialismus und Anarchismus in Europa und Nordamerika während der Jahre 1883—1886“, nach amtlichen Quellen, Berlin, Wilhelm, 1887.
 „Le Temps“, 8—17. August 1889, enthält die amtlichen stenographischen Berichte über den Prozess Boulanger.
 Heinrich von Treitschke, „Zehn Jahre deutscher Kämpfe, 1865—1874“, Berlin, Reimer, 1874.
 „Vorwärts“, Zentralorgan der sozialdemokratischen Partei, 1890 ff.
 H. Wiermann, „Deutsche Politik seit Bismarcks Entlassung. 1890—1892“, Berlin, Skopnik, 1893.
 Max Wirth, „Geschichte der Handelskrisen“, 3. Aufl., Frankfurt a. M., Sauerländer, 1883.

比西馬克時代獨逸帝國史下卷目次

第二編 (千八百七十八年より皇帝維廉一世崩御に至る獨逸帝國千八百八十八年三月九日)

第一章 比公の國民經濟政策

一頁……………四十八頁

比西馬克の實驗主義◎製鐵業と保證取得權◎改革の理由と其方策◎千八百七十八年迄諸改革成らず◎カムプハッセンと比西克馬◎ホブレロト氏◎ストルベルク氏◎チーテマン氏◎國民經濟的連合◎僧侶保守聯合◎ハイアルベルク會合◎奧大利との條約◎千八百七十八年十二月十五日に於ける比西克の覺奮◎並に其覺奮に對する判斷◎利害の衝突黨派の紛争◎新紙上の論戰◎

第二章 千八百七十九年の帝國議會に於ける比西馬克の經濟政策及

其結果

四十八頁……………二百二十頁

勅語◎議長選舉◎口籠法◎審問勅諭◎奥國との條約◎千八百七十九年三月八日の討論◎關稅委員の行動◎關稅法案及諸政黨◎耶蘇復活祭期節◎比西馬克及チエーゲン間の書面往復◎新聞紙の論調◎耶蘇復活祭期節以後の帝國議會◎帝國議會に於ける總會議◎穀類保護關稅◎柏林に於ける獨逸諸市の會議◎議長フョーシ・フォルケンベック◎穀類關稅◎穀類關稅に關する比公の演說◎木材關稅に關する比公の演說◎遮断法◎財政關稅并に擔保問題◎中央黨の「聯邦擔保」フランケンスタインの條件◎自由黨大臣の掛冠◎ベンニグゼン氏の演說◎比公の演說◎帝國の「眞正なる友人」としてのウヰンドホルスト◎フランケンスタイン案の可決◎フオエルク、シヤルス等の一團◎關稅改革の終局◎

第三章 比公の鐵道及租稅改革。新濟經

的立法(千八百七十九年より千八百八十一年に至る)

百二十一頁……………百六十四頁

鐵道改革◎千八百七十年に於ける比公の二覺悟◎普魯西國の方針◎帝國租稅改革◎煙草稅◎帝國印紙稅◎聯邦會議との抗爭◎取引所稅◎兵役稅◎兵役稅の否決◎比公の普魯西國租稅改革◎二年の帝國豫算期限◎獨逸國民經濟會議◎關稅法の變遷◎沿海航行◎高利法◎手形効力◎生活必需品法律◎家畜傳染病法律◎職業立法權◎組合法律◎抗訴法律◎寡婦孤兒補助稅法◎官宅稅◎

第四章 漢撒諸市の關稅編入 七年繼

續費及社會黨法律 分離(千八百八十年以後)

百六十四頁……………二百十六頁

漢堡の關稅區域編入◎比公の國民的識見と其覺悟◎漢堡の反對勸諭◎帝國議會に於ける抗議◎エルベ通航新條例◎ルドハルトの辭職◎請願及反抗運動◎帝國議會に於けるエルベ通航條約の討論◎比公の演說◎下エルベ編入に關する普魯西案◎關稅編入に就き漢堡との交渉◎リヒテルカステン案◎千八百八十一年五

月漢堡との關稅編入條約◎編入補助費◎國祭(一八七九年—一八〇〇)◎帝國裁判所の開院式◎コェルンの伽藍落成式◎維廉親王の結婚◎千八百八十年新陸軍條例七ヶ年繼續費◎社會黨法律の延期◎比公の中央黨攻撃◎國民自由黨の不和◎國民自由黨の分裂◎ラスケルの脱黨◎分離千八百八十一年八月◎分離派の大抱負及實行◎

第五章 羅馬と和合せむと計る事(一千

八百七十八年より八十三年)

二百十六頁……二百八十七頁

レオ八世及維廉皇帝の文通(一八七八)◎キッシンゲン商議◎フランキの商議◎後任者ニナ等◎ガスマイン及維也納の商議◎千八百八十年二月二十四日の法王告示◎報告義務◎千八百八十年三月十七日の普魯國決議◎三月二十三日ニナの告示◎中央黨に對する法王の秘密訓令◎第一普魯西媾和法律◎千八百八十年七月十四日の第一普魯西媾和法律及其結果等◎教務大臣エスレル◎第二普魯西媾和法律◎波蘭主義◎千八百八十二年五月二十一日の第二普魯西媾和法律◎越山派の

激昂◎ロリ博士◎千八百八十二年十二月三日皇帝宛の法王親翰◎法王への勅答(千八百八十二年十二月二十二日)シユネーツェル宛のヤコビニの牒書(千八百八十三年一月二十三日)◎ヤコビニ宛シユネーツェルの通牒(千八百八十三年五月三日)◎千八百八十三年七月十一日の新媾和法律◎

第六章 獨逸帝國の社會政策(千八百八

十年より千八百八十九年)至

る)

二百八十七頁……三百八十九頁

國外の批評◎社會の巨人◎國內の不滿◎比公實施の功勞◎社會民權黨の倨傲◎帝國議會に於ける第一災害法令◎其主要なる内容◎帝國議會に於ける該法案◎二月二日に於ける比公の演説◎該法案の破棄◎比公必勝を確信す◎千八百八十一年新選舉◎千八百八十一年十一月十七日の勅語◎職業統計◎第二災害保險法案◎同法案破棄せらる◎千八百八十四年の第三法案◎其内容及帝國議會に於ける修正◎千八百八十四年七月六日該法律案の確定◎千八百八十三年六月十五日

病者保險法◎反對の潮流越山黨社會民權黨◎該法律の光榮ある結果◎災害保險法の結果◎疾病保險法の結果◎煙草專賣及其宣言◎煙草專賣は失産者に執りての世襲財産なり◎審査會及聯邦會議に於て◎豫定の計算◎帝國議會に於ける第一讀會◎第二讀會◎比公の演説◎ベンニグセンの演説◎煙草專賣法案の否決◎不具者及老若給養◎其準備◎其法案◎第一讀會◎委員會の決議◎第二讀會◎可決◎討論の拔萃◎三月二十九日比公の演説◎社會民權黨の疑念◎リープクネヒト氏の態度◎マルシヤルの演説◎ホッテヘル氏の演説◎五月十八日に於ける比公の演説◎千八百八十九年六月二十二日不具者及老人給養規則の内容◎該法律の利益◎該規則の恩惠◎マルシヤルの言辭◎

第七章 獨逸帝國の内治外交(千八百七

十九年より至千八百八十九年

三月に至る)

三百八十九頁……………四百六十頁

帝國議會の多數一八七八一八八〇〇ハンノーフェル王ケオルク五世の薨去◎コー

ペンハーゲンに於けるウエルフ派の狂言◎露獨の干渉◎ゴルチヤコフの敵意◎佛國の内情◎露相の誦調◎露國に於ける排獨主義の發表◎露獨相近かんさす◎露帝歴山二世の暗殺◎露國外交の新首領ギールス◎ダンチロの會見◎好事覺多し◎佛蘭西の變動◎ガムベッタの抱負◎ガムベッタ内閣◎ガムベッタ頭覆◎ニコレフ將軍◎ニコレフ及イグナチエフの末路◎フオンキールの旅行◎エルチヤコフ逝く◎露皇の書簡◎密通◎ブルガリア問題◎新國主アレキサンデル公◎ツァンコフの發表◎土耳其の關係◎セルピヤ戦争◎露國の奸計◎公の讓位◎獨逸の同情◎爾後の形勢◎比公の演説◎獨逸の兩國◎短期議會に於ける社會民權黨◎ブルガリア問題と戦争数論◎政府反對派の言論◎比公の論評◎

第八章 獨逸帝國の内治外交續編

四百六十頁……………五百八頁

千八百七十八年に於ける獨土の關係◎英獨の關係◎埃及に於ける英國の行動◎比公の所見◎埃及事件の整理◎獨逸の關係◎獨佛の關係◎プーラッセンセー◎内治政界◎政府黨選舉に敗る◎プットカームルミ選舉干渉◎皇帝の勅諭◎進歩黨◎勅諭に對する比公の説明◎兩大臣意見の衝突◎ベンニグセン氏の

政況演説◎ベンニクセン氏國會の事業を辭す◎國祭日◎ニールワルト紀念祭
 ◎ルーテル祭に於ける獨逸皇太子の演説◎國民自由黨の復興◎獨逸自由思想派
 ◎ハイデルベルグ宣言◎ノイスマットに於ける國民自由黨の會議◎比西馬克の
 反動◎

第九章 獨逸帝國の内治外交續篇 (千

八百八十四年より千八百八十

六年迄の内政)

五百八頁……………五百六十頁

比西馬克に對する獨逸自由派及中央黨の敵視◎ラスケルの逝去◎帝國内閣の對
 議會策◎社會黨法◎アラウンシュワイヒ相續問題◎比公の機關◎三角同盟の皮肉
 政畧◎自由通行券◎議員の日當◎比公の意見◎退去條例◎増給問題◎比公の演
 説◎外務に於ける第二の局長◎外交事務の繁劇◎比公の信任問題◎外交官更増
 給案の否決◎各國新聞の判斷◎帝國議會に於ける波蘭人の放逐案(千八百八十五
 年)◎放逐案に對する抗議◎抗議に對する勅旨及比公の説明◎普國植民法案◎比

公古稀の壽(二八八五年)◎皇帝の恩賜◎國民の贈遺と其使用法◎シェーンハッセ
 ン基金と高等教育費◎比公一家の財政◎フアルチンの別墅◎老雄連の祝辭◎ハ
 ウル・ハイゼの頌歌

第十章 獨逸帝國の内治外交 (千八百

八十六年より千八百八十八年

に至る 完結)

五百六十一頁……………六百二十九頁

社會黨法律の延期◎千八百八十年以來社會民權黨の發達◎ウイテン會議◎ウイ
 テンの宣言◎ウイテンに於ける黨祭◎社會黨の非運◎コーペンハーゲン會議◎
 無政府黨員の罪惡◎社會民權黨の舉動◎殉教者の稱賛◎貴顯暗殺は必要事件也
 ◎社會民權黨の國家無視◎賣國事件◎ブラインシュエー陸軍大臣となる◎戦争教
 唆◎獨逸新國防法律(一八八六年)◎モルトケ◎同法の否決(一八八七年正月)◎モル
 トケの演説◎比公の演説◎帝國議會解散◎佛蘭西の戦争準備◎帝國議會選舉(一
 八八七年二月)◎法王對中央黨◎軍事法案の可決◎其影響佛國に及ぶ◎皇帝九十

の誕辰◎シチーペーレ事件◎サザ・カルノー大統領となる◎羅馬と露西亞との平和條約◎比西馬克と露皇一八八七年十一月◎新獨逸國防法案千八百八十七年十二月◎帝國軍隊に對する帝國公債◎千八百八十八年三月六日の比公の演説◎

第十一章 皇帝維廉一世治世の最終年

皇太子の不例 維廉皇帝の

登遐

六百二十九頁……六百七十九頁

皇帝治世の最終年◎アランデー税の改正◎砂糖税◎憲法變更の議◎社會黨法律の延期◎皇太子の不例(初期)◎皇太子の不例千八百八十七年五月十八日より廿五日に至る◎皇太子の不例千八百八十七年五月二十五日より六月九日に至る◎皇太子の不例(六月上旬より九月三日に至る)◎皇太子の不例千八百八十七年九月三日より千八百八十八年二月九日に至る◎皇帝の不豫◎皇帝の崩御◎國民の悲傷◎比西馬克の吊辭◎全世界の哀悼◎

第三編 目次

第一章 皇帝フリードリッヒ三世の治世

(千八百八十八年三月九日より

同年六月十五日に至る)

一頁……四十九頁

皇帝フリードリッヒ三世の治世◎皇帝の遺毒◎第一回の勅語◎比公への廢輪◎勅令◎最優陸軍◎政府の愛撫◎皇帝の獨逸的感情◎佛國に於ける獨逸人侮辱に對する佛國に關する旅行券の制限を以てす◎露國新聞の教唆を峻拒す◎ハツタメへの結婚の契約◎結婚畫計敗る◎皇帝の意見◎英國の請求◎獨逸自由思想派◎甚深の抽獲◎大臣フオン・ブトカールの辭職◎フリードリッヒ三世の崩御◎國民喪◎フリードリッヒ三世の崩御◎獨逸自由思想派の贊稱◎比西馬克の干渉◎送附者ケフゲン教授告訴せらる◎ケフゲン教授の審問と帝國裁判所の判決◎

第二章 維廉二世統御の發端

五十頁……………九十九頁

判断の原則◎皇帝維廉二世◎皇帝とヒンツペーテル◎皇帝比西馬克を尊敬せる事◎頑固なる反動者◎治世劈頭の處置◎千八百八十八年六月帝國議會開かる◎普國々會◎皇帝維廉二世と比西馬克◎皇帝の平和的北方巡遊◎露國新聞の敵意◎羅馬維也納に於ける平和的巡遊◎聖宴及演説◎千八百八十八年十月二十八日伯林市民代表者に賜へる皇帝の勅旨◎内治上に於ける皇帝の態度◎ブットカール、ベンニクセン◎皇帝維廉一世の遺言發表◎皇帝僧正の誓詞に答ふ◎ハレナック教授伯林に召聘せらる◎比公神學博士となる十◎月四日に於けるドゥケナス伯の演説◎ストエラケルを冷遇せらる◎皇帝公子派を退け合同派を招く◎千八百八十九年末に於ける三派の選舉提擧◎

第三章 維廉二世統御の續編

九十九頁……………百四十四頁

文武官吏の交送◎モルトケの退隱◎モルトケの後任、ワルアレンゼーと比西馬克◎

政策と軍事◎武斷公子的暗潮◎比西馬克に抗せる「軍事上の暗潮」◎比公排斥の「暗潮」◎各國君主の訪問と皇帝の平和旅行◎外交政策◎内治及立法◎帝國會社法の改正◎帝國銀行條例の改正◎保守的農業者の我意計画拒絕せらる◎經濟上の好況◎嶺山坑夫同盟◎皇帝の調停◎伯林調停◎皇帝を欺きし三代表者◎皇帝の將來を戒むるに足る◎

第四章 獨逸殖民政策

百四十四頁……………百九十頁

獨逸殖民政策に於ける比公の原則◎獨逸植民地の發端(フィナー諸島)◎西南亞非利加◎トンガ島◎サモア及布哇との條約◎獨逸海上貿易會社◎サモア購案◎同案の否決と其影響◎植民に關する國民的影響◎獨逸植民同盟◎亞非利加旅行の獨逸人◎西南亞非利加に於ける第一項の所有◎タニウアキツの所有地アンガラ、タエナ◎並に海岸地◎英國の陰謀◎英國の承認◎ナマクア及びダマラ◎英國の行爲◎英國西南亞非利加に於ける獨逸の所領を承認す◎西部亞非利加◎カメルン地方◎英國の陰謀◎獨逸の兵力と保護手段◎英國との交渉◎英國の謝罪◎西部亞非利加に關する英國との妥協◎

第五章 獨逸植民政策續編

佛國との幹干策◎ロンドン會議◎協定の要領◎千八百八十五年のコンゴ會議◎同會議の結果◎千八百八十五年カローリン諸島に關して西班牙國と葛藤を生ず◎カローリン諸島の紛擾に關する條約◎獨逸郵便航路◎千八百八十四年第二の郵便航路議案◎比公の演説◎北獨逸ロイド會社の約定◎航路◎科學施設の需要◎越山派◎植民局◎南洋◎ノイヴィンチア(カイゼル・ワグネル・ヘルマ島)ノインフ・マニエン(比西馬克群島)◎ア・レーヤ群島◎サマア事件の協定◎西南非利加(千八百八十六年)◎東部亞非利加(千八百八十四年)◎サンジマルのヌルマヌ◎獨英兩國の協定◎サンジマルに關する條約◎亞刺比亞人の外起(首魁アシ)◎奴隷賣買廢止論◎獨逸議會に於ける奴隷賣買廢止法案の可決◎アシ◎亞刺比亞大暴平せらる◎エモン・バシヤ◎

第六章 帝國領(若くは)エルザス・ロートリン

帝國領の自治制◎憲法と行政◎帝國領代表者シユチー・ゲンス◎マントイフェル氏の演説と其施政方針◎太守施政の功績◎自治制の擴張と州委員會◎領地法律◎獨逸語◎教育上の施設と高等教育會議◎兵役義務と徵兵◎去就問題◎兵役義務延長と處分◎農業上の注意◎太守施政の缺點と弱點◎名流と越山派に對する寛假◎チルスハイム兒童教育所◎寛假政策の結果◎佛國派の陰謀に對する強硬手段又其結果◎施政◎概評◎ストラスブルク煙草製造所と煙草專賣權◎マントイフェル將軍の逝去◎ホーヘンローヘ公太守となる◎新太守の施政方針(自耳變化する事)◎行政事務の變更(千八百八十七年)◎帝國代議士選舉に關する訓示と結果◎選舉後の施設◎千八百八十七年の處罰と佛國派の敵對運動◎佛國の陰謀◎千八百八十七年ハト博士選ばる◎千八百八十八年の州委員會◎ハトリ博士ストラスブルク大學に對する帝國の補助を帝國議會に陳述す◎皇帝フリードリッヒ治世中に於ける佛國の陰謀◎旅行規則及其効力◎獨逸貨幣及本位◎帝國領地再び獨逸化する事◎旅行規則の廢止◎エルザス・ロートリンに於ける戰闘準備の法律◎獨逸思想の最新宣言◎

二百四十三頁……………三百二頁

第七章 比公の掛冠

(千八百九十年三月)

三百二頁……………三百五十頁

皇帝の万機親裁◎宮廷の勢力及無責任の輔弼◎維廉一世◎維廉二世◎現皇帝と比公◎衝突の原因◎新社會黨法◎御前會議◎社會黨法の非決◎皇帝の勅諭◎社會黨法不決の即ち保守派に在り◎僧侶保守兩派連合の危険◎此連合に對する有力社會の變調◎選舉煽動◎皇帝の勅令◎同勅令及び萬國勞動會議に對する比公の位置◎同勅令と樞密院◎皇帝對比公衝突の最後の原因◎皇帝と各大臣との交渉◎千八百五十二年九月八日の勅令◎ウヰルホルストの比公訪問◎皇帝比公の退職を促す◎公の辭表◎公の覺悟◎公愈々甘んぢふ◎皇帝の諭旨◎事務室明渡の多忙◎比公告別の爲め宮城に詣る◎パーアン大公に告別す◎ハルロッテンブルクに於ける累代の陵墓に告別す◎王侯政治家及國民の愛惜感謝◎帝國及普國兩議會の舉動◎比公伯林を去る◎比公のカプリフィに對する眷思◎外國新聞記者の引見◎カプリフィの比公に對する意氣並千八百九十年三月の勅令◎

第八章 新局面並に結論

三百五十一頁……………四百三十四頁

舊方針遵奉の約束◎新局面の結果◎新局面の外交◎千八百九十年に於ける英國との條約◎植民地に於ける獨逸の失敗◎皇帝露國皇帝を訪ふ◎英國に對する風從◎巴里に於ける獨逸皇太后◎三國同盟及英國と對三國同盟◎露佛の干渉◎通商條約上に於ける失敗◎西班牙及露西亞との商議◎露國との干渉◎羅馬に對する情態◎新局面の内治社會黨法に對する調和策◎社會黨寸毫も面目を改むるなし◎宮廷兼政府黨としての自由思想派◎中央黨に對する讓步政策◎カノサへの進行◎小學校法律◎チエドリックの小學校法律此法律◎に對する論議◎文藝の最高代表者◎危機逼り來れり◎危機の結果◎保守黨の縮少◎波蘭に對する讓步◎ウエルフ派に對する讓步◎比公に對する新局面と比公言論の義務◎千八百九十年五月二十三日の勅令◎皇帝の演説◎モルトケの逝去◎比西馬克の維也納旅行◎海鴉の奔翰◎比西馬克の凱旋行◎加特力會議◎政府中央黨に求婚する事◎政府の術策◎千八百九十三年帝國議會總選舉の結果◎國民の意氣◎

比西馬 獨逸帝國史下卷目錄終

比西馬 獨逸帝國史下卷

獨逸 法學博士 ハンス、ブルム 原著

日本 文學士 隈本 繁吉

日本 文學士 雨谷 羔大郎 合譯

日本 文學士 白石 眞

第貳編

千八百七十八年より皇帝維廉一世の崩御に至る獨逸帝國千八百八十八年三月九日

第一章 比公の國民經濟政策

(千八百七十八年より千八百七十九年に至る)

比公は千八百七十七年に於ける十箇月の賜暇に乘じ、蒼鬱たるフル
チン森林の開地に赴き、努力一番、自己の考慮及び確信に由りて既に數

年來留意苦心せる問題を解釋するの準備を爲せり、問題とは何ぞ獨逸經濟上の改革是なり。公が舊時の僚友より、己の意見並に企畫に就き、満足なる補助を得むは、到底望む可からず。デンプルラクは既に公と關係を絶てり。カムプハウゼン及びアヘンバッハは誠實に宰相と、新軌道の大半を辿らむと欲せり。然れども其協力たる、公の熱誠に對しては活氣に乏しく、「因循」の觀あるを如何せむ。比公の懷抱せる全豹を、共に貫徹せむことは、固より渠輩の決心する所にあらず。左の句は、危急存亡の機、一に此唯一なる人物の肩上に在るを證して餘あり。

若し歴史が至大の變化を斷行せむ爲め、反抗する機械を強壓せんには、自ら吾人に其意思を指示し、又最も明白に之を表章せむ。

嘗て普國々會及びエルフルト會議に列し、獨逸に於ける埃國の壓制的主權を辯護せし、當年の公子派比西馬克は、大勢力ある歴史の經驗及教訓に反抗せる機械として、フランクフルトの聯邦議會に臨み、其囂に口を極て稱讚したる埃國の統治權を目するに、普國及び獨逸の權力並

比西馬克の
實驗主義

に統一上、最有害なる仇敵たりとし、眞面目なる見識と理會とを有するに至れり。比西馬克は既にフランクフルトの議會に於て、徐ろに埃國より背離し、千八百六十六年、獨逸に於ける埃國の主權に、最後の打撃を與へたるチュートンの邪神に、其身を委ねたりき。歴史に反對なる運動を爲せる機械として、將來の公子派比西馬克は、進ひて憲法に據り、獨逸人民に賦與するに、立法及び國家の共同生活上、最自由なる選舉法并に參與權を以てしぬ。今や比西馬克は、其努力に由り、獨逸史か要請せる獨逸經濟政策に對する困難なる任務に、一身を捧げたり。彼の心魂と感念とは、常住坐臥、此問題に傾注せり。既に千八百四十八年、第二回聯合普國々會、及び千八百四十九年普國衆議院に於ける彼の演説は、之か證明を與ふるものあり。加之比西馬克は、當時全く獨立的思想を懷抱するの證明を與へたり。然れども爾來三十年の歲月は、流れ去て跡なく、往時の土木長官たるフォン、シエーンハウゼン、即ち比公は、獨逸宰相の位に昇進しぬ。此日子中、彼は主として其國家及び人民の國民的

政策の任務に當りたりき。是れ彼は國民的政策に對する利害の、自ら諸政策中最緊要なるを知りたればなり。是を以て三十年の長星霜、彼は獨逸經濟政策の經綸を、他人に委ねざるを得ざりき。想ふに彼は未だ蒐集せる國民經濟書の一部をも窺はざりしなるへし。然れども今や彼の所見に據れば、獨逸經濟及び獨逸國民は自ら彼が經濟政策の衝に當らむことを要求せり。恰も他人の授與せしもの、總て彼を鼓舞して之を拾はしむるの觀あり、蓋し彼は狹窄なる學說の範圍を顛脱し、悠悠自ら悟るものの如し。即ち彼は唯自己の實際的經驗及び時務の通曉より得たる感念に服従し、此經驗を獨り國民的精神中に利用せむと欲せしのみ。

比公の經濟改革は前述の事實及び着眼に顧みば、其當に貴重すべきものなるを知るべし。人若し國民經濟上の組織及び學理の論點より、彼の經濟改革に判断を下さんか、多少誤謬と弱點とを摘發するの理由あらむ。然れども此改革の正當なる歴史的價值に對し、此等の理論的

判断は、決して望む所にあらず。比公は内外多事の衝に當り、吾獨逸國民の經濟上、公にあらずんば、何となれば當時公を措て他に其人なければなり、國民をして發達せしむる意思と氣力とを有せしむる能はざる危険の位置に在りとの確信を抱けり。公は範疇的命令、即ち歴史及び事實の抵抗すべからざる束縛に従ひしと雖、尙天賦の材能氣力及び勉勵の全幅を奮ひて此大事業に當らむとせり。加之千八百七十七年フアルチン休暇の十月間、公は其盡力すべき新計畫に對し、充分なる事實的及び理論的智識を準備したり。故に確實なる學說を抱く之士が、前日の如く自稱鑑定家なりと攻撃せるに對し、公が智識の堅甲利鐵は、之を逆撃して屏息せしむるを得ん。其他公は諸問題に對する公の見解は、紛雜不定なりとの非難を辨駁すへきなり。是に於てか千八百八十一年二月二十四日、特に此點に關して説明の勞を取れり。

『今や余は更に何をも學ぶ能はずと往時信せし、或は今日信するの輩に屬せざるなり。人若し余を詰りて言はん、二十年前足下は余と相

等き意見を有せり、余は今日猶同一意見を有す、而して足下は如今是に反對なる思想を有すと、余は是に對へて言ふべし、然り子が、今日賢明なるか如く、二十年前余は又子と同じく賢明なりき、然れども、今日余は一層賢明となれり、余は二十一年間に於て勉強の功を積めり、余は常に唯一の北斗を目標として立てり、何ぞや、公衆の安寧 (Salus Publica) 是なり。余は余の生涯に於て理論家にあらず。政黨が依りて以て分散集合する凡ての組織は、余に取りて第二の問題なり、余が第一の問題は、國民なり、外國に對する國民の態度なり、獨立なり、吾人が世界に於ける大國民として運動し得べき方法に於ける組織なり。』比公は千八百七十七年以來、自由貿易組織が千八百六十一年の獨佛通商條約以後、我關稅及び通商政略を左右せしも、今や獨逸に對しては唯、アッセンブル、レグ、ワシントン、シマ、ソ、ツシ、シ、ム 獨逸の隣國即ち埃魯兩國が過大なる關稅の帶を以て自ら包圍せり、

し、是に由りて非常に繁榮を來したると、佛國も亦同様の手段及び、煙草專賣に由りて大に國家收入の増加を來し、又其製鐵及砂糖業に輸出奨勵金を與へし爲め、大に獨逸の不利を生ずるに至りたると、最後に英國が自由貿易の繼續に由り、壓倒する成效を以て、獨逸經濟の破滅を脅迫するに至りたる事の如き、皆公の確信をして鞏固ならしめたり。獨逸製鐵業の運命は、實に比公の確信に、第一の論據を與へり。千八百七十七年一月一日の鐵類關稅全廢に就き、比公及び皇帝は、長く熱心に反抗したり、是れ此計畫により脅迫せられたる獨逸製鐵業の社會より幾千の救助を求むるの喚聲を聴取したればなり。然れども既に獨逸關稅會議以來、利害を有するものは、全く事情に通せずして常に誤謬に陥るものなりとの解釋採用せられぬ。此比公の經綸に就ては、吾人は概ねボッソングル氏の著、フオルク、スウ、ヰル、ト 國民經濟家としての比西馬克第一卷に據るものなり。比公は千八百七十六年此問題討議の際、伯林に在らざりき。カムプハウゼンの明瞭精確なる雄辯は、内閣會議に勝を奏しぬ。次日、大臣

は一致して鐵類關稅の延期を擔保せざることを、即ち千八百七十七年一月一日より無條件に廢棄せむことを皇帝に奏請せり。其結果は經濟上の擾亂を惹起しぬ。是より先き英國は、重大なる米國恐慌の反動に原ける大破裂により追及せられたる最後の歐洲大商業國たり。獨逸及埃太利に於ける破裂は、既に千八百七十三年に發生し又其以前より形成せられたる、此破裂は、英國に於ては、最初に銀行業者間に發火し、痛ましき打撃を加へたり。然れども千八百七十三年及び千八百七十四年に於る全歐洲大陸の如く、迅速なる生産超過に由りて損害を蒙りたる英國製鐵業は、直に同情心を惹起せり。千八百七十九年帝國議會に提出せられたる比公の公文書に由れば、當時英國に於て賣餘せる製鐵の貯藏高は、十五億キログラムに上れり。英國は貨幣を作らむか爲めに、如何なる代價を以ても、之を賣放たざる可らず、此等は今や開放せる獨逸の關稅を通過して、獨逸に輸入せられ、爲めに獨逸製鐵業者は其固有の價値を引下ぐるも英國鐵と價格の競争を爲さざる可らざ

製鐵業と保證取得權

るの壓迫を蒙れり。英人は棒鐵及鐵軌に於ては、製産費及び運賃を加へて、殆んど一噸二十馬克以上の價格を保ちたり。而して獨逸の鐵類關稅廢棄後、即ち千八百七十七年一月一日以來、最早獨逸の製鐵者は、此優勢なる競争者を壓倒すべき何等の方法をも有せざりき。加之、當時直接に佛國政府より不當の補助を得たる競争ハ、佛國より進來せり。凡て獨逸の抗論に頓着せず、佛國は、保證取得權の濫用を主張せり。其結果たるや、佛國人は、生鐵或は鋼鐵の製品を外國に輸出する際、其製品が内國或は外國の材料より製造せられたるを論せず、輸出したる重量に等しき生鐵等の重量を關稅なくして外國より輸入するの權利を與へし證書を政府より受取るに在り。此證券は又他に賣與するを得るものにして、其目的たる、此等の鐵類を外國より佛國に輸入せむとするに在るものとす。故に唯内國鐵を輸出したる佛國の鐵業者は、此取得保證權を賣却して自ら全く拂はざる輸入稅の賠償を受取るを得るなり。故に此等の製造者は、製鐵品の新取引をなすに當り、賣却

せる取得權に由て得たる金額丈け、代價を低廉にするを得べきなり。吾人は既に謂へり、吾獨逸の製鐵業を窒息せしむべき此等外國企畫の結果は、畢竟獨逸の一大不運を醸したることを、獨逸の高大なる窯竈の多數は、其煙を上ぐることに能はざるに至りぬ。職工の幾千人は其麵包を失ひたり。爾後比公か懷抱せる經濟政策に抗せる聰明なる反對者も、亦漸く其過を悟れり。千八百七十九年三月六日、ベンニグセン氏は帝國議會に於て演説して曰く、

「吾人は、獨逸大工業の一なる製鐵業か、既に多年困難なる危險に瀕せる時に在りて、猶成立せる鐵類關稅を廢棄したり。諸君、是れ實に過激にして思慮なき意義を有する自由貿易的事實なりと謂ふべし。此處置に就き、吾人は就中聯合政府に對して責任を有するものなり。

余自身は保護關稅施行に左袒せる友人と共に、當時即ち千八百七十六年の帝國議會會期中、説くに、若し政府をして製鐵業か危險の狀勢にあるを看取し、既決せる鐵類關稅の廢止を或年期間或は無期限

に延期するを目的とする提議を提出せしめば、吾人は此動議に賛成すべきを以てしたり。余は當時の帝國議會に於るのみならず、今日と雖、此絶對的自由貿易論者に對して云はん、諸氏か鐵道關稅廢止の如何なる結果を生すべきかを先見したらむには、當に這般の處斷を放棄したるべきを。想ふに吾黨の士と雖、若し當時即ち千八百七十六年より千八百七十七年間に、前斷の考察を下さざりしならむか、自由貿易論を代表し、其勇將たりしもの多々ありしならむ。

比公は千八百七十六年の終りに際し、大臣「カムプハウゼン」及び「アヘンバハ」をして、少くも佛國「保證取得權」の誤用を匡正して、獨逸製鐵業の脅迫せられたる危險の境遇を脱せんとせたり。兩大臣之か取調に従事し、千八百七十六年十二月、帝國議會に一議案を提出せり。是に據れば、聯邦議會は鐵、鋼鐵（生鐵を除く）及び生鐵鋼鐵の製作品、並に鋼鐵及鐵製の機械に就き、若し内國工業の利害に對する保護の必要なる場合にありては、是か調和の租稅を課するの權を有すべしと云ふに在り。

千八百七十六年帝國議會に於て、此提出案の第一讀會の際、カムプハウゼン及アヘンバッハ氏は、熱心に之が辯護を爲せり。比公は之に就き、自己の見解を以て此提出案の唯「内拂」に過ぎざることを指示したり。又公は十二月五日議會に於る演說中、露國の妨礙政略に對して、之か報復の處置を執るべき覺悟を有することを宣言し、遂に千八百七十六年十二月十二日に至り、露國の輸入する諸産物材木家畜に對し、獨逸か防^{ブル}止關稅を徵收すべきの趣意を表明せり。然れども此際公は通商政策の問題上、専ら遠謀する所あるを示し、關稅政策の範圍に於ては之か施行に喙を容れざるべく、而かも其全體の方針に對し、間接に責任を負ふべきことを附言しぬ。進歩黨は、比公の表明を以て、經濟上の反動的計畫なりとし、既に委員會に於て否認せむ事を決定せり。パリジウス氏著「獨逸國の諸政黨」十一頁に詳なり。他の政黨は、ウキントホルストが、來因及びウエストフレンに於ける選舉運動上の關係より、自ら製鐵業の危險に對する辯論者及び提出者となりたる事情に由りて處決しぬ。然

改革の理由
と其方策

れども殊に此提出案の討議を希望するに足るべき論據は、千八百七十六年十二月議會に於て裁判法案決議の如き重要なる利害問題、及び帝國議會疲倦の下に苦まざるを得ざるに至れり。故を以て此提出案は決議を見るなく、空しく委員會の掌中に埋没し終りぬ。何となれば既に十二月二十二日には、帝國議會の閉會及び總撰舉の施行あり、翌千八百七十七年一月に至れば、新撰舉切迫し來りたればなり。

吾人は經濟改革の範圍上、其指導者を以て自から任ずるに至りし比公の動機を明瞭ならしめむか爲め、長く此事實を臚列するの勞を取れり。公は獨逸最重要なる工業が危險に陥り、渠等の出血と衰憊に遇ふべきを認めり。即ち公の鐵類關稅を成立せしめむとする勸告は等閑に附せられ、佛國境上に於ける取得權の濫用を停止すへき調和稅も成立に至らざりき。當時大臣及び國民代表者の薄弱無能なる眼中、又脅迫し來れる害惡を杜絶するの見識を有せず。公の強健なる手腕と明快なる見識とは、絶望攪亂せる關係を改良せむと企てし事、一再ならざ

りしと雖、世間往々自ら公に卓越せるものと信じ、公と輕視する輩あり
公は爾後千八百七十九年二月二十一日、帝國議會に述べて曰く、余は
全く此職務に當るに臨み、政治的資格に關して批評せられたるは、恰
も今日經濟上の事件に參與すべき余の權利、否余の義務に關する批
評を受くるが如きの感あり。余は往年聯邦議會（フェデラール）の使節として、ブラ
ンクフルトに派遣せられし時、新聞紙上の余に關せし批評を記憶せ
り、曰はく、若し此人物を艦長に任命し、或は彼に外科施術を委托せむ
とせんか、彼れ當に曰ふへし、余未だ之を習はず、然れども請ふ一たび
之を試みんと、余は信ず、今や此外科的施術は實行せられて、満足を
諸氏に與へしことを。余は猶記せり、余か大臣に任せられしに當り、
當時の自由的新聞は、其論鋒を向けて曰はく、何を以て此人物に獨逸
第一等の地位を委任することを得んと、疾呼せしを。余は公明なる
立憲時代の大臣よりも、十七年の長日月間、凡ての罵詈と批評とを享

受したる獨逸首相の位置に備はるを以て満足すべきや否を知らず
或は余は十七年間總理の任に立ちたるの後、經濟的問題に就て容
喙する參與の權を有するや否を知らず。余は是に關し、堂々吾同胞
の判斷を待てり。余は後世に就て語らざるべし、是れ余には餘り感
情的なればなり。余は宰相として余の意見を抱持し、且つ之を實行
するの義務を有す。余は一時の効を收ること能はざるの時と雖も、
余の確信を完全に固持し、是に據りて實行する所あらむを期せり。
經濟問題の任務は、比公をして獨逸製鐵事業の、從來行はれ來りたる
自由貿易主義の爲に危險に陥りたるのみならず、又獨逸一般の經濟、即
ち國家經濟も危險に陥りたりとの確信を起さしめたり。千八百八十
一年十一月二十九日、公は帝國議會に於て論じて曰はく、

「余か内閣事務を總理する十五年の後、即ち千八百七十七年、余の股肱
たりしデルブルック氏（von Delbrück）が辭職したるの故を以て、余は此問題を自ら
處斷するの已むを得ざるに至りぬ。又余は教師の所謂 *in verba*

magistri.) 誓約したりとするも實際上の結果は、吾人の立法を根據とせる豫定に適應せざることを發見せり。余は吾人が千八百六十五年以來實施せし自由貿易主義の下に、五十億の膏血を絞りて一時を保持したる銷耗に陥りしこと、並に今や茲に之か救治の方策を執るの必要なることを感ずるものなり。

余は千八百七十七年の統計を以て、余の政務上、重大寧ろ一段落を劃するものなりと思考す。然れども農業の危機、全國煙突の消滅、生計程度、實業、職工の退却、凡百事業の不振は、總て此等事實に對して痛慮すべきを示すものにあらずや。

此の如く危急なる全獨逸經濟の地位を改良せむか爲め、比公は獨逸帝國經濟政策の變更、即ち改革に對して三方策を執るの必要を見たり。第一は商業及關稅政策の範圍に關するものにして、獨逸農工業の製産物が、同量同質の外國製品に壓倒せられざるべきを目的とす。是外國品が獨逸の輸入税なきが爲め、内國品の價格を下落せしめ、又其價格が

製産費或は其以下に達する時に、獨逸の農工業を危險なる地位に陥擠するを防がむとするに出づ。比公の確信に據れば、此目的たる唯自由貿易主義の廢止、即ち保護税の復興に由りて達せらるべきものなり。比公の確信に一大參考となりたるは、獨逸が埃魯に對して、關稅の境界を友義的に開放せしにも拘はらず、埃魯が苛重なる關稅を實行したるのみならず、佛國に在ても亦、獨逸の鐵類關稅の廢止後、幾もなく千八百七十七年二月を以て、保護關稅の法案、議院に呈出せられ、又千八百七十八年には、ブランドホルトの條約に由りて、^{「最惠國民權利を吾人に承認したる獨逸の利益を、當に狭少ならしむべき第二の法案、相踵で呈出せられしこと、是なり。」}

獨逸經濟改革の經營上、比公は、第二着に獨逸鐵道に於ける濫用の廢止に盡力せり、殊に獨逸の私設鐵道が、^{「エレンツァルナグ」}遞減運稅の保證に依り、獨逸内國の貨物よりも、却て外國物品に對して運稅の廉價を來したる不都合を匡正せむとしぬ。此特權ある運賃は、特に外國の製作品、材木、家畜等に其

恩惠を與へたり。是を以て、外國の物産は無税に獨逸に輸入せらるゝのみならず、又遞減運税の補助に依り、獨逸國外なる遠隔地方より、獨逸國內の遠隔なる境上に至るまで、國內の同距離に於ける物産上よりも、頗る廉價に供給せらるゝを得しは、固より怪むに足らず。されば、かゝる事情は、無益の恩惠を外國物産に與へ、恰も輸入獎勵金の如き觀を呈し、爲めに獨逸同業者を痛く壓倒損傷せしは、智者を俟て後之を知るを要せざるなり。

第三に、比公は獨逸財政及び獨逸帝國歳入の改革、帝國一切の直税、殊に負擔の困難を感じたる聯邦（ドイツ連邦）加盟賦税の廢止をなさむと務めたり。當時獨逸國の加盟賦税、即ち帝國に對する各邦の負擔費は、千八百七十二年以來左の金額に上れり。

千八百七十二年……………八二、二六六、七九九馬克
 千八百七十三年……………五九、〇八八、一八四馬克
 千八百七十四年……………五一、三九九、五三三馬克

千八百七十五年……………五一、七一三、二五三馬克
 千八百七十六年……………五五、七五九、一五二馬克
 千八百七十七年……………六四、一七一、六二五馬克
 千八百七十八年……………七〇、二〇八、七四五馬克
 千八百七十九年……………六四、〇五四、五〇四馬克
 千八百八十年……………六四、〇五四、五〇四馬克

是に反して、此補助金は、比公の關稅改革の結果として、此に是を引證せむに、同年度の豫算に於ては、

千八百八十一年……………二五、九〇三、六〇六馬克
 千八百八十二年……………一七、一〇八、三三〇馬克
 千八百八十三年……………一三、七七一、二〇四馬克

に減少せり。

而して帝國の歳出に追加を爲さざるのみならず、却て各邦は、左の年度に於て帝國より左の如き莫大なる剩餘金を拂戻されたり。

千八百八十三年……………一一、五四七、九五一馬克
 千八百八十四年……………一一、五四七、九五一馬克

千八百八十四年より……四〇、九八七、一一〇馬克
千八百八十五年に至る……
千八百八十六年より……一三、〇一四、四四一馬克

此目的を達すべし第一策は、外國の物品に對して、根本的課税の義務を再施するに在り。是に於てか比公は、帝國歳入増加の七千万馬克に至るべきを明言せり。第二策は、帝國の間税組織を確立するに在り、即ち煙草專買法、酒税、印紙税是なり。比公は、爾後自ら帝國議會に其目的を説明して、帝國を以て各邦の負擔重き食客或は、督促する債權者より一轉して、寛大なる監督者たらしむるに在りと曰へり。

比公は此改革の一部を内閣、帝國議會、及び普國國會に於て、貫徹せむ事を力めしと雖、其效なくして常に失敗を重ねたりしが、千八百七十八年の歳末に至ては、其經濟改革の確乎不動なる理由と方針とを以て、政治界に勢力を占むるに至りぬ。

比公の經綸せる保護税政策は、既に説きし如く、千八百七十八年夏期撰擧の日に至る迄、帝國議會大多數の反對に遭へり。又普國內閣に於

千八百七十
八年迄諸改
革成らず

ても此政策の同志を得る能はざりき。カムプハウゼン並にアヘンバッハは、千八百七十七年十二月十二日、帝國議會に於て均一税アウフライヒスツァイクを主張するの際、此政策を目して、稍、保護税の性質を有するものとし、此提出案を保護税組織に復舊するものなりとし、熱心に反對せり。

比公が帝國の手を以て、全國の鐵道を統括せんとするの大計畫は、主として聯邦の狐疑に由り、水泡に屬せしことも、亦既に之を論じたり。比公は、彼等の懸念中に、獨逸の權利と正義とに對する、毫末の信仰なきを發見せり。然れども、爲めに或る壓迫を聯邦政府に加ふるが如きは、公の爲さざる所、是れ帝國の當に取るべき正理なりと信せざればなり。比公の帝國鐵道意見に對して、感動を與へ、否、痛苦を與へたる反對は、普國の大藏大臣カムプハウゼン其人なりき。而して爾後普國の兩院は、帝國國有鐵道の法案を可決せり。又普國政府は、全普國國有鐵道を帝國に賣與するの議を可認したり。千八百七十八年三月二十三日、比西馬克は是に就き衆議院に訴へて曰く、

從來の大藏大臣は、帝國國有鐵道の正當なることに就きて國會より承認せられざりき。比西馬克は、年として奮勵せざるなく、恰か自ら疾病に罹りたるもの、如く、力爭して爲めに麻痺するに至りたり。假令、余は余の同僚及び普國國會より、此事件の主義を賛成するも、又余は内閣議長の位に備はると雖も、此事件の實行を爲すに全く不適當なることを發見せざることを得ず。比西馬克は、同演說中に述べて曰く、余は未だ全く普國政府が其鐵道に對して、帝國に要求すべき大體の價格を知らず、又此價格に就き、未だ毫も商務大臣及大藏大臣間の妥協を致すべき状態に達せず、余は凡そ最近三年間、引續きて之が實行を思ひ、今秋奮て是を果すを力むべしと。遂に千八百八十二年二月十七日、比西馬克は、貴族院に臨み説明して曰く、余は帝國國有鐵道案を撤回せざることを得ず、何となれば、大藏大臣は、普國の鐵道に對して、其代價の莫大なるが爲め、余をして之を眞實なりと考ふる能はざらしむる程の價格を要求せしを以てなりと。

夫此の如く帝國國有鐵道案は、一時、宰相をして其目的を實行すること能はざらしめられたれども、爾後比公は交通機關の公益上、銳意、普國鐵道の復線を擴張し、以て普國に於ける國有鐵道の組織を貫徹するに力めたり。加之、公は帝國鐵道規則の改正、遞減税の廢除、商務大臣より普國鐵道管轄權を分割して、鐵道廳を置くことに其心力を盡しぬ。千八百七十八年三月、アヘン、バハ氏の退くや、マイ、バハ氏は、工務大臣として鐵道長官の職に當れり。

之を要するに、千八百七十八年に至るまで、帝國の全局に通ずる租税及び財政改革は、忽諸に付せられたりと謂ふべし。千八百七十七年二月二十一日、比公は、フアルチンに休養中、其信任せる在伯林代理外務秘書官、フオン、ビュローウに一書を送りて曰く、當時の急務は、財政問題なりと。千八百七十六年來、既に比公は潜伏せる財政の窮乏を觀破し、是を未發に救はむ事を勉めしと雖、更に其效なかりき。今や公は斷然ビュローウをしてカムプ、ハウゼンより、財政考案の提出を要求せしめたり。

カムプ、ハウゼンと比西馬克

公曰く若し大藏大臣にして議長より財政に對する考案を期望す其
査定に従ひ大藏大臣自ら批評を躊躇するとせば是れ全く觀念の轉
倒なり。論議すべき考案を計畫するは固より大藏大臣の責任に屬
するものとす。余は内閣議長として財政考案を按出し或は代表す
るの任務を有せず、獨り大藏大臣の地位か内閣に於ける全政策を執
る一員に適應する方法に依りて在職し又管理せらるべきに對して
責任を有するのみ。財政の考案を自ら計畫し又大藏大臣が賛成せ
ざる時其實行を放棄し或は復舊するの任務は余の權内に在らざる
なり。若しかゝる考案か全く提出せられざるか或は提出其時を得
ざるに當りては余は帝國議會に關係なく余の休暇の満期を待つか
或は第七十條か帝國宰相に示す規定に基き余自ら議會に説明の勞
を取るか二者其一を採らざるを得ざるべし。(帝國憲法第七十條は、
若し帝國の歳出支辨の途なき時は、聯邦加盟賦税を以て補充すべき
ことを規定せり)

カムプハウゼンは其言に従ひ直に是か實行に着手せり。現に千八
百七十八年二月比西馬克は其賛成せしカムプハウゼン氏の財政案を
帝國議會に提出することを得たり。是れ即ち帝國が依て立つを得べ
き帝國の三大租稅案なりとす。其第一は、取引證券及富籤の課稅を
目的とせるものにして、第二は、骨牌印紙稅、第三は煙草稅標準の増加な
り。比公が第三の提議を承認したるは、此を以て比公が帝國の利益上
煙草に對する正當の課稅なりとし、且つ此理想を表明する煙草專買の
實施點なりと思惟したればなり。此等の重大なる提議は、其立憲的租
稅政策及び立憲的帝國內閣の主義上、自由黨及び特に國民自由黨の希
望に背くものなりとす。取引證券課稅の提議は、決定せられざりしも、帝
國議會か社會黨法律案第一讀會の際解散せられたるを以て、骨牌稅は、
帝國議會に承認せられて七月三日に公布せられたり、此課稅は、大臣カ
ムプハウゼンが二年間の租稅改革事業上、帝國に致したる唯一の效果
なりとす。此法案に反對なる多數議員、殊に國民自由黨の意向を表明す

るものは、温和なる代議士ヌナバニ氏日記の文句に據りて知るを得べし、即ちベンニグセン氏の談話なり、同氏は同黨の親友に告るに、比公が煙草專買に對して我黨の責任を要求し、神明赫々、吾人何をか秘せん」と曰ひ、又憲法的擔保を拒絶せしに由り、公との交渉破裂せしを以てせり。又フオン、ボッシンゲル氏は、該黨が此拒絶を爲せしを稱揚して曰く、「同氏記録、一〇六頁帝國議會の方面上より云へば、此法案煙草專買を拒絶したるは、内部の原因より起りたるにあらざりて、議會に於ける沸騰混亂、政黨の新に發達せし事及び鬭争上、新軌道を執りたる政府に對し、往時の如き深切なる協賛を決定すること能はざるに在り。」

此新軌道を執りたる明證は、千八百七十八年二月、煙草稅提出案否決の後、カムプハウゼン氏の辭職に由りて知られたり、爾後千八百八十一年二月十七日、比西馬克は貴族院に於て、彼の最新財政策を誤謬なりと論じたる、前の閣員カムプハウゼンに對し反駁を試みぬ、彼曰く、カムプハウゼン氏は、多事なる七年(七十二年)より七十八年間、十億馬

カムプハウ
ゼンと比西
馬

克の恩恵に由りて充溢せる大藏省を管理するの幸福を有したり、是れ降雨の後地上の乾涸せる泉流が氾濫すると等しく、凡ての財源は混々として流出したればなり、氏は當時假令全世界にあらざるも、少くも普國の財政及び憲法の至善至美なる状態を有するものと確信せり、是を以て氏は貴重なる古館に、數多の螺旋は其鉸釘を失ひ、數多の車輪は其車軸を有せざるに至りしことを、到底自覺すること能はざりしなり、余は上帝が創造の第七日に其創造物を回顧せしが如き、確乎、着實、榮譽ある信念を以て、氏が其事務を回顧するを見たり、氏は又同様の満足を以て、其六年間の在職中、萬事良好なりしことを回想せり、但し恐らくは余を以て惡意ある同僚と考へしならむか、是れ余は萬事かく良好なりとは認めずして、改革を迫りたればなり、然れども舊時の同僚に對する比公の此判斷は、當時の不平に由りて彩色せられたるものなり、カムプハウゼン辭職後千八百七十八年の春に至れば、比公は之に反して氏か其政務觀察に於ける精到なる鞏固

カムプハウ
ゼンと比西
馬克

出でし事、左に掲ぐる宣言に由てト知するを得べし。人々獨逸帝國の最廣大なる範圍に於て、聯邦政府の最後の明晰なる決心を緊張し、以て對外獨逸商業の基礎を立てんことを注意期望せり。獨り帝國議會が千八百七十八年の秋候、社會黨法律案の爲め繁忙を極め、又獨逸の最重大なる諸工業者の經濟的地位及び生活狀態の昇進を計ること、未決定なるの故を以て、宣言者は國民の期望せる獎勵を與へざりしのみならず、實に與ふこと能はざりしなり。然れども獨逸國隣邦の商業政略を參酌して、國民に損害を與ふる獨逸關稅の缺點を觀察し、又獨逸工業の進歩及び國家經濟上に大影響を有する恐慌の發生せるに際し、宣言者は、有効なる撰擇を加へ、適當なる測量を用ゐ、以て獨逸關稅の改革を加ふるの必要を確信し、略ぼ決定する所あり、とは次期の獨逸議會に提供せらるべし。假令諸種の商業政策ありと雖も、署名者は、獨逸商業政策に於ける至難なる問題の、單に自由貿易或は保護稅の信號に由りて解釋し得らるべきもの

にあらす、又博識熟慮愛國心を以て、利害の實際的及理論的反對の調和を計ること實に此場合に處する急務なれとの根本的思想上に一致するものなり。

比公の商政改革案と全く符合する前斷の宣言は、既述の如く、二百四人の議員より署名せられしかば、帝國宰相をして帝國議會總數の一半以上の同意を得るに容易ならしめたり。此事實よりも更に顯著なる事實は、八十七人の中央黨セントラル、三十六人の保守黨、三十九人の自由保守黨フリース、十七人の國民自由黨及び他の諸小派が此宣言に關與せしこと、す。故に此同盟の大多數は越山黨ウルトラモンテン及び保守黨より成れりと謂ふべし。此僱侶保守同盟は實に新議會多數の中堅として、比西馬克經濟改革の法案提出せられし前數日に成立したるものなり。而して同盟せる越山黨及び保守黨の中に在りて、中央黨は當時再び其牛耳を執れり、是れ中央黨は始めて公生涯の肝要なる問題に就き、政府黨レギスラティブに加擔するに至りたればなり。是を以て千八百六十七年乃至七十八年まで、帝國議會を「左

右する勢力を有せし國民自由黨は、其形勢頗る疑問に屬したり、即ち當時千八百七十八年の七月選舉に於て、唯九十八人の員數を得しのみ、從來は百二十七人なりしならず、今や該黨の一部は僧侶保守黨の引卒せる「經濟同盟」に公然加入せしかば、之に對して該黨の「左翼」はラスケル、フルケンベック、バムベルゲン等の指揮に従ひ、比西馬克の方案に抗する純反對の地位に陥りたり。」

此二百四人の帝國議會議員より新に創立せられたる強大なる「經濟同盟」に對し、如何に比公が其考案を固執せしかを聞知するは、自ら一大要件たり。何となれば宰相は從來大改革案の意見に就き、公然發表せしことなければなり。同盟の一領袖は嘗てヴェルテンブルグの總理大臣たりし帝國議會の議員フォン、ツァルンビューレハ氏なりき、氏は千八百六十六年、大早計にも普國を呼びて「敗北者に禍あれ」(«Vea Victis!»)と喚ひしと雖、千八百六十八年獨逸の第一關稅議會ツェルバーランド以來、比公を信し、友誼を締むに至れり。同代議士は「國民經濟同盟」の創立後二日、即ち千八百七

十八年十月十九日、書を以て比公に問うて曰く、改正關稅の法案を次期議會に呈出するの意向あるか、又是に先ち帝國政府は便宜的關稅を以て一の新通商條約を締結せざるかと。かゝる新通商條約關稅は、自ら獨逸關稅の獨立的新規定を障害したりしものなるべく、此新規定は少くも最惠國に對して不幸なる結果を及したるなるべく、比西馬克は十月二十五日、フリードリッヒスルより返答して曰はく、

閣下が余に質し、問題は、聯邦政府が吾人將來の關稅政略に就き、決定したる後ならでは、職務上の返答をなすを得ず。然れども未だ其決定を見ざるを以て、余は唯閣下に對し、余一箇の意見として報道するの外なし。余をして腹藏なく言はしめば、我關稅政策の廣大なる改正を案出し、先づ是に必要なる動議を聯邦政府に提出して、其考查に附せむこと、是余の意見なり。此に關する準備は既に着手せられたり。便宜的關稅の新通商條約締結は、吾關稅改正の問題未終了中、之を如何ともする能はず。

此書は帝國宰相一己の意見に就て明白なる解明を與へしものなるも、尙聯邦政府に於る租稅改革の狀態を指示し、又比公の外國に對する通商條約の主要なる意見をも吐露せしものなり。千八百七十八年七月、比西馬克は租稅改革上、信據すべき約束及び商議をなさむが爲め、ハイデルベルグに出席すべしとの招待狀を聯邦政府の大藏大臣に發しぬ。是に於て八月五日、獨逸諸邦の代表者はワレチック及び舊統のロイスを除き、悉く同地に集會せり。帝國參政官長フレンツトラス、ライヒスカンツレルホフマン氏指揮の下、會議を開く四回、八月八日に至り、帝國租稅改革の大體に就き、諸員皆同意せり。即ち直稅を廢して大に間稅の伸張を行はむとするにあり、該會議は、獨り煙草專賣を以て、緊要なる煙草稅の法式と看做さざるの點に關し、比公の勸誘に反對したりき。

澳國との通商條約は、既に一年半以上、談判に着手せられしと雖、未だ決定に至らず。獨逸の自由貿易家は、其遲滯の罪を以て、比公の保護稅の傾向並に過分の要求に歸せり。然れども實際の事實は一轉しぬ。

ハイデルベルグ會合

澳太利との條約

即ち獨逸の商業家は、千八百六十八年三月九日、親交ある澳太利オーストリア、ハンガリー帝國との條約に由り、再び關稅に關する協商を得むことに勉めり。歐洲自由貿易時代の隆盛當時に締結したる過去の該條約案は、原料品に對しては、關稅を免し、製造品に對しては、穩當なる關稅を課すべき原則として、兩國より發表せられたりき。今や之に反して、澳國は、此兩原則を拒絶し、オンケン氏著、皇帝維廉第二卷、六七三頁、獨逸に對して、獨逸原料品の無稅輸入も、獨逸製造品に對する穩當なる課稅も、是を贊成するを欲せずして、却て舊時の條約に遵ひ、或は事實上、獨逸に於ける、澳國の原料品及製品を保證する無稅或は減稅を、條約に由りて確定せんことを希望せり。此請求は比西馬克の首肯する能はざる所とす。公は將來の自動的獨逸關稅に對する自由を有せざる可らず。かくて千八百七十八年十二月十六日、澳國との通商條約は、唯一年を期限として成立の運に至れり。

帝國の租稅改革に關するハイデルベルグ會議の悦ぶべき一致の結

果は千八百七十八年十一月十二日、比西馬克をして關稅及租稅改革に關する特別委員を任命すべきの議を聯邦會議に提出するの勇氣を與へしめり。聯邦會議は此提議を採用し、帝國及聯邦の官吏十五名より成る委員會を組織せり。帝國參政官ライヒス・カンツレールより三人、普魯士より三人、バイエルンより二人、撒遜ザクセン・ヴュルテムベルク、巴丁、ヘッセン、メックレンブルグ、ワイマール、漢撒諸市より、各一人を任命すべし。此委員會の權限は、關稅、關稅率及び評議員の任定に對する凡ての問題を決定するに在り。委員並に評議員は、學識あるものに諮詢し、又官吏に依て調査をなすべき權限を有したり。比公は帝國議會會員フオン、フアルンビユーレル及び秘書官チーデマン及びフォン、ベッセルを議長に任命せり。委員中の自由貿易は、海市より任命せられたる委員の如く、關稅の地位、即ち骨牌工藝品等の目的物等に關し、忙殺せらるゝの時に當りて此等の委員に對し最重大なる條項の報告を脱し來れり。

前の如く聯邦會議に於て議決實行ありたるの後、千八百七十八年十

千八百七十八年十二月十五日於西馬克の覺書

二月十五日比西馬克は、フリードリッヒスルより聯邦會議に覺書を發し、公が全經濟上の改革を明白に吐露したり、即ち直接稅の輕減及び間接稅増加に對する關稅改革の目的、國境を越て輸入せらるゝ外國製品に關稅を課するの原則に復歸すること、又人民經濟上の論點より此規則を確定すること、従前の保護稅を保持すること、即ち一層高價の關稅を再興し或は現時の課稅を増加すること、並に鐵道稅の改正是なり。同覺書謂ふ所ボンシテ、ボシテ氏記錄一七〇頁乃至一七七頁、浩濼今一々詳載すること能はず。然れども此書に由り凡て重要な問題は、明白確實に説明せられたるを以て、左の如き根本思想は、益、明瞭に表明せられたり。

余の第一に留意す可きは、關稅改正に際する財政改革の利害にあり。とは、比公の先づ喝破せる所なり。如何に獨逸が關稅組織の財政發達上、他國の後に墮若たるかは、書中擧げたる統計に由りて了知するを得べし。是に據れば、去る五年より六年迄、獨逸帝國は人口の全體より曰ふ

も、一員より曰ふも、佛英及び北米合衆國に比すれば、尙かに僅少なる關稅收入を有す。其統計によれば、關稅の收入如何を知るべきなり。

獨逸帝國(千八百七十三年より千八百七十七年迄)……………一一九六八八、二六六馬克

(一人に)……………二馬克、八三

佛蘭西(千八百七十三年より千八百七十六年迄)……………一七七、二八八、四七馬克

(一人に)……………四馬克、八八

英吉利(千八百七十二一年七月一日より千八百七十六年七月一日に至る)……………四二二、二二一、一九二馬克

(一人に)……………一二馬克、五九

合衆國(千八百七十二一年七月一日より千八百七十六年七月一日に至る)……………六二、九九四、六四五馬克

(一人に)……………一六馬克、三四

千八百七十八年十二月十五日に於ける比西馬克の爲書並に之が判

而して此計算中、佛國及び以太利が關稅の代りに專買收入の狀況を以て、外國煙草より得、又公共の爲めに、市稅シチタクとして課する爲めに得る多額の歳入を編入せざるなり。比公更に同書に論じて曰く、進取的政治經濟の發達を有する他の大國が、専ら關稅及び間稅の利潤に由りて、其歳出の填充を求めむとするは、決して偶然の事情に由るにあらずと。此直稅は各納稅義務者に對して全く確定したる總額を要求し、必要の場合には壓制的に徵集せらるゝものなれば、其性質たる、間稅が、課稅せる物品消費の範圍に應じ、又は各消費者が不規則的に該物品の價格に從て支拂ふに比して、頗る壓迫的結果を有するものなり。直稅は全く共同の租稅にして、獨逸國の大部分に其負擔の苦痛を感せしむ、固より經濟上より云ふも、正當の者といふ可らず。六千馬克以下の收入を有する中等社會は、最も之が負擔に苦む狀なり。租稅改革が之を輕減するに於て此限界に達せしめんと欲せば、出來得るだけ關稅の改正を廣潤なる基礎上に始めざる可らず。帝國の間接收入を増加するは、全體

の租稅負擔を目的とするものにあらず。全體の租稅負擔の標準は、帝國及び各邦必要の度に由りて制限確定せらるべきものなり。此等必要の支出に對し、無條件に要求せらるゝに當り、高額の收入を目的とするは決して聯邦政府の意見なりと云ふこと能はざるべし。帝國及び各邦の目的に必要な負擔を増加することなくして、直稅よりも痛苦を感ずる少なきの間稅に、必要な負擔の一部分を交附せむことは、是れ財政改革の成立する所以にして、關稅改正は是が實施に大なる影響を有するものなり。

今や比公の覺書は、關稅改正の基礎を明示するに、高稅を課するに適したる各物品のみならず、普國々境内に入り來りたる物體に對して、千八百十八年より普國稅法の定則となり、千八百六十五年まで、關稅同盟一般の輸入稅と承認せられたる關稅義務の原則を復興するを以てせり。此一般の關稅義務に據れば、唯獨逸の工業に必要な原料品譬へば獨逸に於て皆無なるか、或は重量性質の不充分なる木綿の如きものを

免稅することを得べし。凡て關稅を免除せられざる物品に對する輸入稅は、其物品の價値に應じ、又國內生産の必要に由りて諸種の稅率に分類し、關稅法に由りて規定せらるべし。此稅率は、輸入物品緊要の程度に應じて課せらるべし。其他假令は家畜に在りては頭數に由り、或は價格に由り、鐵道船舶鐵製の河船等にありては、課稅せらるべし。比西馬克は輸入物品に唯五分の從價稅を課するのみにて、千八百七十七年に於ける外國物品輸入の統計を根據とし、公の計畫を採用するとせば、年々關稅收入の増加は、七千萬馬克に至るべきを計算せり。而も是が爲めに、關稅徵集費及び管理費は、増加することなかるべし。

然れども、一般の關稅義務を再興したるは、財政上の論據にのみ、由るにあらずして、經濟上の論據に由るものなり。自由貿易主義の正當なるは、未だ是が解明を與ふる能はず、何となれば、吾人が交通する諸國の大半は、關稅の制限を以て自ら守り、又其増加の傾向は、漸々昇騰しつつ、あればなり。かゝる事情の下に在りて、獨逸製品が外國より驅逐せら

比西馬克の
覺書に對す
る判斷

る、憂慮を有するの時に當り、吾人が財政上の必要を満足するは、國民の經濟的利害に適合する者なり。現今成立せる同盟關稅と共に、各工業に對する純粹の財政稅を包含する適宜の保護稅は、現在の狀態上、輕減せらるゝことなかるべし、殊に重なる工業に對し、實際發見せられたる説明の結果によれば、常に以前より増加せられたり。然れども一般に此覺書は、一箇工業に對する保護稅に反對したるものなり、何となればかゝる特典は、特典なきもの一般の増悪を起すべき一の特權なればなり。「財政の利害上、内國市場の外國物品に對し、内國全體の生産に特權を保證する關稅組織は、かゝる憎惡を生ずることなかるべし。」かゝる組織の結果は、國民の全生産的範圍に就き、均一に配分せらるべし。然れども、唯消費する國民の少數者は、かゝる組織によりて損害を受くるが如き觀を生ず、何となれば、内國製品全體の價直の騰貴及び一般に國民生活程度の昇進に由りて、自ら一般に困難を感ずるに至るべければなり、殊に全輸入物に對し、課稅義務の擴張に由りて、生活の必要品に

對する價格の騰貴を起す場合に在りては、就中獨り消費する官吏及び國民に痛痒を感せしむ。

此覺書は、更に進むで内國に生産せずして、其輸入の必要なる外國物品が課稅せられざる外、外國は大半全く其囊中より關稅を拂はざる可らざることを説明せり。然れども關稅と内國の消費者全體との關係を察するに、五分乃至一割の從價稅は、價格の上に大なる影響を有せずして、又初價イニチ及照會の關係に於ける變化の如き、特に鐵道遞減稅率の不權衡の如き事情は、常に物貨の騰貴に影響を有するものなり。此等は彼の帝國より、賦課せられたる關稅總額をして、獨逸生産を犠牲にし、以て外國品を保證する輸入獎勵金の如き結果を呈せしむるものなり、故に余は鐵道稅の改正、亦國境關稅の改正と共に相關聯して實行せざる可らざるものなりと確信せり。隨て帝國の經濟的法律を、一箇の想像と一致せしめんとし、私意によりて聯邦政府及び帝國議會の通商政策を無效に歸せしめんとし、及び國民の經濟的進路をして、唯一の物體に

動多き高價の輸入獎勵金を與ふの結果として必要生じ來るべき紛亂動搖に曝露せしめんとするが如きは、各國國有及び私立鐵道管轄に對する正當なる見解と云ふ可らざるなり。

此覺書は、千八百七十八年耶蘇生誕日の前夜に於て發表せられ、非常なる驚愕を喚起したり。是に由りて全國民は、比西馬克の經濟改革策に關し、明瞭に知悉するに至れり。正當に判斷すべき位置にある人士は、其反對なると否とに拘らず、大體上獨立保守黨の主要機關紙「郵報」の所論に賛同を表せざることを得ざるべし。同紙曰く、遠大なる思慮と斷乎たる決心とを以て經營せる此改革案は、最光明ある條理に由りて吾人の眼前に致されたり、是れ自ら租税及び關稅の干弊問題を解釋せるもの、尙に嘆賞すべき價值ありと謂ふべし。

又帝國宰相に敵對せる社會に在りても、公の經濟改革問題に於ける計畫の綱領は、其覺書に由り、明白確實、合理を以て説明されしこと、並に同書は公の財政意見の不明了なるに對して「常に公正ならず」(ボッシンゲ

ル氏記録一五一頁)との苦情を消滅せしむるものなるを承認すべし。又た之に關する外國の判斷は、特に興味あるを覺ふ。抑々比公の覺書は諸外國の利益を制抑せしものなるに由り、著しく彼等に憂慮を來せしは固より論を待たざる所。然れども彼等外國は躊躇なく、比公が徹頭徹尾實際的政治家にして、諸政黨及び其首領以上に、嶄然卓絶するものなることを認知せり、是れ公が超然として反對者を齒牙にだに懸けざればなり。此覺書を精密に考査せば、政敵たる經濟論者も自由貿易、及び保護貿易論者も、公が本來唯全國民一般の利害を代表する政治家の黄金的中道を其覺書に包括せるを許容せざる可らず。見よ保護稅論者の如きは、一般關稅義務の原則、及び斷乎たる保護稅に反するの觀ある財政的提出案を充分に經營する能はず、又迷謬を覺醒する能はざりしにわらずや。畢竟するに、保護論者は、今や獨逸の最有力なる政治家が、至大なる關稅改正の方法に由りて、國民工業の保護を説明せしに及び、莫大なる利益を得たりと謂ふべし。此無二なる原理の實行は、未

來の帝國議會に於る議論の事件たるべきものなり自由貿易家は、此覺書中、帝國財政の必要上斷乎たる語氣あるを見、かの常に極端なる外國品輸入の妨害を目的とせる運動に、一限界を劃したるものなりと決論せり。而して此覺書に於て豫想せられたる一般關稅義務の幾多寛大なる免除、特例は、主要なる原料品は無稅たるべしとの希望に由りて、餘裕を與へられたり。

然れども其反對せる利害を有する人々及び政黨の感情は、此覺書を徐ろに考查するの猶豫を與へざりき。比西馬克が其同意者を集合し、助力を鼓舞せむが爲め、躬自ら行ひたる公の覺書に對して、其親しく感謝すべき無數の歸依を得しと雖、之と同時に、聯邦會議及び帝國議會に於ては、一は現時の痛苦を論し、一は未來の慘狀を訴へたる請願書闖入せり。此等は凡て多少粗忽なる杞憂の傾向を有せしものとす(ポエチヘル氏著二二九乃至二三〇頁)。保護貿易論者は其結果確實なるものと爲し、此際實に沈着なる態度を以て奮勵せしも、是に反して制抑を感じ

利害の衝突
黨派の紛争新紙上の論
戰

たる自由貿易者殊に海市は全力を竭して反對の運動をなせり、當時渠等に屬せる學理的國民經濟論者の多數は、此争鬪の鼓吹者として之に加擔しぬ。自由貿易黨は、力を極めて、比西馬克が其覺書中に一箇の工業に對する保護稅は憎惡を來すべき特權の如き結果を生ずべしと自白せるに重を置き、之に據て全國全體の生産に對する保護稅は消費者に對する憎惡すべき特權たることを唱導し、不法なる國家の補助なりと論難せり。自由貿易は、將來の獨逸に於て慘憺たる光景を呈せり。想ふに自由貿易は殊に北獨逸に於て二十年來國民の嚮導として、又自由的運動の發頭として、始終其要求を貫くに力爭せし者。是に至て該論者は、新關稅政策を以て一般に流行せる反動の徵候に外ならずと預言せり。而して急進反對黨は、此論者を賛成するとを躊躇せざりき。如今發生し來りたる新聞紙上の論戰は、獨逸の經驗したるもの、中最嫌忌すべきものなりき。卑陋至極なる動機に發したる彼我の論辭は、進歩黨及び政府黨の新紙が嘔吐すべき醜態を以て、互に熱罵したる日

程なりき(ボエチヘル氏著二三一頁)。是に於てか、經濟改革に賛成し或は、反對する公然の集會及び演說等に由り、比公、聯邦帝國議會の議員及び全國民間には、重大なる決定をして、箇人的憎惡心に驅られ空しく事態の困難を極めしめたる激昂的調子の益發動し來るに至れり。かゝる形勢に際し帝國議會の召集ありき、是れ實に千八百七十九年二月十二日なりとす。

第貳章 千八百七十九年の帝國議會に於ける

比西馬克の經濟政策及其結果

千八百七十九年二月五日、比公は帝國議會に提出せる議案の決議を求めんが爲め、フアルチンより歸り來れり。此時に當り獨逸に於ける五十許の商業會議所、代表者は、伯林に集り、全會一致し、斯に一切の製造品に對する、關稅義務原則の復興を認可せざることを、又、輸出稅及通過稅を無條件に認可せざることを議決せり。此等の會議所は、更に進むて

勅語

改革の目的を有する比西馬克の斷乎たる反對者となれり、幾もなく、公は其經濟政策に抗する普國商業會議所に對し、普國商務省の指揮者として、銳意奮進しぬ。千八百七十九年二月十二日、帝國議會開會の際、健康舊に復したる皇帝の下し給ひし勅語は、千八百六十五年以來獨逸の通商政策に對する鐵案なりと謂ふべし。勅語に曰く、

「朕は、少くも國民生産物の獨逸市場を、吾人全體の利益に適應する範圍内に保持し、且つ是に由り吾人の關稅立法を、此原則に近接せしむることを實行するを以て、朕の義務なりと信ず、抑々關稅同盟の廣大なる實効は、五十年間、此原則上に確立せられ、又千八百六十五年以來吾人の通商政策に由て大半放棄せられたるものなり。朕は事實的効果の此關稅政策の變更に伴ひしを承認する能はず」。

温和なる議員ステパニは、此勅語に對する「痛歎すべき感念を、其日記に記載せり曰く、是れ吾人(國民自由黨)に對する宣戰の布告なり、切迫せる解散の報道なりと。諸政黨皆沈黙して勅語を拜聽せり。神慮若し

朕に此等の任務獨逸に對する外國諸強との平和的關係の請求の成功を保證し給はんには、朕は朕の政府が從來恩恵に浴せしを感謝するの觀念を以て、去年の容易ならざる事件を回顧すべきなりとの結語あるや、二三の動搖は議場に起れり。是れ、此勅語が尊貴なる皇帝及び其國民をして、無道なる貴族の暗殺以來、如何に苦痛を感せしかを、新に想ひ起さしむるものなればなり。

議長選舉

客歲の秋期帝國議會以後に於ける黨派關係の變遷に就き、議長選舉は是が教訓となるべき活劇を呈したり、何となれば、國民自由黨のフォン、フォルケンベック、及びフォン、スタウフェンベルグ並に自由保守黨のルチウスは、激烈なる競争の後選出せられたるを以てなり。

新經濟綱領の背後に一大反動時代あるを測知せし人々は、帝國宰相が聯邦會議の同意を経、既に二月十三日を以て言論の自由を濫用せる議員に對して懲罰權を帝國議會に許さん爲め、帝國議會に提出せし、法案に對し、非難を加へたり。此懲罰は無禮の輕重に據りて、成立すべし

コウルコル
ブルゼツツ
口籠法

即ち集會せる議院に於ける譴責委員より是に對する一定の形式に由り、集會せる議院に於ける辯疏、或は取消の義務、若干日子中帝國議會よりの拒斥及び立法權(選舉)期限中の拒絶是なり。

急進黨は此法案を以て「口籠法」と嘲罵し、又帝國議會の尊嚴と演説の自由に全く背馳するものなることを聲言せり。翻て國民自由黨を觀れば、此運動に就き、該黨の破裂せんとする兆あり、一方にベンニグゼン指導の下なる温和の多數と他方にはラスケルの統率せる「左翼」あり、兩々衝突を生じ、既に社會黨法案討議の際に至れば、破裂の兆候明白にして、比公の鋭眼を逃るゝこと能はざりき。此の如く其黨論に繁忙なる同政黨は、此經濟改革の鬭争に膺るの決心少きに從ひ、其重大なる勢力を議院内に振ふこと能はざるに至りぬ。是を以て此重要なる週間に際し、國民黨の相踵いで衰微に赴ける諸影響と事件とは、經濟改革に對する帝國議會の態度と關聯して、茲に陳述せざる可らず。此「口籠法」は、實に幸にも渠等の分裂を催うすに足らざるを證明せり。即ち該

黨はラスケルの強硬なる反對説に拘らず、大多數を以て提出案の理由を事務整理委員に質議せんと決議しぬ。此のスタウヘンベルグの提出せし動議は、進歩黨及び社會民權黨を除き、其他諸政黨の賛成を得たり。比公は帝國議會討議の際に陳せし所(三月四日乃至七日の間)ラスケルが全院會議に於て該提出案即時の拒絶を要求せしに拘らず、毫も國民自由黨に對して敵意を挾まざりき。宰相は此を以て、帝國議會開暇中の提出案なりと説明し、且つ獨り帝國議會に於ける社會民權黨の嘲罵的演説に對して、該案の必要なることを保證せり。然れども侮辱及び誹議に對する缺點は、議長の命令に由りて未だ保護せられざりき。比公の平靜なる態度も、此に敗北を取りたるラスケルの不平を柔ぐる能はざりき。

審問動議

政府の反動的意見とも見らるべき一證據は、二月十九日、帝國議會に提出せられたる動議なりとす、即ち社會黨法律第二十八條に據り、二人の社會黨議員フリゼ及びハッセルマンの兩人を刑罰に處すべき審理及び逮捕に對する協賛を議會に請求したるに在り、是れ此兩人が伯林より放逐せられたるにも拘らず、伯林の帝國議會に出席したればなり。遂に伯林及び其附近にクライネ、ミッテ、グロッセ、シュタット小戒嚴令を布告し、兩人の此區域内に居住するを禁止せり。然れども何人と雖も、社會黨法律の發布に由り、其第二十八條の放逐する權利は、實際帝國議會の議員に對して實施すべき方法を與へたるべきものなりと思惟せざりき。若し政府が或人物を公安に有害なりとし、議員の資格、或は一箇人の資格を以て、伯林に在留するものなるかを識別せざらんか、是が抗論の起るべきは、誠に至當の事なりとす、人若し社會民權黨議員を目して、公安に有害なりとし、入場を拒絶することあらば、伯林に於ける帝國議會を他所に移さざる可らざるなり。加之、帝國議會の大多數は、此動議に由りて、恰も侵害せられたる感念を惹起せり、是れ、議員の公權を有する地位が、伯林警察より左右せらるゝことを承認せよとの論據より、帝國議會に要求したるものなればなり、謹嚴なるグナイストと雖も、議會に於ける此動議説明の際、之が

採用は防止せられざる可らずとなし、銳利なる論法を以て、帝國議會に對する尊敬を要求せり。是に於てか兩保守黨の外、自餘の諸黨が悉く反對投票を試みしに由り此動議は否決せられ、遂に社會黨法律第二十條に由り、議員は決して帝國議會の職務分擔上、妨害を受く可らざることを宣言せられたり。

該帝國議會の主要問題たる經濟改革は、勅語を除きては、未だ論及せられざりき。是れ聯邦會議に於ける關稅委員の調査が、未だ終結を告げざればなり。之に反して、澳國との通商條約に對する第一回及び第二回の談判(二月二十日及二十二日)に於ては、實際焦眉の時事問題殊に保護稅並に自由貿易に關する商議を爲せり。進歩黨新聞が「自由貿易派の參謀長なり」と稱賛せしデルブルック氏は、エナより帝國議會に選出されし後、此通商條約は、兩國人民の危機を救ふものなりと公言し、爲めに其條約期限の短日月なるを惜めり。其他氏は千八百六十五年に於ける獨逸通商政策を最明瞭なる言語を以て辯護せり。オイゲン、リ

澳國との條約

ヒテル氏は、デルブルックの遠慮を完全に理會せんを希ひ、尙氏自身は這般の遠慮を有せざるべき望を宣言せり。是れ氏か該條約及び比公の新條約案を尤も激烈に攻撃せしを以てなり。氏は去年に於ける宰相の經濟政策は、極めて曖昧にして攻撃の價值あるものとなし、隨て、吾人の工業は全く危險なる状態に陥り、資本と事業とは、全く投機的の觀を呈せり。と明言しぬ。氏は銳利なる語法を以て千八百六十五年以來の獨逸經濟に關する勅語の斷案を非難し、且つ比公が此政策に對して責任を有する者なるを公言せり。尙氏は終りに臨みて、謂て曰く、宰相の謬見たる、急遽なる狂躁を以て、不定の軌道を進行するの觀あり、爲に同行者をして、益宰相が路傍の標石に蹶頭せざるやの憂慮に堪へざらしむ。

比公は沈重なる態度を以て、此激烈なる攻撃に對へて曰く、
「余は余若し前辯代議士が常にかゝる語調を以て余を攻撃するを察知せば、必ず議院の賛成を得んことを知る。」千八百六十五年の經濟

政策に關する勅語は、其實際の結果は裨益を與へずと云ふより穩當に言明すると能はざるべし。従時の經濟政策に對し、公は正式に遺憾なく執行したるに就き、責任を負ふことを宣言せり。然れども公の大臣に任せられし時は、既に佛國との通商條約締結せられたるに會しぬ、且つ夫れ公は千八百六十二年より千八百七十六年デルブルック氏の退職に至るまで、單に普露西及び獨逸國の政治實行に忙殺せられたり、デルブルック君の如き敏腕人士の協力に依りて、帝國當初の經營を保障したる如き有効なる補佐は、又他に望むべからず……若し全く余一人をして事に當らしめたらんには、余の意見は余が從來實行し來りたる所とは全然其趣を異にしたるなるべし、是れ余が承認して、毫も言ふを恥ぢざる所なり。比公は進で此新軌道に於ける公の獨力的處置に對し、煙草專買公示の日より今日に至るまで、進歩黨新紙殊に彼の國民自由黨の新紙さへ、不實敵意の言論あるを訴へたりしが、此を述ぶるの際、公の聲は漸く激昂の調子を帯

び來れり。公は又余をして、其尊敬すべき態度を以て、客觀的理會を爲すべきを希望せしめし、國民自由黨新紙なる「コエルン新聞」及び「國民新聞」を論難し、社會黨問題に於ても、現今の問題に於ても、余は常に此等の新聞より隱然敵意及び不穩を起すべき必要ありとの觀念を起さざるの日殆んど之れあらざるなり……余が今之を明言する所以は、是に由て又諸君が調和的言語を用ゐんとを望み、又感情に馳する新聞論說に空しく日月を費さん爲め、諸政黨の平和を犠牲にすることを欲せざるの希望を有すればなり……人或は最著名なる、最多數なる政黨中の卓絶せる人士が、其所説を此等の紙上に發表するものと信するなるべし。然るに實際然らずとせば……諸政黨は一般平和の利害を熟考し、かゝる機關が毎日暗愴たる不穩と恐懼とを傳播し、是を以て強大森嚴なる政黨の意見を表明するものなりとの妄説を碎破せむとは、洵に希望の至りなり。

爾後比西馬克は國民自由黨の議員ウキッテ氏の演説に答へん爲め、

簡單なる演説を爲せり、其結論に曰く。

「各戦争は砲兵に由て報知せらるゝものなり。人民を警戒せむには是亦必要の事に屬す。足下は余の行爲を以て號砲なりとせり、然れども一戦争なりとなす勿れ。想ふに戦争は今年吾人を忙殺するものあらん、然れども余は吾祖國の安全、幸福並に繁榮の爲め之を希ふのみ。」

此條約は大多數を以て可決せられたり、比西馬克が國民自由黨に就き表明したる溫柔及び調和、並に公がデルブルックの輔佐を稱揚し、之を承領せし事は、重要問題に關する公と該黨との平和光榮ある協力上に好望を與へたり。然るにラスケル氏の破壊的狂暴は、新に兩者の關係を攪亂し、加るに國民自由黨の和平と一致とを最も反對の方面に運致するに至れり。三月八日、即ち口籠法拒絶の當日に際し、議員フオン・ペトマン・ホルヴェック氏は、禁賣品輸入、家畜疫病蔓延に對し、嚴重なる規則及び罰則を發布する能はざるやの動議を提出せり。比公は、立法權

千八百七十
九年三月八
日の討論

に對する事實的批評は甚だ感謝する所なりと説き、又今聽聞したる演説は、獸疫法案新設の際、參考に供せらるべきことを約束したり。比公は其演説中に、此等の法案討議の際、禁賣品輸入に對する罰則は、犯罪者并に名譽ある人士に對する罰則の適用に關係するを渠等の職責なりと主張せし政黨に由り、實に法外に輕減せられたり、余は社會保護の不充分なるよりも、政黨が犯罪者を保庇するの傾向あるを以て、大に畏るべきものとせり、然れども何黨か果して然るやは、余之を言ふことを欲せずと述ぶるや、語未だ終らざるに、ラスケルは起立し、激烈なる音調を以て發言を請求せり。蓋しラスケルは自ら人身攻撃を命せられしと感せしなるべし、是れは氏が獸疫法案討論の際、尤も主要なる論者たるを以てなり。氏及び當時の多數は恐らくは渠等に相應せる假定に對し、徐に事實上より渠等が犯罪者に對する偏愛を避けしことを辯護するを得しならむも、惜哉、策此に出せず、却て氏は比公の謂ひし如く、憤怒せる復讐演説、勸告的非難を演説したり。即ち氏は激昂せる調子を以

て比公を非難し、公をして公私の兩側より向けし反對者の攻撃中に陥らしめぬ。於是乎比公は沈着冷靜更に攻撃者の非難に答る所あり。謂て曰く「帝國議會及び傍聴者は、余或はラスケル代議士の孰れか、沈着に誠實に發言せしかを判断するの裁判官なり」と、尙進んでラスケル氏が彼演説家の一人なりしとは、今始めて知りしに由り、ラスケル氏の事には想ひ到らざりしとを保證せり。ラスケルは意向平なる能はず、全範疇に對し輕躁なる非難を加へて比公を攻撃し、又突然にも銳利なる語氣を以て其政策を痛駁しぬ。比公は依然一層冷靜なる態度に由り攻撃者を寂滅せしむべき沉着と確實とを以て之に答たり。公は、輕舉にわらずして必要上此等の法律は萬民に感動を與ふべき銳利有効のものたるを言明せり、何となれば榮譽ある人民の請求する保護標準は立法權現今の境遇に在りては普く吾人を擔保せざる可ればなり……若しラスケル氏にして余の政策を、目的を達すべき正道にわらずと非難するあるも、請ふ余自身に之が判断を下さしめよ、余は衷心願る

余か驚力を致す所以を知悉せり。此の如くして敗北明瞭と爲れり。而して此撃破せられたる論客の從屬せる政黨は、大に迷惑を感じたりき。何となればラスケルは實に不正ながら國民自由黨の首領として黨論の一大部分を表するものなればなり。實際氏は其從屬せる政黨の關係を少しも顧慮逡巡するの意なく義勇兵として、此不幸なる率先を試み敢て比公に向て箇人的戰爭を爲さむと欲することを公言せり。比公か此國民自由黨に深遠なる不和と變調とを與へたる此先例に對して、如何に自ら悲憤する所なかりしか、如何に該黨に遺恨を挾まざりしかは、三月中旬に於ける比公の演説に由てトするを得べし。(ボッシンゲル氏記録二〇八頁)即公は其信任せる人士に向て、帝國議會を解散する意見を有せざるを保證したればなり。是れ蓋し公は此帝國議會共に公の關稅及び租稅政策を必然實行し得べければなり。公は自由黨議員の援助、殊にペンニクゼン氏に由りて一の調停を實行せんを望めり。若し公か主として其綱領を主張せんには、公は其一部に向て自ら

交渉をなすべきなり。此時に當り、十二月の頃比公協力の下に、聯邦會議によりて任命せられたる關稅委員は、比公の希望により純粹なる財政的關稅を課すべき物品(石油、葡萄酒、珈琲、茶、熱帶地方の菓實)の調査を聯邦會議より附托せられたりき。是を以て關稅法案以前に帝國議會をして此課稅に特別迅速の討議を行はしむると能はざりき。但一般の消耗品(煙草、麥酒、火酒)の關稅を増加せんことは、關稅委員の協議を経ずして、此法案の準備成ると共に、直ちに聯邦會議に附することを得べきなり。今や關稅委員は、二月二十六日を以て、穀物、家畜、材木、石炭、及銅の關稅を可決し、三月二十六日の第二讀會に於て、又此決議案を通過せり。渠等の任務は、是を以て終りぬ。穀物稅は、ライ麥、玉蜀黍、大麥は、百斤に付二十五片、^{ブレンネヒ}小麥、燕麥、脱穀の果物は、百斤に付き五十片を課せらるべし。四月三日聯邦會議は、關稅委員に由て完成せられたる關稅案に同意する旨を通知したり。是れ聯邦會議は、比公の希望により先づ該法案を聯邦會議委員會考査の下に置かんとするを承知せしに由れり。獨り獨

逸國に於る輸入の超過を來し或は不利を醸すべき諸外國の輸入品に就ては、二倍の關稅を課するの權を、聯邦會議に附する法案を規定せむことは帝國宰相の動議に由りて議決せられたり。聯邦會議が此の如き重要なる議決をなせしを以て、四月三日、帝國議會は、政府の關稅、煙草稅、釀造物稅の提案案及び選舉者の意向を確知するに時日を議員に與へ且つ首領か他黨の首領及び帝國宰相との交渉に時日を與へむが爲め、四月二十八日迄休會せり。是に於てか、今や關稅法案は財政的關稅及保護的關稅を含有せり、而して兩者に對し一致を以て承認せむことを議定せしものは、唯保守黨あるのみ。是れを以て關稅及び煙草稅案の成否は、一に國民自由黨及び中央黨の決定如何にあり、何となれば此兩黨の二者、保守黨と連合して帝國議會の多數を形成したればなり。ベンニグセン氏の統率せる國民自由黨の大半は、財政的關稅及び煙草稅に對し、或確乎たる憲法條件の擔保に對して、保守黨と賛同するの意向を有したり、何となれば帝

國の非常なる關稅收入の増加に由り聯邦（マトリクラール・ライク）加盟賦稅減少すべきを以てなり。然れども是れ事實に於て帝國議會年々の租稅協贊權の減少したるものなり。即ち關稅法案及び租稅法案の可決せらるゝ以上は帝國の經費に満足を與ふべき方法は、此收入より相隨いで供給せられ收入は法律に由りて規定せらるべければなり。國民自由黨羽翼の盡力、其功を奏せんには、該黨の多數は又保護稅に關しても、獨逸國運前途の災禍を救濟せんか爲め、保守的越山黨の多數は千八百六十七年以來獨逸立法の重大問題に就きて、保守黨を自由的中立黨（リベラル・ミットテル・パーティ）とのかくも至幸なる連合を顛覆するに、反對せんとする意向を有したるなるべし。此政黨に於ける真正なる政治的意見が勢を得たる明證として、國民新聞が、千八百七十九年四月一日、其誕辰を祝せし論說の要旨を掲録すべし

其論の一節に曰く、

「帝國議會が彼の重大なる問題に對し、帝國宰相と和協決定したること、に關しては、誰人も承服せざることを能はざるべし、而して其大義か

經濟的改宗に對する反抗上に存在するか、或は其助成上に存在するかは、獨り其結果に由りて判斷せらるべし。余輩は帝國宰相及び其同胞國民に對して、かくも誇るべき完美なる希望の實行か保證せられんことを望む。

此の如き論評を下せしと同時に、巴丁國民自由黨の老將ハイデルベルク大學教授ブルンチク氏は、獨逸評論に「調和か解散か」の一文を投書して、此問題を論じ、是を斷じて曰く、

「帝國は、其財政上、自己の立脚地を有すること、又全賦課稅は、理論上ののみならず、事實上廢止せざるべきことを以て愛となさざる可らず。是れ唯關稅關稅、消耗品稅、殊に煙草稅の増加に由りて、其目的を達し得べきものなるを知らざる可らず。徒に、それ保護稅、それ自由貿易と呼號せる空論的妄想者は、斷然是れを排斥せざる可らざるなり。此見解より言へば帝國宰相の考案は、國民の輿望に吻合せるものとす。所謂憲法的思慮と省案とに關して、調停を得むことは決して徒

事にあらざるべし。希くは、爭論の極、全改革の實効を危ふするに至らしむるなからむことを。

租稅案及び關稅案に關し充分に多數を形成し得べき他政黨即ち中央黨は國民自由黨と全く正反對なる原則より進めり。關稅委員の評議終決の四日後即ち三月三十日に於て、新關稅及び租稅法案に對し、根底を固めむが爲に、國民經濟同盟なるもの組織せられたり。此際ウインドホルストは公言すらく、中央黨は、保護稅に關しては、政府を援助せむ、然れども財政的關稅に關しては、別に自ら所信を有すと。越山黨は、帝國議會の憲法に遵據せる豫算權、即ち全體の利害の爲めにあらざして、中央黨の僭門ヒレヒル、ユスレテラ、リヌツセ、特別的黨派利益を與ふべき條件の下に此財政的關稅に同意せむと欲せり。此際該黨は首領ウインドホルストの指揮下に、全黨員無條件の服從を生じ來りしを知るべし。即ち、日耳曼新聞は帝國議會休會の翌朝、即ち四月四日に高言して曰く「吾人が近年實驗したる如く、政黨及び權力の關係の變轉、稀有にして

耶蘇復活祭
季節(三月
二十日より
四月十五日
に至る)

豫想外なるは、吾人唯是をアセンプロエデルの古代小説に類例を見るのみ。今や反對黨の人士は、中央黨が八十八年間の抗爭、虐待、壓制を忍が來り、現時の最重要なる問題の死命を制するに至りたる明瞭の事實に屈服せざることを得ざるべし。ヘロットの稱ある獨逸加特力の教徒、及びフロツチラン、ソルメイ「クルマン派」と呼ばれたる渠等の代表者は、今や現時政治界の骨子中堅となれり。

越山黨の誇慢こそ、笑止の至りなれ、而も渠等は唯當時確實なる根底を得るに至りしのみ。爾後十年、ボンゲンゲル氏は、其著ヒムマルク、アルス、ゾノホク、スロキルト國民經濟家としての比西馬克に於て、忌憚なく越山黨を評論して曰く、「日耳曼の名けし如く、院内のアセンプロエデルたる中央黨は、黄金の恩賜を爲せし皇女に變化せり、又不思議にもウインドホルストは、俄に宰相の宮殿に出入するの通路を發見せり」と。(同書第一卷、一五一頁)吾人は久しからずして、此越山黨なる女后の黄金の恩賜を委棄するに至るべき結果の發生するを知るに至るべし。吾人は又此羅馬教徒よりの慈仁なる恩賜に對

して、如何に高價の報酬を辨償せざる可からざるかを知るの日わらむ」帝國議會の休會は自由貿易家、並に保護稅論者の大集會、演說決議に利用せられたり。官吏も亦關稅黨派に、或は贊成を表し、或は反對を試みぬ。伯林の市長は、一書を公にして生活必需品關稅に公然反對を表せり。伯林に集合したる二十三海市の四十二議員は復讎關稅及び穀物家畜材木鐵に對する關稅に反抗しぬ。即ち殆んど全新關稅に反對せしものとす。殊に四月十日に於ける比公の提案は、此に激烈なる抵抗を受けたりき。海市に對して新關稅の不利なる結果は、スルタククスダントレポト(Surtaxe de transit)即ち獨逸の港灣に依らず、外國の港灣を経て輸入せらるゝ免稅或は課稅すべき諸外國物品に課せらるべき關稅法に由りて輕減せられんことを切望せり。然れども漢堡の市民及びブレーメンの商人等は激烈の企畫をなしたる集會に於て、此スール、タククス、ダントレポトを否認しぬ。

然れども他方に於ては、新關稅案に對する自由貿易派の抗論は、該黨

比西馬克及
ひチューン
ゲン間の書
面往復

の識見ある黨員をして、日一日望なきに至れるを看破せしめたり。是れ從來自由貿易の現象に壓制されたる農業が、今や保護稅組織に對して漸々勢力を占むるに至りしこと、明瞭なるに至りたればなり。加之農業家及び保護稅家の一團は穀物關稅に對する保護關稅即ち“*Joint des*”（受けん爲め先づ之れを與ふなる解釋の下に處決せむとの考を抱きたり。左の事實は、此際眞に裨益を與へたり、即ち此休會の間、バイエルのチューンゲン男に對する比公の書簡が、實に再び一大注意を惹起したると、是なり。チューンゲンは、四月十二日、ウールヘルム、ビスマルク伯に一書を呈して、バイエルの贊成決議書を千八百七十八年十二月十五日帝國宰相の考案に參考せられむことを請へり。

チューンゲン附記して曰へり、種々の關係上、此綱領と趣を異にする此等の決議書は目前に横はれる關稅法案に價値を與ふると能はず。是れ氏の意見に由れば農業は關稅法案上、商工業の關係に由りて保護せられざればなり。此の法案は、工業に對する保護、又農業に對す

る賠償たり例へば、鐵は現時の價格二割の關稅に由りて保護せらるゝに當り、ライ麥は唯三分の稅に由りて賠償せらるべし。是れを以て農業には満足を與ふる能はざるべし、何となれば、若し一切の穀物に對して適當なる保護關稅を課せらるゝに非らずんば、長日月の間遂に壓倒せらるるに至るべければなり。該書の結末に曰く、時機未だ去らざるに當りて、援助の來らむことを望む。閣下の父君は、吾人を援助し得べき、吾人最後の希望を屬すべき天下唯一の人物なり。比公は四月十六日自ら之に答へて曰く、余は是下が穀物稅は農業の保護上、穀物の負擔する直稅の關係より云へば不満足なりとの意見に賛成するものなり。然れども、余は政府及び關稅委員との交渉に於て、是より増額すること能はざりき。余は關稅に於けるよりも猶一段重大なる價值を有するものは、屢五十片稅の四倍或は五倍に達する輸入獎勵金を與ふる鐵道に課稅する

新聞紙の論調

にありと信せり。若し此不當なる獎勵金廢止を達したらむには、今提出せられたる關稅を二倍し或は四倍するよりも大なる効果を奏せむことを約束するものなり。然れども余は此關係上、果して大聯邦の鐵道及び長官の贊成を得べきか、又一致の處置を取らしむるを得べきかに就き、殆んど充分なる豫望を有する能はざるなり。若し關稅法案に就き、一層改良の途を得らるべしとせば、帝國議會に於ける農業の代表者は、第一着に奮發連合し、以て動議を呈出せざる可からず。又貴簡謂ふ所は、余の參考に供せらるゝよりも寧ろ世間に發表すること余の利益とする所なれ。此書簡の發表は、自由貿易派の新聞及び國民自由黨に於ても、忿怒の暴風を激發せしめたり。進歩黨及び急進黨新聞は、此輿論の激動を以て、毫も躊躇する所なく、比公の辭職に利用したり。乃ち叫喚して曰はく、「比西馬克を放逐せよ、帝國の内政は比西馬克の掌中より奪ひ取らざる可らず。渠の政治は、自己の論理より製造したるものなり。權力は正

義の上に位せりと。此の如き記事は進歩黨新聞の全紙面に響き渡れり。又、フオスシッセ新聞は自ら豫言して曰く、宰相の所作は、人の信するよりも、迅速に破裂するに至るべしと。渠等は又、外國との談判に適應すべき方法を、内國政界に應用したるは、比公經濟政策の根本的害悪なるを認識せり。

四月二十八日、帝國議會再召集の後、二日、伯林市會は保護稅特に穀物、家畜、木材、石炭等の關稅に對して最も重要な勸告及び抗議を帝國議會に提出すべき計畫を布告せり。即ち市會はコエニヒスベルグ、ダンツィヒ、トルン、ステッチン及びキール諸市の強迫せる公然の要求並に他の諸市の勸告に由り獨逸諸市會議を伯林に開かむことを唱道しぬ。中央黨は、四月二十八日乃至五月二日の會議、即ち帝國議會總會會議の開始に際し、財政關稅に關する黨議は、既に該黨の耶蘇復活祭日に(三月二十一日)爲したる解釋に由る旨を決せり。渠等は保護稅に協贊を與ふべきを希ひしと雖も、財政的關稅に關しては、フライヘント放任の意見を有したり。

耶蘇復活祭
季節以後之
帝國議會

帝國議會に
於ける總會

何となれば、財政的關稅を承認せば(かく中央黨は思慮せり)各邦加盟賦稅に遇剩を來すべきに由り、中央黨が帝國の聯邦特性を(越山黨の吾憲法を解釋する所によれば)先づ法律を以て規定するに非れば、許す可らざるものと思惟せしを以てなり。今や亦國民自由黨の領袖ベンニグセン氏は、保守、國民自由の多數は、帝國議會豫算權の憲法的保障に由り財政關稅及び煙草稅を協贊すべく、保護稅は獨立して帝國議會の決議に一任すべく、是に對する全國民自由黨は、帝國議會より變更せられたる關稅律を決議すべしとの論據を以て、比公との一致を得むか爲め、熱心なる運動を試みたり。然れども該黨首領が此く政治家的に、考慮したる計畫は、既に第一會議の際、其黨員より破壊せられて、遂に其用を爲さざるに至りぬ。故を以て、既に四月二十八日に於ける豫備會議は、ステパニの日記に據るに、甚だ紛亂不快の觀を呈せり。該黨は五月一日關稅及び租稅案に對する總會議を開きたり。然れども渠等はラスケル氏の嫉妬的蹂躪に由り頗攪亂痛惜すべき結果を生じぬ。此經驗の

後渠等は自己の黨内に調和を試み又外部と一致するの企望を放棄せり。帝國議會の一大政黨は、會議の尤重要なる問題を解釋すべき地位を棄て、超然として孤立するに至れり。

かゝる潮流に際し、帝國議會に於ける關稅案の總會議は、五月二日に始まり、其討論七日間、連續して九日に至れり。其結果として、財政關稅及び保護關稅に對して、特別委員會二箇を設け、ひとの國民自由黨（ベニグセン、ベンダ、ラスケル三人）の動議は、否決せられ、是に反してロエウ、ポフム、ロエウ博士及びハカルベの動議により一委員會を設くるの議は、二十票の多數に由り採用せられたり。然れども、中央黨をして、自由思想派のロエウの動議を賛同せしめ、黑騎兵が此の如き決心を爲せし緣由は自ら明瞭にして疑ふ可らざるものあり、即ち越山、保守、連合軍は、財政的關稅の協賛に對する條件の確定を、掌握し、又此問題に關する比公との交渉より國民自由黨を逐斥せむと欲したりしなり。前前後七日に亘れる討論の顛末は、盡く茲に記載する能はず。其唯重

要なる討議の進行を概評せん。固より最著名なるものは、五月二日及び八日に於ける比公の二大演説なりとす。公の經濟改革の計畫を必要とば其議會に於て爲せし演説中の最上策と云ふも、過言にあらざる法式に由り最透徹に、鞏固の確信を以て、此演説中に組織せられたり。第一の演説に於て公は、歴史的發達上、獨逸經濟改革の已むべからざる必要に就き、其大綱を説明し、千八百二十四年以來、獨逸關稅同盟に於ける財政的法律の安寧を論じ、前大藏大臣フォンデルハイト氏の所謂租稅豫算案に就きて、獨逸關稅議會に於ける財政改革の無効に歸したることを明かにし、又從來諸計畫の水泡に歸したる原因を詳述せり。是より公は聯邦加入稅及び直稅を一般に廢止するの必要を論じ、又是に對して此際關稅を徵收するの必要を論證しぬ。公は州縣地方、市町村に於ける地租及び家屋を讓歩し、身分稅を廢止し、所得稅を廢止し、所得稅を正理に據りて更正すべきを論じ、又此等の改革並に不動産の免稅に對して、其負擔したる過重の租稅が、其の關稅、租稅、及び財政政策に由り

充分なる補充策を得べきを明にし、最後に獨逸農業及び工業の出血作用に對して、保護税の已むべからざる所以を説破し、其論結に臨んで、實際的經驗及び見解よりも比較的、學理を過重するの弊を駁論せり。曰く、

余は、凡て此等の問題に關し、他の有機的形象の判斷に於けると等しく、學理に重きを置かざるものなり。吾人の外科術は、二千年來、光榮ある進歩をなせり然れども醫學は肉眼の透徹せざる身體内部の狀態に就き、未だ成功せざるものあり、此難題に對して解釋する能はざること、今猶舊の如し。國家の有機的形象に於ても亦然り。余は抽象的學理に對して、全く冷淡に看過せざることを得ず。余は吾が經過したる經驗に依りて判斷を下さざるを得ざるなり。

帝國議會に於ける經濟改革の贊成者及び反對より、吾人は次にデルブルック氏の演説を紹介すべし。デルブルック氏は、比公の大意見並に論據に反對を試みず専ら保護税唯一の原理が餘りに皮相、狹隘なる

經驗を以て、企畫せられたるものなるを論證せり。當時尙籍を國民自由黨に置きたりし議員バベルゲルは、比公計畫の根本的思想に抗抵するを欲せざりしも、吾人の經濟財政及び租税法全體の顛覆は、國家の存亡に關するものなり、後日に至りて實行すること能はざる教唆的約定は信すること能はざるものなりと述べり。蓋し氏は、間税の方法に由り、宰相か國家に對して實行せむとする租税免除の約束を充さんが爲め、かゝる莫大の金額を、納税者の囊中より徵收するを得べきかを信すること能はざればなり。加之氏は計畫せられたる間税に由りて保護せむと欲する生産者が、課税せんと欲する費消者よりも却て攻撃を蒙るべきを信じぬ。之れに反して同黨員フェルホイゼルは、財政法案に關し、帝國をして獨立の實を挙げしめむ爲め、直税を輕減するの必要に就き、余は全く宰相と見解を同ふするものなりと説明し、更に進んで煙草税提出案及び財政關税を辨護せり。但し、氏は釀造物税提出案の猶豫を希望し、又、經濟的關税に關して賛成すること能はずと述べぬ。

總會議の第四日に、此言辭を攻撃したるベンニグセン氏は、最該博なる意見を發表し、且つ氏は自己及び其政友に對して比公を歓迎するの覺悟を森嚴に論述せり。保守黨ミンニゲローデ、カールドルフ、ハルンビューレが此提出案を無條件に賛成するの意見を表し、進歩黨がオイゲンリヒテルの下に、徹頭徹尾之か反對の意を表せしは、茲に記述するの必要を有せり。中央黨は、第二日に於て、ライヘンスペルゲル(オルベ)に由て經濟改革に對する賛成を表明せしと雖も、財政關稅に關しては、常に「放任」の說を主張せり。ウ・ドホルストルも亦之と同論法を以て討議の終結日に至り辯說を試みたり。

是より先き、五月八日、ラスケル氏は、總會議に於てベンニグセン氏に對する反對論を吐露し集合せる天下の政客に訴へたり。氏は從來辯說明快人を動かすの人なりと自信せしに似ず、此演説は最も機畧に乏しく又痛切を缺きたる觀ありき。氏か後來の不治神經病の豫兆となせしもの、如く、此演説は速記録の復讀に由り、始めて吾人に知られた

り。此人物はロベルト・ブルムの下に立ち、自由の爲めに戦はむが爲め千八百四十八年、十八歳の數學書生として、ブレスラウより維也納に駛行し以て、余が尊敬する自由の爲めに盡せし戦争即ち其實獨逸の勢力と名譽の爲めにせし戦争に向け、氏の心意並に名譽が希望する、自己の一家職務及び財産の昇進しつゝある人生の行路を、一切犠牲に供したりき。氏は遂に政教闘争に於ける最忠實勇武なる戰士の一人と爲なりぬ。今や氏は千八百七十九年五月八日、意氣相投せる政府と中央黨とか居常豫期せる結托を以て、帝國に對する一大利益なりと翻弄せり。然れどもラスケルの比公に對する峻酷偏頗なる感情的駁論は、寧ろ論理の正鵠を失ひたるものと謂ふべし。氏は宰相を論難して曰く、「比公がチーゲン男との書面往復に由りて、農業的極端に走りし事は明白と爲れり。想ふに是より遂に政治的圈内にも波及すべき市部對地方の根本的衝突開始せらるるならるべし」。氏は比公の農業に關する租稅負擔の報告は、信用すべからず、信用を置きしは危険なり

と勸告せり。假令覺醒せざるにもせよ、如此く大なる誇説は、猶未だ公言せられたるを見ず。宰相は其財政及び經濟政策の根據となせる土地の法律を知らざるなり。土地所有の保護は、非所有者に對する所有者の財政を策に外ならず。

比公は當日論議を試るの意なかりしに由り、此演説の間帝國議會に出席せざりき然れども、ラスケルの攻撃を聞きて、直に議會に出席せり。下院議員たるウキルヘルム、ビスマルク伯は、此間に在りてラスケルの駁論の要を書し、其父に贈れり。宰相は出席するや否や、總會議の進行中に立ちて、第二の大演説を行ひたり。試みに之れを論評せんか公は粗忽なるラスケルの攻撃に對し、痛快なる箇人的攻撃を以て、巧に反駁雄辯を振ひ、流石のラスケルも、此攻撃の巧妙舌鋒の激烈なるに對し、首肯する所ありしものと言ふの外なし。然れども比公は此箇人的反駁のみを以て満足せず更に進んで殊に議員オエヘルホイゼルの稱揚したる千八百十八年の關稅は、平均上、此新關稅よりも遙かに高格の關稅を

包有するものにして、千八百六十四年に至る關稅同盟の價格と、殆ど相等しきを證し、隨て比公の方針は、唯舊時稱揚せられたる有效の關稅同盟政策に復歸するに在りとせり。其演説たる、箇人的、實際的、又調和的、銳利の舌端を以てし、之を貫くに、調停、一致、及び和解の精神を以てしぬ。公呼んで曰く、此故に余は此方針に一致せむことを勸告するものなり。又此提出案の大體に同意するの士は、請ふ余の如く是を爲せ、而して其他を寛容し、善事の敵も、亦愛すべしと云はん耳。

此の如く比公が國民自由黨左翼の領袖ラスケル氏の重大なる箇人的攻撃に對し、調和的に明辯する所ありしかば、左翼に列する人々すらも其領袖の演説に著しく反抗の情を惹起しぬ(ボエチヘル氏記録二四四頁)。五月十四日、關稅調査委員は選舉せらる、委員は六人の自由貿易家に對する、十八人の保護稅家にして、保守僧侶の多數は、自ら其要務を掌握せり。五月十五日帝國議會は、關稅委員の調査を経たる物品、即ち穀物、家畜、材木、石炭及び鐵等の關稅に關し、即時全院會議を催せり。而

して五月十六日に至り鐵類保護税は殆んど一瀉千里の勢ある勝利を博したり(八十八票に對する二百十八票)。此勝利に就ては、前進黨員ロエウニ博士(ボッフム)及びルイス、ベルゲル(ウキッテル)兩氏の功與て力ありとす。殊にベルゲル氏は、鐵類關稅に對するバムベルゲル氏の反對演舌を巧妙に反駁して、議院多數の喝采を博したり。即ちバムベルゲルが「獨逸は經濟上、薄弱にあらずして鞏固なり、殊に製鐵業に於て其然るを見る、唯英國のみ吾人よりも強國なり」といへるに對して、ベルゲル氏は「議院は唯英國のみなる言語を靜聽したり、若し氏が言に倣ひ、余をして、バイエルンは獨逸帝國に於ける一大強軍國なり、唯普國が是より強大なるのみ」と曰はざれば、氏之を如何にか感ずる。鐵類の證明も亦同じ。獨逸は強國なり、魯、瑞、西、和蘭、以太利、及埃太利よりも強國なり、佛國とは伯仲の間にあり、唯英國は其例外たり、何となれば英國は鐵の範圍に在りては、吾人よりも三倍或は四倍強大なればなりと、是れ豈悖理の言に非ずや」と。獨逸は決して此卓越を破壊すること能はざるなり、何とな

伯林に於ける獨逸諸市の會議

れば英國及び蘇國の製鐵業者は、直に其製品を近海に碇泊し、若くば多數の運河を航行する船舶に積載するを得べければなり。是に反して上シレジエンに於ける獨逸製鐵事業は、埃國及び露國境より圍繞せられ、海濱より百哩以上の距離に在り。是れと同くアーヘンザールブリュッケン、ウエストフーレン地方の獨逸製鐵場も、亦海岸を去ると遠く、且つ佛蘭西、白耳義の國境に近く、隨て海洋に近接し得べき運河の便に乏し。鐵類關稅黨の大勝利を得たる翌日、即ち五月十七日、獨逸諸市會議は、伯林に開かれ、穀物、家畜及び肉類即ち、生活必需品の輸入税に對する激烈なる抗議を試みんと欲せり。此會議は全獨逸七十二市の代表者百十七人より成立し、四票に對する六十八票を以て之が決議案可決せられたり。當時獨逸に於ける鹵莽なる利害の鬭争は、一たび解除せられたるが故に、生活必需品に對する憂慮並に意見を明白に發表する獨逸諸市の權利は又争ふ可らず。此論點より此等諸市の決議は、關稅法案中、穀物税に對する主要の意見を非難せり。即ち此項々たる關稅は、獨

逸農業の保護に對して有效の方法なること能はざるのみならず、却て激昂せる社會民權黨に利用せられて、非常に重大なる反抗の機械となるべしといふに在り。

然れども此會議背後の主動力たる伯林急進主義は、此會議の決議を以て満足せず。同日午後、諸市の代表者は、動物園に於て晚餐會を催ふし、是に由りて穀物家畜の關稅に對する抗爭は、進で比公一般の政策に對する激烈なる攻撃となり、論鋒漸々加ふるに至りぬ。此際、渠等は斷乎たる防禦上、確固たる團體を形成するの必要を論じ、非穀物關稅同盟アンチコルンツキル、リガ及び殊にオイゲンリヒテルアルゲマインライマン、オツボシュチオンヌバルグ一般自由反對黨組織を大聲疾呼したり。此鞏固に成立せる團體の中心即ち此録々たる急進黨より擁立せられたる未來の政黨首領は、帝國議會議長フォン、フォルケンベック其人なり。ボエチヘル氏ボエチヘル記録二四四、二四五頁氏は當時尙國民自由黨に屬したり。是と同じくブラウン博士フォン、ブンゼン、リツケルト及び爾餘の代議士は、此晚餐會に際し、激烈なる演説を以て、是が聲援を與へぬ。

議長フォン、
フォルケン
ベック

此運動は國民自由黨の穩和なる多數分子に對し、甚だ容易ならざる影響を來せり。現にフォルケンベックは、此過激なる反抗に加入せしに由り、帝國議會の議長職を保つ能はず、遂に越山保守の多數に對して國民自由黨の歡心を失ふに至れり。爲めにフォルケンベックは、五月十日より第二副議長ルシウスをして、議場整理の任に當らしめぬ。越山保守黨の義勇兵フラン、ルウドウキヒは、滑稽的方法を以て動物園に於ける行動を論評し、殊にフォルケンベック及びロエ伯林の演説を紹介して、前代未聞の嘲罵を加へたり、其極遂に帝國議會をして、彼が其語を取消さむ事を決議せしむるに至れり。形勢此の如し、是に於てか、五月二十日フォルケンベック氏は、複雑せる問題の關係上、多數に反對せるの故を以て、其職を辭し、閑日月を送りぬ。今や國民自由黨は、議長を選出するの望なきに由り、新選の際、白票を投せむことを約せり。保守黨は此選舉に關し、自由保守黨を顧みずして、中央黨と合同せしかば、五月二十一日、保守黨フォンサイデウキッツ氏は、百十九の白票に對する百九十五票

を以て新議長の桂冠を戴くに至りぬ。五月二十三日、國民自由黨自由貿易派第一副議長フオン、スタウヘンベルグ氏、亦病重きの故を以て、其職を辭せり。氏の退職は既に世人の預想せし所、是に至り、保守黨は、帝國議會第一副議長の職を中央黨に譲らむ意見を抱けり。翌五月二十四日、中央黨の袖領フオン、フランケンスタイン氏は愈、スタウヘンベルグ氏の補缺として選舉せられぬ、是れ國民自由黨が亦其權利を放棄し、白票を投せしを以てなり。中央黨は茲に始めて帝國議會の議長を選出するの榮を荷へり。此選舉は、中央黨及び保守黨の親密を公告印象せしものと謂ふべく、新越山保守時代の國旗は、今や帝國議會の議長席に翻々たるに至りぬ。

是より先き、帝國議會は、五月三十一日を以て、穀物關稅討議を開始し、昨二十三日に至り、其第一次の決定を爲しぬ。同決議の結果たる、穀物稅を百キログラムに對し、一馬克以上に増加せむとするフオン、ミルバハ氏の動議は百六十一票に對する、百七十三票を以て否決せられ、是に

穀類關稅

反して政府提出案は、百九票に對する二百二十六票を以て可決せられたり。獨逸農業保護の必要に關しては、提出案の辯護者は、皆感動を與ふべき事實を列擧しぬ、殊に樞密顧問官チーデマン、及び比公を以て然りとす。五月廿一日チーデマン氏は、過去十年間、露國鐵道の新設、其以前に成立せる鐵道の四倍許に由り、世界の穀物取引上に一大變動を與へしを證明せり。

此變革並に獨り外國に利益を與ふる遞減稅の結果として、今や穀物の價格は、英國及び和蘭に於ける大なる穀物取引所の自由に決議確定する所と爲り、又吾人の意見を問ふこととなく、吾人亦之が防禦を爲す能はざるなり。

獨逸が其國境開放の爲め他強に對し、救援なき可憐の犠牲と爲れること、恰も住者衰微の際、政治並に軍事上に、外國軍隊及び外國侵略の操練場たりしが如し。氏は農業の危險なる状態を説くに、痛心すべき土地不動産公賣の統計を以てせし。此公賣は千八百六十八年乃

至七十一年迄に、年々普國のみにて一萬馬克以上の不動産額に達せるを明示しぬ。遂に同氏は所信躍出せる舌鋒に由り吾國家吾農民の基礎顛覆の結果は、又明に商業及び工業一般の衰頹を惹起すべしものたるを唱道せり。

五月二十一日デルブルックが穀類關稅に關し、攻撃を試みしや、比公は該博なる論證を以て更に之を辯駁せり。冒頭比公はデルブルック氏が穀物の高價を以て不幸なりとし、穀物の低價を幸福なりとする意見を駁して曰く、

氏の意見に據れば、東方に於ける下ドナウ及びタイス河畔ガリチア南歐の魯國は、穀物高價なるエルサス、ブライヌガウ、ライン地方よりも更に幸福安寧富強ならざる可らず。東獨逸は、二割或は三割も多量の幸福を有せざる可らず、又穀價の一層高直なるニーデルランド、白耳義、北佛蘭西、及び英吉利よりも著しく幸福ならざる可らざるなり。

穀類關稅に
關する比西
馬克の演說

次に比公は精細に農夫收入の二割以上なりと計算したる國稅及び町村稅の負擔並に國家の賦課及び莫大なる輸入、殊に東獨逸に於ける耕作物衰頹の狀態に論及し、金錢を獲んが爲めに穀物を獨逸に輸入する外國は、又主として獨逸の關稅を負擔せざる可らずこゝ意見を辯明せり。想ふに、若し外國穀物輸入を少しく困難ならしめ、以て獨逸の市場を保護することあらんか、獨逸農業は常に一大利益を享有するなるべし。比公は更に論歩を進め、穀物及び麵包の價格が明瞭なる關係を有せるを排斥し、其妄を辨せん爲め、同價格に對する麵包の價格、並に同價に對する麵包の重量は、穀物が今日よりも、尙かに高價なりし五十年或は六十年前に在りても、今日と異なるなかりし一事實を擧げり。議論一轉公は獨逸海市が穀物關稅の爲め、穀物商業の衰微を來すならむとの杞憂を辯解しぬ。是れ獨逸の海港が、其資本に由て、常に露國の海港を壓倒し、且つ北露穀物の「未熟即ち乾燥不充分なるや、獨逸及び他國に購買者を得む爲め、常に獨逸品の「混和」を要するものなればなり。家

畜稅特に良好なる牛豚類に對しては、公固より保護關稅なるを認めたり、然れども穀物關稅は、唯實に輸入の整理を來すべき一の整理關稅オレトレンクンツォに外ならず。何となれば外國より輸入せる穀物は、大抵獨逸の穀物商人及び大なる水車業者の希望せる職業なればなり。一億万斤を通報し輸入するものは輸入の遞減稅を領收す。然れども所謂此五千の密談者は、其輸入投機業を爲すに當り、若し二万五千馬克より五千馬克までを獨逸關稅として、支拂せざる可らずとせんか、從來よりも着實なる商業に従事することを得べきなり。

此演說の結果は、既に同情を表せる帝國議會の決心として、穀物關稅を賛成せしむるの利を來しぬ。五月二十七日日木材關稅の討議始まり、此關稅は、生材截斷せる用材、及び建築材に課するものにして、計算及び發送の輕便なる爲め、材質の硬軟に拘らず、課稅率を同等に定めり、尤も其額たる、價格の二分フロチエント或は三分に過ぎざりき。然れども獨逸海市選出議員シユル・トグ及びブリツケルトの兩氏は、此關稅が獨逸林業の

木材關稅に
關する比西
馬克の演說

危急を救助すべきものならんも、獨逸木材商業の將來に於ける衰頹を來すべきを疾呼反駁せり。五月二十七日比公は、是に對へて曰く、

若し特別な語勢を以て、木材商業の獨逸國性を唱道せらるゝあるも、余は恰も諸氏が獨逸木材を輸入販賣し、獨逸木材の販路を媒介し、龍動市場に於ける木材の八分フロチエントは獨逸より分配するが如き、全く世俗を欺瞞し得べき決論に反對せむと欲す。此方針に従へば、諸氏は獨逸商人と曰はんより、寧ろ露國の商人なり。諸氏固より其性格上、國民として吾人に歡迎せらるゝもの、其魯國木材の爲めに力を致す、亦是吾人の喜ぶ所。然れども、余は諸氏が獨逸製品を輸出する考を抱ける獨逸商人でふ名譽を、諸氏に與ふる能はず。此事實の國民的方面は、寧ろ諸氏の留意せざる所なるべし。何となれば、此等の事實は、吾人をして、其大部獨逸納稅者の錢財即獨逸の錢財に由り、設立せる吾國の鐵道は、吾獨逸國內の製品に對して利益を與ふよりも、寧ろ外國商業の機關となり、吾隣國の利便となれるを想ひ到らしめざるを

得ざればなり。加之此等の事實は、吾人をして、吾獨逸海市は、事實上、東方外國の支店となり多幸なる吾隣國製品を以て、己の繁榮を計り、吾人を顧みざらむとし、又外國木材より利益を得るに由り、獨逸品の生産者に對しては、唯冷淡なる同情を有するのみなるを想ひ起さしめざるを得ず。

比公は猶語を續けて曰く、シュルトフ議員が多數の勞働者は、伐業者若くは木材取扱等の諸方法に由り、衣食するを述べられたるも、此等は、關稅可決の爲め、生路を失ふことなかるべし。然れども余は如何に多數の勞働者が、内國森林に於て是が爲めに活路を失ひしかの比較的統計並に此等勞働者が最早利益を得る能はずして、以前の販路を失ひたるを表示せむを望む。余は此際殊にシュレジン州^{プロウセン}を想見せざるを得ず、此地の勞働者たる(或は地方住時)シュレジンの森林に於ける伐木者、管理者、鋸工者、及び鐵道停車場への運送小請負者として、不自由なき適意なる子孫相傳の業務に従事したりき、然るに今や澳國人の伐採したる材木

は麵包を失ひたる獨逸勞働者の眼前に運送せらるゝにわらずや。元來此等細民は、夏候、一頭の農馬を用ゐて田野を耕作するも冬時、かゝる事業なきを以て全冬、材木運送に従事し、貴重なる金錢を得るものなり。此等人民は、其農馬を賣却せざる可らず、他なし渠等最早冬時之を養ふ能はざればなり。蟻窟の如く勞働者充滿せしシュレジン森林は、今や閑寂死するが如し、是れ獨り林務官及び森林私有者をして嘆息せしむるのみならず、又特に貧民及び現今利益なき内國森林に頼りて、生活せる數千百の勞働者に對し、非常なる痛苦を與へたり、此等勞働者の數たる伐業者の數に優る、固より甚し、況んや、此等伐業者は、多く外國人なるに於ておや。

比西馬克は、尙進んで木材關稅の正當なるを辯し、謂て曰く、露西亞木材の我に過大に輸入し來るに因り、我海港に到るの道途に制限を加ふるは固より至當の事なり。且つ比西馬克の所見に據れば、此關稅たる、獨逸の工匠或は建築家より辨するにあらずして、獨逸木材商に方

里に餘る大山林を賣却せる露國山林所有者の囊中より拂ふものなるべし。又此木材は彼の水路ドナウ河に沿へるを以て、之が關稅は露西亞に對する戰國關稅たるの觀あり、然れども、我全關稅は唯答掠たるのみ。我隣邦露と曰ひ、澳と曰び、一切の答掠を先取する既に久し。彼等又何をか求めむ。彼等實に五十年來、最高關稅、否な寧ろ禁止的關稅を失取せり、若し人一人たび禁止關稅に由り封鎖せられんか、又如何ともする能はず現行の禁止稅は、實に吾人を排斥窮迫して、寸毫の餘裕を有せざるなり。

帝國議會は、五月二十八日、八十八票に對する百七十二票を以て、木材關稅を可決せり。

其前日他の重大なる法律案たる遮斷法は否決せられたり。是より先き、四月三十日、比公は聯邦會議に一法律案を呈出し、之に據りて、未だ帝國議會の議決を経ざる新關稅を二十四時間内に簡單なる法令に由り、臨時に獨逸全國内に施行するの權を聯邦會議及び帝國議會より幸

遮斷法

相に與へられむを希望し、以て成立せんとする關稅を免れむ爲め、獨逸に對し、投機を企つるの外國品に對し、獨逸の市場を閉鎖擁護せむと欲せり。此の如く帝國議會立法權を侵蝕せむとする規定は、一に大膽不敵の投機に由り、非常の損害を來すべき獨逸帝國の金庫、及び危險に陷れる獨逸經濟上の利害を救済すべき一方法として論證せられたり。是に由りて聯邦會議は、五月十五日宰相の提出案を修正なくして是認しぬ。然れども比較的僅少の賛成を以て、同案は帝國議會第一讀會の(五月十九日)否決する所となれり。ベンニクセン、ウギンドホルスト及び保護稅論者と雖此の如き通商貿易上の法律を目して憲法に遵據せる議會立法協賛權を無遠慮に侵害するものなりと信せり。オイゲン、リヒナルは、議會の多數が、此法律に反對するの確實なるを歡喜したり。但し五月十九日より二十四日に亘り、此法案を討論せし委員會は此提出案の原理を正當なりと認めぬ。然れども各員帝國宰相に對し確定せる二三の主要物品に限り、新關稅暫時實行の權を許可せむを希

へり。五月二十四日委員會決議の際、かゝる物品として指定せられしは、獨り煙草及び酒類なりき。命令消滅後將來の合法的稅率の増加をなすべき關稅は、直に復興せらるべし。帝國議會は五月二十七日の決議に由り禁止物品の範圍を著しく擴張せり、何となれば議會はウキン・ドホルストの勳議に原き、煙草、酒、生鐵、原料品、香料品、菓糖品、消耗品(穀物等)石油及び帝國議會第二讀會に決議せし稅率の標準に據れる諸物品をも、加入せむを決議せしを以てなり。聯邦會議は此の如く變更せる提出案に對し、五月三十日、贊同の意を表せり。

五月二十八日帝國議會は、フライングステテン祭日(猶太教の五旬節、即ち耶蘇誕生後の第七日)の爲め六月九日迄延期せり。比公はファルチンに赴きぬ、是れ反對者の公言せし如く、經濟改革に對する熱心、冷却したるが故にわらず、公が帝國議會と今後の談判に自から出席すべきか、せざるべきかの決心は、一に財政及び租稅改革(石油、珈琲、煙草、釀造物稅等)の猶未だ議了せざる部分に就き、帝國議會の政黨と交渉成るや否やに

財政關稅、
並に「擔保」
問題

依り定むべければなり。即ち公が其旅行に先ち、帝國議會關稅委員長フランケンスタイン男に告ぐるに、此委員調査の遅々たる狀況に就き、公然非難を試みしにても、卜知するを得べし。

此非難は其理由なきにあらず。然れども比公の非難したる延滞は、未だ議了せざる唯一の財政關稅提出案に對し、委員多數の偉大深厚なる熟慮に由るにあらずして、中央黨の有したる、放任、政略に原きしものとす。是れ該黨が尙充分なる「擔保」なくむば、此財政的關稅を協賛するを欲せざりしを以てなり。又渠等は從來「擔保」の成立に關して曖昧に附したりき。是を以て比公が中央黨の首領フオン、フランケンスタインを非難せしは、自ら失當の事ならざるを見るべし。

「擔保」問題は該黨首領が耶蘇復活祭後、帝國宰相との交渉に於ける如く亦帝國議會關稅委員との交渉の冒頭に起り來れり。何となれば當時比公は既にファルチンに滞在せざりしを以てなり。即ち公は六月九日、帝國議會開會の日に至り、再び伯林に歸り、新に國民自由黨員殊に

ベンニグセン、並に他黨と交渉を始めたり。此の交渉は多く宰相の官宅に開かれ、親近せる幕賓も亦列席し、其の結了後、種々の雜談、數時間に亘りぬ。(ボッシンゲル氏記録、二五八頁)關稅の賦課及び新煙草稅より生ずる歳入の超過並に一時聯邦加入、賦稅の負擔を要せずして、帝國の經費を支辨し得べきことを、默契せられたり。是を以て帝國議會に脱し去りし歳入協賛權に對する賠償、即ち擔保なかるべからず。ベンニグセン氏は、帝國議會をして帝國各歳入を、割前或は割合に應じ、年々協賛せしむる自然の建議に由り、此目的を達せんと欲したり。爾後經費の減少或は關稅收入が、實際の必要に超過するとせば、是實に起り得べきこと、此方法に由りて、一般租稅の負擔を軽減するを得べし。フランケンスタイン氏も、又同様の提議をなせり。ベンニグセン氏は、苛重なる鹽稅の一部的協賛を與へん事を眼中に有し居りぬ。尙同氏は珈琲關稅をも附加せしも、フランケンスタイン氏は一層廣大なる動議を出さんと欲せり。之を要するに此兩建議に據れば、帝國議會の豫算權は、同

一標準に據り、憲法的擔保を保證したるものと謂ふべし。然れども同時に第二の問題を解釋せざる可からず。何となれば、疑もなく保護稅及び財政關稅より豫想せられたる收入は、帝國の經費を填補するのみならず、又た此の經費より更に超過すべきを以てなり。是亦實に比公の提出案に就き明言せられたる見解なりとす。人々、各邦が獨り帝國に對する賦課額の負擔を免るゝのみならず、又帝國の收入より補助を受けむを欲したり。如何なる方法に依り、又如何なる状態に依りて然るべきかは、帝國法律に由り規定せざる可からず。ベンニグセン氏は、是に對し、自然の道理に遵ひ、憲法に違反せざる解釋を發見せり、氏の建議に據れば、帝國歳入の超過にして、帝國法律に由り束縛せられざる限りは、(例令ば軍備豫算増加案の如き)人口の數に應じ各聯邦に分配せらるべしといふにあり。フランケンスタイン氏は之に反して、關稅及び煙草稅の利潤は唯從來の金額を帝國に附與し、此等財源の總超過額は帝國法律に従ひ、未來の準備として聯邦或は各邦に交附せらるべし

ランケンスタイン氏の勸議を拒斥せしめば、先見あるベンニグセン氏が充分保證せざる多數をも、當時の帝國議會に發見したるや、疑ふ可からざるなり。

然れども比公は、其事業を貫徹せしめん爲め寧ろ安全なる多數を探れり。六月二十五日、フランケンスタインの條件に中央黨及び保守黨が調和せりとの報告は獨逸全國を傾動せり。中央黨は、此調停に由り、全く憲法的擔保を放棄したるものなり、何となれば聯邦加入税は、憲法に由りて成立し、又實に繼續せる帝國永久の方針として現存すべければなり。是を以て、外見上、此事件に關する帝國議會協賛權は保持せられしと雖、是れ唯實に無効なる紙上に成立するに過ぎざるのみ。即ち紙上にのみ成立せる加入賦税と共に、帝國議會に審議修正の手續を與るなくして、年々一億の新税、負擔せられたり。之に加ふるに、中央黨は「聯邦擔保」に關して、關稅及び煙草税より帝國收入一億八百万馬克、即ち從來の總計を、一億三千万に増加せむを承諾し、是より超過せる收入を、

フランケン
スタインの
條件

各邦に分配せむことを要求せり。但し中央黨は各邦が將來自己の收入より、甘じて帝國に許容する些少なる金額の賦課に對し、協賛したり。然れども翌年軍事費の重大なる増加、要求せられしに及び、聯邦加入賦税の莫大なる増加を致さざる可らざるに至れり。其他越山保守調和以後、フランケンスタイン案の充分なる根本的意義は、保存せられぬ、即ち帝國は、其全歳入中一億三千万を、其權利に屬し、其全殘額を各邦に屬せしめり。是れ獨逸幾千百万の感情より見れば、反對に帝國感想の轉向せしものと云ふべし。而して此勸議に對し、帝國政府は、同意を表したり。

此形勢に對し處決せむ爲め、七月一日、國民自由黨は、集會を催ふせり。是れ實に、議院に於ける最大政黨が、二ヶ月以來諸重要問題を該黨の掌中に握らむ意氣を有せし、最始の集會にして、フォルケンベックも亦之より再び列席するに至れり（ポエチヘル氏、記録二五〇頁、此會議中フォルケンベック及びベンニグセンに對し、慘憺たる箇人的攻撃あり、遂に本問

題に論到すること能はざりき。會議は一大激昂を以て、七月四日迄延期せられたり。此會議に於ける「左翼派」の侮蔑的動作は、該黨諸友の心を失ひ、又フォルケンベグの伴侶が背き去るに正當なる口實を與へり之れに加ふるに、今や把持すべき好機は、既に逸しぬ。是より獨逸の政治壇上、左翼の榮譽ある運動に對し、一も便利なる光明を存在せざるに至れり。終に國民自由黨中、一人もフランケンスタインの動議に賛成の投票をなすものなく、同黨の多くは、若し關稅法案にして「聯邦」的條件に由りて、毀損せられんか、全國關稅法案に抵抗するに至るべし。ステパニ氏は勝敗存亡の歸すべき此時機に際し、國民自由黨の一致を企てしと雖、七月四日、フランケンスタインの動議と關聯せる關稅案を認可す可らずて、動議を提出せり。此動議は、該黨に於ける二回の會議を経、十八票に對する四十一票を以て採用せられたり。然るに該黨は、黨議を固守する習慣なかりしを以て、少數者か、フランケンスタイン條件に反對なる多數と合同して投票せむことは、其會員の任意に附せざる

自由的大臣
の掛冠

を得ず、是を以て關稅法案に賛成或は反對の投票をなすに當り、一に決心の自由を認許せり。かくして該黨は、此一大時機に遭遇せしと雖、渠等が全盛の日に於けるが如く、調和的一致の喜ぶべき形勢を生じたりき。

人々新聞紙の攻撃も寸効なき此分立主義の基礎に於ける新越山、封建時期を痛慮せしことは、自由黨の普國三大臣、ホブレヒト、フアルク、フリーデンタルの退職是れを證して餘あり。ホブレヒト、先づ六月二十七日を以て冠を掛けて去り、フアルク及びフリーデンタルは亦六月三十日に至り此れに踵きぬ。當時の新聞紙は、ホブレヒトの退官に賛成の意を表せり、何となれば、比公は當時此の事件を秘し、普國大臣をして關知せしめず、越山保守同盟と調停せしを以てなり。ボツシンゲルの精細なる記載、亦たホブレヒト氏に同意を表せり（一六七頁）氏の辭職たる、フリーデンタルは、七月九日、一個人の資格を以て、帝國議會に演説を試み、フランケンスタイン條件の折合と、相關するものなるを曰へり。

即ち氏は此の折合に同意を表せしと雖も、新時期に於ける折合の他點及び尙演説せらるべき穀物關稅の賦課は、氏をして辭職の決意をなすに至らしめたり。最後に大臣フアルクの辭せし所以は、フアルク自ら起稿せし國民新聞の論說に由りて窺ふべし、曰く、フアルクの辭表は、此帝國會期の終期に提出せらるべし。辭職を要求する現時の決心たる、何れの場合に在りても、大臣が其位置を保つ能はじと確信せる政治界の大勢上に、其根源を有するものなりと。此等の空位は、此新時代に對峙せし人士の充たす所となれり、即ち博士ルシウスは、フリーデンタールの後を承け、國務副秘書官ビツテルは、ホブレヒトに代りて其位置を占めぬ。七月十四日、ボムメルン總督フオン、ブットカーメル氏は、教務大臣として、フアルク氏の後を襲げり。

普國內閣今回の變動は、七月九日、フランケンスタインの動議に關し帝國議會との交渉開始に、格段の特色ある印象を與へたり。又嫌惡せられたる大臣フアルクの退職は、越山黨に凱歌を奏せしめぬ。ベンニ

ベンニグゼン氏の演説

クセン氏は七月七日、全國民自由黨を代表し、フランケンスタイン條件の拒絶を請求せむが爲め演説するや、劈頭先づ此辭職に關する深き感想を吐露したり。次に氏は明快正確の辯を振ひ、國民自由黨が此提議を受認する能はざる所以を論せり。曰く、

「余は決して誇負及び大言の朋友にわらず。然れども若し此條件にして容れられなば、帝國勢力の各邦に對する關係は、變動し、帝國議會の地位は各邦の代表者に推移するに至るべく、又た特に此提議の受納に由りて、帝國憲法は侵害せられ、帝國設立の際、卓見を以て完全に形成せられたる帝國國權は、財政上の範圍に於て、其權力の制限、或は損害を招くべきこと、余の斷じて主張する所なり。此提議か憲法變更なるは、反對者も又同意する所、而してベンニグゼン氏も亦進じて是を論明しぬ。然れども若し反對者が此憲法變更を以て無害なるものとなし、又唯計算の一方法のみと辯護せむと欲せば、渠等は政治家たる思想を有すと言はむより、寧ろ計算者の理解を有するものな

りと述べしや、喝采大に起れり。況むや、此變更は是より先き、諸政黨殊に帝國宰相も自ら承認せし如く、重要な政治上の意味を有するをや。尙千八百七十九年二月二十一日及び五月二日に於ける比公の説明に曰く、余自ら財政改革に着手するに當りて、必要を感ずる第一の権力は、則ち帝國財政獨立の権力なりと。比公又、帝國憲法は、聯邦加入賦税の狀態たる、帝國租税の徵集せられざる間のみ、繼續すべき臨時的負擔なるを豫定するものなり。余は信ず、此狀態は必ずや是が終りを告げざる可らざるものなるを、何となれば、加入税は不平等に行はるゝものなればなり。今吾人の全力を盡せる帝國の確立は、加入賦税の帝國の租税に由りて補充せらるゝに及び、始て成功するを得へしと述べしにわらずや。然るに今や全然反對の事情は起り來れり。吾人が加入賦税を現在及び將來に對して事實上廢棄し得べき方法を協賛するに當り、該賦税は廢棄せられざるのみならず、却て將來長く該賦税を保存すべきフランケンスタイン案に決定せ

られむとす。然らば何處より生ずるか、人未だ之を知らず、收入は、他方法に於ける新租税に由りて、流入し來らざる可らず、然れども此時に至れば、フランケンスタインは、同一なる聯合方法に由りて、新租税を整理すべき一議員を求め得るならむか。ペンニグセン氏は、更に問を設けて曰く、然らば、實際如何なる事情に立ち至るべき乎、又久く盡力せし所と正反對の意見を包含する決定が、保守黨、帝國宰相自身、及聯邦政府に由りて賛成せらるべしとは、果して爲し得べきの事なる乎、殊に此五月に於ける宰相の斷乎たる言責に對して、ペンニグセンは簡單に此間に答て曰く、何となれば、渠等は中央黨及び保守黨と共に財政關税に對する多數を得るや、明なりと信じたればなり、又中央黨は其賛成に對して此條件を要求したればなり。ペンニグセンは更に問を發して曰く、政府は聯邦主義フエデラリスムスに對して未曾有の讓歩を爲す、其得る所果して幾何ぞ。聯邦會議が煙草及び重要な財源的物品に對する遮斷法案を帝國議會の初日に提出せずして放棄した

る三千万馬克を獲得したるに過ぎざるなり。此事件が計算的なるのみにあらず、又最重要なる政治的意味をも有するは、委員會、新聞、及び其他の宣言に於ける、中央黨の態度に由て知るを得べし。此聯邦條件を達せむか爲め、中央黨は、其他の憲法的擔保を放棄したり。今や獨逸帝國か、其成立したる世界的政界の偉大なる感念に由り、此帝國の創立者は、此分立主義パルチダリスムに其犠牲を供せむか爲め、帝國の權力を充分強固に維持せむと欲す。然れども帝國の權力は、今日の如く益鞏固となるを得べき乎。古往今來、聯邦本來の權力と安全とは、常に軍政に財政に聯合權力が充分なる準備を有したるに原けり。若し夫れ然らずんば、聯邦は土崩瓦解するに至るべし。殊に獨逸の歴史は、之か教訓を與ふるものなり。帝國の聯邦的資格は、唯各邦主權の一部が帝國に交付せられ、又聯邦會議に於ける十四票が、帝國憲法の更正に反對し得るに由り、(バイエルン、ウエルテンブルグ、ザクセン)完全に確定せられたり。人々幾多憲法を更正せむとするに當りても、

常に唯遅々として、其歩を進めざるを得ず。夫れ然り、是を以て獨逸裁判法の改正に於ける如く、全獨逸に對する幸福として、論定せられたるものにあらずや。今や此一大法律の範圍に、獨逸統一思想の大擴張を結合する裁判法案が有效となりたるに際し、帝國財政上の主權は、始めて制限せらるゝに至るべし。諸君は此動議か決定せられたる以上、吾人が此動議を眼中に置かずして賛成したる關稅に對し、多くの朋友及び余が、再び反對することあるも、之を答ひること勿れ。ベンニグセン氏か言ひ及はざりし激烈の言辭は、次に同黨議員なる白頭のベセーレル博士に由りて使用せられたり。氏は嚴格なる態度を以て、フランケンスタイン案に對する憤慨並に痛歎を吐露しぬ。「余は立法に於ける斯る無法を實行するに就き、余が手を捧げんことを欲せず。余は是を以て帝國の墮落なりと呼ぶものなり。」ベセーレル氏の後、比公は直に演壇に上り來れり。公は此爭論中、眞實なる政治的見解を表明せり。「余に對する此等の論争は、猶虚飾なる

比西馬克の演説

銀の彫刻の如き觀あり、此戰爭は余に對して殆ど彼著明なる言語 "Donner et blanc" 或は "blanc bonnet" (黒色の上衣或は黒織物の上衣) と云ふと、殆んど同様の感情を起すものなり。比公は、帝國が其歳入を其國庫に於て保管するも、各邦より聯邦加入賦税として納付せらるゝも、實際に於ては、全く均等の者たることを辯明し、其要點は財本を一般に蒐集し、又各邦が直税の減少によりて幸福を得るに在り、但し公は何故にベンニグゼン氏の引證したる千八百七十九年二月及び五月の演説とは、反對の意見を抱きしかに至りては、之を辯ずることを避けぬ。又各邦がフランケンスタイン案の採用に由りて獲得したる歳入は、彼等の妥當なる權利として考ふべしと雖も、後日聯邦加入賦税の増加するに當り、帝國が再び苛重なる督促者なりと思考せらるゝ、わらは、嘗て比公が熱心に廢棄を主張したる帝國租税昔時の惡法再び蘇生するに至るべきも、之に關しては、寸毫も説明を與へざりき。比公今回の演説はフランケンスタイン案の辯護として、大なる意見及び理由を有せしにわらず寧ろ主

して舊時の連合せる同盟を棄絶し、加之一半は宣戰に等しき舉動をなしたる、國民自由黨の攻撃に、其論鋒を向けしものなり。議員ポエツヘルは當時彼の目撃せし所を記して曰く、

「比公は此際從來の朋友を避畏するの感を發せり、久く耐忍したる心裡の憤怒は破裂せり、其述べたる所の一言一句、皆最早國民自由黨を眷顧せざるべきを示し、他をして此有力なる人傑か自ら慰むる所あるを測知せしむるを得べし。加之、輕蔑せる傲慢の復讐的言語は屢、其演説中に顯はれたり、公は國民自由黨に對して、其罪狀を列舉しぬ、何となれば公は此際彙に左翼連の院外運動を以て、社會民權黨が帝國の秩序を攪亂する舉動と同一視し、又該黨過激分子の分離を以て、明に將來に於ける再提携の條件となしたればなり。」

比公演説の速記録は、實に明かに此感想を確證するものとす。現に比公の陳述中、左の如き一節あり、

公は此等の諸氏(國民自由黨)に、唯一大謹慎を勸告すべし、何となれば

渠等は幸にして隆盛に達し、又全黨盡く熱心に一致協同するも、唯議會全數の四分の一に達するに過ぎざればなり……凡そ黨派は常に政府と相提携して始て勢力を張るを得、然れども、若し渠等にして政府を左右せむと欲せんか、却て渠等より政府を壓するに至る。加之比公は只不本意にも、余と關係なき千八百七十一年以來の現象及び争闘(公)に對する保守黨の反抗、及び政教の(闘争)に由り、大臣及び帝國宰相に對する自由黨員の強迫、殆むと忍ぶ可らざる程に至れるを明言せり。然れども、公は尙社會黨法律案討議の際、吾人は右側黨と共に恐らく三隊に分れて進軍し、協力して戦はんとの希望を發表し、且つ曰く、「噫、此先見は實行せらるゝなく、却て諸氏(國民自由黨)の新聞紙は、余をして自ら全く放棄排斥せざるを得ざるの憤怒及び語氣を執るに至らしめしこそ遺憾なれ」。

然るに之と時を同ふして、中央黨は、帝國宰相より、人若し相互に信認し、又高大なる共通の目的を有せる共同事業に就き、相互に相敬愛することを知らば、の言辭に由り、現在並に將來に於ける重要なる握手を蒙るに至れり。ウインドホルストは、冷淡媿侮相半するの態度を以て、此優遇の辭に答る所あり、曰く

「吾人の爲す所、吾人唯事實に由來する根據に由りて之を爲すのみ。此事たる、吾人は之に對して、一も約束したることなく、又一も之を預想したることなし。余は迄かく言ふ、是れ或は余に對し、吾人の欺罔せらるべきを曰ひしものあればなり。若し吾人かかゝる約束をなしたりとせば、客觀的に吾人か欺罔せらるる事あるならむ。然れども若し吾人かかゝる約束及び意見を有せずんば、吾人亦欺罔に陥るとなかるべし。其他、余は諸君に言はむ、余を欺かむとするものは一瞬時も早く起立すべし」と。氏は中央黨が犠牲を齎らし來り、此れに由りて、自由主義の破産をなさしめたる債權者に、満足を與ふるが如き態度を以て論辯せり。「吾人既に之を行ひ、又今日之を行ふの後、何人と雖も、吾人は帝國の讎敵なり、愛國心を有せず、と主張するもの

「帝國の眞
正なる友人
として」
ウインド
ホルスト、
ホの

なかるべし。最善良なる朋友の常に爲す所、危険あれば、是を救護するに在り。帝國は危険に陥れり、各邦亦然り、故に吾人は又帝國の朋友として之を保護せん。然れども氏は此真正なる友誼の限界、狹隘なるを知れり、乃ち謂て曰く、但し余は明白に斷言す、フランケンスタイン案の成立するなくむは、否^{オウ}と言はん^トと欲すと。

此真正なる帝國の朋友が、決して帝國政策を長く補佐する能はず、又欲せざるは、前斷の如く、既に首領の明言する所、又疑ふ可きにあらず。然れどもラスケルは、又其辯駁中、特有なる公平の論議を試みたり。

議員ウ^ウントホルスト氏より述べられたる賛助者は、如何なる朋友の種類に屬するものなる乎。公平無私に援助する人乎。或は困厄に陥れる人が爲替を組むと同く、爲替を組まむとするの人なるか。若し議員ウ^ウンドホルスト氏が右側黨及び政府の信實に對し、第七條^フランケンスタイン案^を、決して廢棄せざるを信ずてふことを附言せむには、是れ氏は名譽の證券を變更するもの、宜く國法に據りて處罰す

べきものなり。

帝國議會は七月九日此爲替を承認したり、即ち一百二十二票に對する二百十五票は、フランケンスタイン案^{前陳の條件と同じ}を可決せり。國民自由黨は、盡く是れに反對なる投票をなしぬ。是れ勝敗に關せる重大の時機に在りて、渠等の一致せるを表明するに、充分の價値を有するものなり。殊に比公が是より先き、此一致は奇怪の事に屬すと翻弄せしことあるを以て、之に奮激せしものとす。又其次日、國民自由黨議員^フォルク氏^が帝國議會に於て該内部の破綻を報知するの己むを得ざるに至りしは、一層痛切の感念を國民自由黨に與へたり、何となれば^フォルク氏は、中央黨及び保守黨喝采の下に、憤激兼輕蔑的調子を以て^{ベン}ニグセン氏の演説を攻撃し、又^フォルクが數日前同意したる^フランケンスタイン案は、實に全く公正なるものなるを證明せむと欲したればなり。

此演説は論者の黨友一般の憤激を惹き起しぬ。翌朝此事件に關し、

フランケン
スタイン案
の可決

開會せる黨議は、恠に紛亂激昂を極めたり。多數はフオエルクに對し、斷乎たる辯疏を要求せり。ベンニグセン氏は正當の制裁としてフオエルク氏に脱黨を命ぜざる可らずとの決議に反對を試みぬ。商議は欠席したるフオエルクを待たむが爲め、中止せられたり。フオエルクに對して、最嚴酷なる處分を希望せしは、重に左翼なりしと、自然の勢なりき。フオルケンベック氏は、七月十一日、黄昏に及びたる帝國議會々議の後、其親友を會して謀議夜半に至れり。彼等の帝國議會内外に於ける種々の舉動が、フオエルク氏よりも、一層甚き憤激を同黨に與へたるを知るや、彼等はフオエルクの舉動に對し、適當なる贖罪を否認するわらんには、該黨を脱すべして、一致せる議論を以て、反抗せり。是を以てフオルケンベックの一派、或はフオエルク及び其所屬者の脱黨は免かるべからざるに至れり。憐むべし、七月十二日に於ける該黨の早朝會議は、慘憺たる事件後なりしに由り前日の會議よりも、尙ほ一層糾紛の状態を現出しぬ。フオエルクは、書面を以て、如何なる賠償をも拒絶せり。其の結果遂にフ

フオエルク
シヤウス等
の一團

關稅改革の
終局

オエルクの行爲に就き、該黨の遺憾を吐露すべき件、提議せられたり。此動議は、三十五票に對する四十五票を以て可決せられしを以て、黨員十五名即ちフオエルク、シヤウス、ホエルデルの一團は、直に該黨を退くべきを宣言しぬ。渠等は同時關稅法案決議の際、相率ゐて關稅法案に賛成し、爾餘の國民自由黨員は四人の外、皆之に反對せり。是に於てか此記憶すべき帝國議會會期は、同日を以て終焉を告げぬ。内治政策上の大勢を概論せむが爲め、余輩は、曩に關稅及び財政改革に關する帝國議會の討議を省略せしに由り、今此に補述すべし。釀造物稅の増加は、否決せられぬ。煙草稅に關し、政府より要求せし特許稅リチエンツトイエルナ及び附加稅は、否認せられ、別に帝國議會關稅委員の決議に従ひ、七月七日の全院會議に於て外國煙草の關稅は、八十五馬克内國煙草稅は、四十五馬克に増加するに決したり。之に先づ二日、石油及び珈琲の關稅は、關稅委員の修正に一定しぬ。穀類關稅に就ては帝國議會第三讀會に於て、第二讀會決議案を變更し、農業者の要求に由り、曩に決定せしライ麥に

對する五十片の關稅を一馬克に増加せり。是れ農業者に利害を有する議員は若し農業に對し、充分なる保護を加ふるに非ずむば渠等は工業殊に鐵類關稅に反對すべき意向を示せしを以てなり、是に於てか、農業黨は再び鐵關稅の増加を賛成するに至りぬ。關稅及び海關稅法案は、此等の變更に關し七月十二日、百七票に對する二百十七票を以て可決せられ、是に由りて、此等立法事業は、暫時其局を結びたりき。

相互の掛引、交渉、及び自己の満足上、抗爭せる箇人的利害は、國民一般租稅の負擔に由り、會議中、穩當なる限界内に保つことを得たり。然れども新帝國議會の多數、及び當時の特徴として、箇人的利害は、今や始めて、議會的生涯の前面に標準たるべき一定の權限を以て、大膽にも獨逸帝國議會に出現し來たり。又此事實は、國民自由黨か、公平に、保守黨及び政府と合同し、獨逸國民全體の利害上、祖國一切の事件を考察盡瘁したる、過去第一期の帝國議會と反對なるを指示するものと謂ふべし。

第三章 比西馬克の鐵道及び租稅改革。

新經濟的立法(千八百七十九年より千八

百八十一年に至る)。

比公が半歳の短日月を以て、獨逸國の財政改革及び關稅政策を完全に構成し、且つ此範圍内に於ける公の大計畫に適應すべき法律の、既に聯邦會議及び帝國議會を通過したる事は、吾人既に之を論せり。然れども是れ唯獨逸經濟改革に於ける、有力なる全計畫の一部を遂行し得たるに過ぎず。公の所謂經濟改革は、實に通商、及び關稅改革、財政改革、租稅改革、鐵道改革を包含するものなり。比公は獨逸國に於ける經濟狀態の改良上、凡て這般の範圍内に、改良事業を同時に決行するを以て、大に有望の事なりと信せり。

吾人は千八百七十九年に至る迄、鐵道改革を帝國々有鐵道組織の基礎上に實行せむとする帝國宰相の諸計畫が、獨逸諸中國の疑惑及び反

鐵道改革

對に由り、水泡に歸せしを知れり。又千八百七十九年比公が聯邦議會に提出したる計畫は、極めて狹隘なる範圍内に求めしにも拘らず、亦其目的を達する能はざりき。千八百七十九年二月七日、聯邦會議に送れる覺書デシクシユエットに由り、公は獨り全獨逸鐵道の貨物稅整一に就き、法律的確定を要求せり、何となれば、公は此範圍に於ける從來の盡力により、運送稅の確定は唯國家の權力のみに由り、指導し得べく、又せられざる可らざるものなるを確認したればなり。

公は更に關稅の經濟的結果を説明し、又關稅組織に對する要求の原由を明示せり。公は是より進て從來の困難なる狀態より、除クサト外稅の無數なる事、遞減稅法グラエレンツナルクワの濫發せらるゝ事、遞減稅の結果として、工業品の生産、及び販路の關係に不自由的變動を生じたる事、鐵道會社間相互に國家に忠ならざる約束を結ぶこと、自然的貿易より、通運ツルヒセンツスラ的貿易の偏倚する事を論及し、此等の災害は稅率に關する適當なる原則に従ひ、帝國法律の規定に由り、防禦するを得べし、該覺書は、此等一般の

原則に據り、先づ必需なる改革に對する計畫及び方針を以てせり。即ち公は同盟法の組織、中央取引所の設立、及び一般同盟貿易商に關する標準の設置を以て必需なるものとしぬ。從來鐵道に賦與せられたる讓與より、權利的觀念を起すと能はざるべし、何となれば、國家の安寧は最良の法律たる「*Salus publica suprema lex*」に由り、箇人的利益と全般の利害と兩々衝突するに當り、法律は全般の利害を重要視するものなればなり。其結論に曰く、獨逸鐵道に於ける貨物稅法を規定する法律編制を決定し、此目的に由りて先づ内閣の代表者、及び國有鐵道を有する聯邦代表者の定數に近き、聯邦會議代表者より成立すべき委員會を招集せむと欲すと。

聯邦會議は、初め比公の動議に傾きたるの觀ありき。何となれば、比公は千八百七十九年三月十八日聯邦會議に送りたる第二覺書中、左の事項を報ずるを得しを以てなり。

「今年二月七日に於ける議長(即ち比公)の動議に對し、重要なる一致に

踵て政府代表者の同感の下に起れる協商生し來れり。此協商は、此豫約により、二月七日の議長勸議を、左の方針に於て採用すべきを證せり、即ち(一)全體の貨物稅法を出來得る丈、均一なる原理に據りて、共通の規定を爲すべきこと、(二)通商の利害上、稅法に於て必要なる明瞭確實を保證すべきこと、(三)獨逸の鐵道が、主として外國貿易の利害に便利を與ふとなく、却て其稅法の決定に相應して、第一に獨逸の貿易獨逸の生産、及び其製品の販路を擴張するに就き、法律的保護を保證すべきこと是也。

此第二覺書は、議長勸議の趣旨を闡明し、又從來の鐵道稅法政策の悲むべき結果を切言せるものなり。三月二十九日、聯邦會議席上、比公は其勸議の際、自ら熱心に獨逸鐵道の貨物稅法に對する帝國法律を辯護し、又關稅の調査に於けるが如く、特別委員を任命せむことを發議せり。聯邦會議は公の發議を容れたり。此特別委員會の議員は、恟々として其の任務に従事し、比公の企畫する所に遵據し、四章、三十條の法律草案

を起稿せり。第一章は、稅法の創立に就て論じ、其決定は聯邦會議に交付せらるべし、第二章は、稅法の公布及び適用、第三章は、鐵道の整理を含蓄し、第四章は、其結論なりとす。然れども、聯邦會議に於ては、委員の草案に一致を得るの運に際會せざりき。殊にザクセンは、各邦の權利を名義上毀損する此統一策に對して、斷然反對し、又バイエルンは、其蓄用權を根據として、帝國の稅法法案は、少くもバイエルンに對し、價値を有する能はざることを、バイエルンは、此蓄用權の條件を以て、其協議に預るべきことを、遠慮なく明言せり。此に普國及び帝國の壓制を生ずるの虞あり、是を以て三王國は相連合して、其蓄用權と禁止權に由り、之に反對せしかば、此改革は無効に歸しぬ。

同じく千八百七十九年五月十五日の法律案に據り、帝國の爲めに鐵道法を發布し、鐵道會議及び鐵道廳を設立せむとせる比公の計畫は、又同じく畫餅に歸したり。此計畫は鐵道に對する監督を帝國に讓與するに在るを以て、此提議に由り、鐵道が各政府の手に存在せず、又管理裁

判に由れる監督權を有する二人の新帝國官吏を置むを希ふものなるや、聯邦會議に於ける此法案は、不幸なる感想を惹起し、痛刻なる反對現出して、其承認を得る能はざりき。

全帝國に於ける鐵道改革を統一ならしめ、帝國議會立法權の贊助を以て實行せむは、帝國宰相か最後の希望として大に奮發せし所なりき。然るに此の希望は水泡に屬せしを以て、比公は千八百七十九年以往其特有なる剛氣を以て凡て重要なる私設鐵道を國有となすの方針を取り、以て普魯士國境内に於ける鐵道改革の實行に着手せり。吾人は此提議に關する普國々會の討議を此に省略するの適當なるを信ず。千八百七十九年七月九日後、幾もなく、帝國宰相は、帝國議會に臨み、激烈なる獎勵及び強硬なる言語を以て全政黨に對し、其胸臆を吐露する所ありしに由り、千八百七十九年十二月々末、渠等及び渠等の首領は、公をして、普國々會に於ける國民自由黨の鐵道問題に對する協議に活氣ある満足を明言せしめたり。ボッシנגエル氏、二六九頁比公か此範圍に於て大

普魯西の國
方針

臣マイバハ氏の熱心なる補翼に由り、成功したる結果は、ボッシנגエル氏の一表に蒐録せる所に由り了知するを得べし(二卷、一二頁)。爾後普國法律に由り、普國政府は、千八百八十二年三月廿八日乃至千八百八十五年二月二十三日間に、七千八百五十九キロメートルの延長を有する二十の全線路を、總計八億三百五十五万九百馬克の價格を以て購入せり。是れ凡て重要なる普國の私設鐵道及び其地方の君公より購入せるシヤウムブルク、リッパ、ブラウンシュワイグ線及びプレンロー州より買取せるプレンローメン鐵道を含蓄するものなり。之に加ふるに、關稅、工業行政等に關する比公の原則は、其重大なる普國の鐵道、及び帝國領地の鐵道上に、實行せられたるを以て、改革に關する帝國法律的規定を無効に歸せしめたる中等國は、(聯邦中の廣義第二流に位する)今や特にザクセンに對する、普國々有鐵道の甚だ苛重なる競争に備むが爲め、大體上、普國の例を學ばざる可らざるに至れり。然れども全獨逸の貨物、及び乘客の交通は、普國其他の鐵道を國有に變更したるに由り、無限の利益を

得たり。無數の單獨なる管理は消滅し、隨て旅客及び貨物賃金に依れる私立鐵道の壟斷的收利は、盡く廢止せられぬ。又貨物稅法の混雜、無稅通過券の不法鐵道工事の粗漏及び既述せる遞減稅法に由り、外國物品に與へし不面目なる便利等も、是より其跡を斂めたり。加之、普國政府は、數年間、其鐵道に由りて莫大なる收入を得、大藏大臣は一切の憂慮を除去し、一般租稅の負擔を輕減することを得たり。彼のボッシンゲル氏が、此大事業の遺憾なく其功を奏したるは、今日一人の國有鐵道に代ふるに、私立設鐵道を以てすべしとの反對論を唱ふるものなきを以て知るべし(二卷、一二頁)と言ひしは、決して過言にあらざるなり。

然れども、比公の帝國收入及び帝國租稅改革に關する意見は、關稅事業の落着に由り、決して全く貫徹したるにあらざるなり。公は一層廣汎なる帝國關稅組織に着目せり。就中、公は煙草專賣法の實行に汲々たり。公は是を以て當時其腦中に勞瘁として來往するに過ぎざる將來の社會政策に關する大經綸を實行すべき方便たらしめむと欲せり。

帝國租稅改革

煙草稅

千八百七十九年帝國議會の容れし動議に由り、諸勞働者の老癯者救養の解釋、隱然與へられしや、比公は獨り煙草專賣を以て此目的を達するの良法なりとしぬ。然れども從來帝國議會及び聯邦會議々員は、煙草專賣實行に關する遠大なる意義に對し、常に斷乎たる反對を試みたり。千八百七十九年四月五日、聯邦會議は煙草專賣の件を延期し、獨り煙草稅の増加及び特許稅の實行を可決せり。然るに帝國議會は尙是を拒絶しぬ。是れ議會は自ら煙草專賣の豫兆を察知せしを以てなり。煙草稅増加亦大に之を輕減するに及び、始めて、帝國議會の協賛する所と爲れり。吾人は煙草專賣に就き、後來更に詳述する所あるべし。

千八百七十九年、比公は煙草稅の外、釀造物稅の増加、及び帝國印紙稅の實行を主張せる法案を、帝國議會に提出せり。此兩法律案は、共に採用する所とならざりしを以て、千八百八十年の帝國議會に新に提出せられたり。

釀造物稅は、千五百万馬克以上の收入あるべき豫定にして、從來稅率

の殆んど二倍を標準とせり。即ち千八百七十二年五月三十一日、發布の帝國法律に由り、北獨逸釀造物會社は釀母の釀酒に轉用せらるるに當りて、五十キロに對して二馬克、其他釀造物代理品には同量に對して二馬克乃至四馬克の稅を課せんとする所以は、自ら左の理由に原けるものとす。

二十年以來、北獨逸釀造社會に於ける麥酒の消費は、殆んど二倍に達し、爲めに増稅が消費及び釀造業を損害せざるべきは、豫期するを得べし、又北獨逸及び元來租稅の高額なる南獨逸との租稅一致は、帝國憲法第三十五條、實に是を規定するものなり。其結論に曰く、帝國財政上の地位は、關稅及び煙草稅法の採用せられたる爲め、實際高價と爲りしに、思料し得る程の運に至らずと。

此論據は、決して透徹明確なるものにあらざるなり、何となれば二十一年間に快樂媒介物の消費が、二倍に上りたるの故を以て、其稅率の二倍を要求するの結論は、疑もなく不理の論據なればなり。又、高稅は消費

者及び北獨逸釀造業に損害を與へざるべしとの論旨は、北獨逸釀造業の困難なる關係を誤解せるものとす。若し酒稅の増加は、一杯の麥酒飲用者の僅少なる代價に影響せざるが故に、需用者を減ずることなかるべしとの論を以て正當とせば、是と同時に北獨逸酒造者は、租稅の増額を、渠等自己の囊中より支辨せざる事態を呈するに至るべし。然れども人若し北獨逸の小釀造家及び中等酒造家の憐むべき收入の状態を一顧せば、千万乃至千五百万馬克の高稅は、固より論なく、五百万馬克の増稅を年々支拂ふとするも、其遂に衰廢に陥るべきは、瞭々火を覩るよりも明なり。試に思へ、千八百七十九年乃至千八百八十年間に、酒造者の一万四百九十人中、規模の大なるは、只僅に二百五十に過ぎず、株式會社等、千八百七十三年乃至千八百九十一年三月三十一日間に、二千八百七十三人許の酒造者廢業せしに非ずや。翻りて南獨の酒造者を見よ、其本國の頗る高格なる租稅を負擔するにも拘はらず、北獨逸酒造業家より遙に善良なる状態を有せり、是れ北獨逸釀造社會に於ける麥酒

の消費高は遙に少量なればなり。即ち北獨逸に於る消費高は、千八百七十三年は、一人に付僅に五十五リタル(千八百九十一年は八十七、八リタル)なるに反し、バイエルンに於ては、千八百七十三年、一人に對する割合二百四十七、八リタル(千八百九十一年尙二百二十一、二リタル)に達せり。而して南獨逸の酒造家は、多く運賃を要せずして、其麥酒を隣邦に販賣するを得、之に反して北獨逸の酒造家は、遠方の得意場を求めざる可らず。加ふるに、原料品、賃銀、事業費、資本は、北獨逸よりも南獨逸に於て低廉なり。又バイエルンの酒造家は、バイエルンより輸出する麥酒に對する稅額を、其前納せる内國麥酒稅中より拂戻さるゝものとす。南獨逸特にバイエルン麥酒の北獨逸に輸入せられたる量は、千八百七十三年より千八百九十年九十一一年に至る七年間に、殆んど四倍の額に達し、埃太利、ボエメン及び英國麥酒は、殆んど三倍の額に達しぬ。然るに北獨逸麥酒株式會社より輸出せし北獨逸麥酒は、千八百七十三年以來、全く著しき増加を來さざるなり。

帝國印紙稅

今や帝國議會が、北獨逸酒稅の増加に對して賛成を表せざりしは、亦是自然の勢なりとす。即ち千八百七十九年及び千八百八十七年五月十七日に於て、保守黨の四十票に對する一大多數を以て、此増稅案を否決せり。更に帝國議會酒稅調查委員は、千八百七十九年七月九日に至り若し同時に適宜なるブランドー稅の増加を眼中に置くことせば、初めて酒稅の増加を按ずべしとの決議を爲しぬ。

比公は帝國印紙稅に就き、大なる成效を收めたり。千八百八十年に至るまで、帝國は僅に爲替印紙(千八百六十九年以來を所有し、是に由りて年々殆んど七百萬馬克の收入を來しぬ。千八百七十八年七月三日以來、骨牌稅を設けて、年々百二十万乃至百三十万馬克の收入に達したり。千八百八十年三月六日、比西馬克は又聯邦會議に一新法案を提出せり、即ち主として取引事業、富籤、其外郵便、先拂及び郵便爲替に對する領收證、抵當借の領收證、切手爲換證書に帝國印稅を課せむとするに在り。聯邦會議は、此提議を一般に承認せしも、獨り此苛重なる領收證

印紙稅は推舉すべき價值なきものとして指摘せられたり。四月三日聯邦會議は、一般領收證に對する領收證稅を向後永遠に十片宛高ゆんことを決議しぬ而して此稅の總額は二十馬克に過ぎざるなり。然れども其外聯邦會議は比公に由りて印紙稅を課せられたる事物の二三、殊に郵便爲換及び郵便先拂領收證の印紙稅削除を議決せり。即ち此決議は、二十八票に對する三十票を以て通過せしものとす。聯邦會議實際の議員にあらざる「代理者」に由りて投せられたる三十票の背後には唯帝國人民七百五十萬の聲援あるのみ、然るに二十八票の少數は普魯西バイエレン、ザクセン等三千萬の人民を代表したり。

比公は甚だ嚴格に聯邦會議と抗争せり。公は皇帝に骸骨を請ひぬ。皇帝慰諭して曰く、卿にして去らば誰か又朕の股肱たるものあらむと、百方比公辭職の請求を拒絶し親く書を賜ふて曰く、朕はかゝる義務の抗争に對して憲法的解釋を實行せむとする動議を朕及び帝國議會に提出するに關し、卿に一任せざるを得ずと。聯邦會議は四月十二日前

聯邦會議と
の抗争

決議を撤回し、一切の領收證、郵便爲換及び郵便先拂領收證の印紙を決定せむが爲め、四月三日に於ける決議の形式的遺漏ありしを利用せり。然れども比公は未だ此謝罪を以て満足の意を表せず。聯邦會議に對する峻刻なる覺書に由り、公は將來かゝる抗争なからしめむが爲め、此立法院の服務規律に就き必要なる變更を希望せり。即ち討議の狀態を緊要事件及び通常事件に二分するに在り。第一の場合に屬するものは、首相の諸提議にして、此討議の際には大臣の出席を要求すべし。猶聯邦會議に於ける代理者は、制限せらるべく、各法律案は二讀會を請求す可し。服務規律に對する此動議は、些少なる變更を加へしのみにて、四月二十六日二讀會を以て聯邦會議の容るゝ所となり、抗争由て落着を告げたり。

取引所稅

此の如く今や聯邦會議は、公然提出案に對して、略々賛成を表せしと雖も、帝國議會に於ては、四月二十七日より二十九日に至る第一讀會に於て、毫も是を承認すべき傾向を有せざりき。唯保守黨及び獨立保守

黨のみは、無條件に之を賛成し、殊に取引所稅に對しては最も熱心に賛成の意を表せり。越山黨は、持重敢て動かざる態度を取りぬ。然れども自由黨は揚言して、曰く、前年の關稅及び租稅法案の結果如何を看取すると能はざる以上は、新稅協賛の件たる、全く誤謬に屬す、證券の課稅は、唯或條件を以て賛成するを得べきも、領收證稅は全く排斥すべきものなりと。ホエルデルすらも、此法案に對して曰く、余は千八百七十九年新租稅政策に賛成せり。然れども此方策には、同意を表する能はずと。討論の終結に際し、此提出案は、二十一人の委員に附托せられ、五月四日内外國の證券稅を千分の五とするを協賛せしも、領收證稅は、一票（ウキルヘルム、ビスマルク伯に反對する全數を以て非認せられたり。抵當貸借金稅は、九票に對する十一票、切手及び手形は、五票に對する十五票を以て否決せられぬ。此法案の討議は、遂に此年内に又議會に顯はるゝなかりき。然れども千八百八十一年の春期に至り、再び提出せられて可決しぬ。同年七月一日、此法律案は、皇帝の裁可を經たり。同

法律に據れば、取引所稅は、政府の計畫の儘、内外國證券に對し、千分の五を課せしも、内外國の株券及び債券に對する千分二の租稅團體及び共有の内國株券及び債券所有證に對する、千分の一は、政府提出案に計畫せし千分の五を、帝國議會が修正せしに由れり。帝國及び聯邦の株券に就きては、全く課稅することなし。政府より要求せられたる五プロセントの富籤稅は、協賛せられ、受取證切手手形の課稅は、否認せられたり。帝國議會の激論を惹起せしものは、買賣證及び取引券課稅に對する問題なりき。政府は遞加稅を建議せり、即ち三百馬克以上、内國價格の賣買證、並に勘定書に對して、二十五、五十片を課し、外國價格の賣買證は二十五、五十、百片を課せむとするに在り。中央黨と同盟したる保守黨は、之に代ふるに買賣證等に對して、比率印紙、即ち實際の取引事業一切に對して、千分の一、定期賣買事業一切に對して、千分の二を課せむと欲せり。自由保守黨、及び自由黨は、是に反して、固定稅を提出し、買賣證に三十片、定期賣買に一馬克、取引計算證に二十片を課せむを希へり。

兵役税

此動議は、議會の容るゝ所となり、可決確定せり。

千八百八十年四月二十二日、比公は聯邦會議に新なる帝國租稅法案即ち兵役税の法案を提出しぬ。是れ兵役義務あるも、身體不具等の原因、或は第一第二補充兵の超過に由り、兵役を免せられたるものより、徴するものとす。此輩皆年々四馬克の税を拂ふべく、且つ其總歲入百分の三以上を向ふ十二年間、支拂ふべきなり。即ち免役者と同年者が兵役の義務に服する歲月間、此法律は、千八百七十四年迄、溯るの權を有するものとす。是に由りて同時に一定の總額、帝國金庫に流入し來るべきなり。此法案の論據は、左の如し。

「此法案は體役に對する鈞衡を得むと欲する動機を、拒絶するものとす。何となれば體役の名譽義務、及び其當、籤したる犠牲に相當すべき同價の金錢なし、從老金錢を以て兵役義務に代ふべき鈞衡となす能はざるなり。是に反して、此租稅は左の思考より起れり。即ち兵役に應じたる服務者は、徵集せられざる兵役義務者に比較せんに、經濟

兵役税の否決

上甚だ不利益なるものとす。何となれば、此免役者は、兵役義務年間、尤重要な歲月を職業に充分利用し、著大なる卓越に到達し得べければなり。加之此租稅は、免役者の財政上、爲し得べきものたるを計算せり。

此提出案は、既に聯邦會議の斷乎たる拒絶に接しぬ。即ち聯邦會議は四月二十二日、委員會に於て此計畫を非難せり。會議這般の抵抗は、事實上の思慮に出たるにあらずして、政略上の思慮より發せしものなり。適宜なる兵役税が、至當のものたるは、彼の數年來、一般兵役と共に兵役税成立し、又到る處、行はれて異議なき瑞西の先例に徴して之を知るべし。又バイエルンに於ても、此税は、千八百六十六年、一般兵役義務の施行以來長く、其效力を有せしも、唯金錢上の效力のみは、體役義務の實行を充すに足らざるものとす。爲めに、廢棄せられたり。何れの場合に於ても、殆んど法外なる國民の税及び血税なりとし、兵役義務の輕減を要求せし新聞紙は、今や再び「理想的」或は「清教徒的」論點(即バイエルンは、昔

て此論據上、兵役稅を廢止せしものにして、其意は獨逸兵役の名譽的義務は、金錢の償補に由りて、匹敵し得べきものにあらずといふに在り、原き、此兵役稅を攻撃し、比公が其法案提出の理を劈頭に論破せしを興り知らざるものゝ如し。

各邦、特に中等國ミッドル・パワーか此兵役稅に反對したる所以は、自ら他の論據を有せり。即ち兵役稅は、直接帝國稅なり、然も帝國所得稅の濫觴なりと曰ふに在り。若し一旦聯邦會議にして此租稅を賛成し、又帝國議會の協賛を経て實行せらるべしとせば、此帝國所得稅は、將來原理上、或は事實上反對し得べきものにあらず。然れども帝國所得稅は、中國の收入となるべき主要の財源を奪ひ去るものなり。加るに、此租稅組織は、一般に各邦行政範圍内に、帝國の干涉を招かざるべからず。是れ殊に聯邦會議が、此法案に反對せし論據なりき。而して此法案を、千八百八十年の春期開會中、又帝國議會、討議に附せむとするの意向なきを以て、聯邦會議に於ても、此動議案の討議を、更に延期せり。

千八百八十一年一月十三日、聯邦會議の委員は、始めて其決議案を全院會議に提出しぬ。同會議は、自今兵役稅の提出案を賛成せり。但し渠等は、此租稅の考查、賦課、並に徵集に關する全體の監督權が、帝國宰相が帝國憲法第三十六條に據りて論明せし如く、帝國に屬せずして、各邦の權利に屬せむことを希望せり。比西馬克は此變更に對して、毫も抗論せず、而して聯邦會議の協賛を受けたる計畫を、曩に布告せし酒稅及び印紙稅と共に、三月十八日を以て、帝國議會に提出したり。是が緒論として、租稅改革擴張の意義に關する覺書三月十七日を添へり。此覺書に由り、直稅に比すれば、間稅の特益あるを明論せり。

帝國議會は、直に三租稅法案に就き、一讀會を開きしが、三月二十八日より二十九日に至る議會は、兵役稅及び酒稅を、全院會議に於て共に否決せむとする兆候を呈せり、何となれば、議會は、吾人の論せし如く、爾後法律となりたる印紙稅案を、唯一委員に托したるに過ぎざればなり。討議の際、反對者が、兵役稅に反對し、就中非難の聲を高めたるは、自然の

勢といふべし、即ち三月十七日に於ける覺書は、間稅を辯護せずと雖、兵役稅は、恰も一の直稅なればなり。比公は三月二十八日、之に答て曰く、「若し夫れ兵役稅は、間稅に對する余の覺書の辯護と矛盾するものなりと主張するものあらば、余は然りと答へんのみ。然れども上流社會の所得稅は、廢棄せられしと同じく、毫も直稅を含有せずて、原則の、全く適用すべきものたらざること、余の覺書中に發見するを得べし。吾人は兵役に服するものと、服するを要せざるものとの間に均衡を保つに、他の良法あるを知らず、然れども此煩累あるにも係らず、國家の利益より云へば、一大區別を有するものなり。」

五月七日、帝國議會第二讀會の際、進歩黨及び中央黨が多少の討論を試みし以後、兵役稅は、各條審議に由り、皆拒絶せられたり。若し少くも此議案が委員會に提出せられしとせんか、反對者の狂躁なる駁撃は、修正の動議に由り、持重敢て發すると能はざるに至りしなるべし。元來此法案に對する反抗の氣焔、滿場の一致に出でしものたるは、越山黨シ

ヨルレトメル、アルストの趣味ある反駁の口實か、議院に於て何等の抵抗を受けざりしにて知るべきなり、氏曰く、余は此法律の、單に帝國に新歲入を加ふるを目的とせる新直稅なることを、識認せざるを得ず。國務秘書官シヨルツ氏之を反駁して曰く、此法案たる國稅的提出案に外ならず、若し帝國が新歲入に對して必要を有せずとせば、聯邦政府は諸氏に對して何ぞ此議案を提出することを爲さむやと。政府は爾後政府の必要及び目的に、全く正當なる此課稅法を繰返したることなく、千八百九十二年の軍事法案提出の際にも、議會に出さざりき。然れども獨逸帝國に於ける兵役稅は、若し適宜なる稅率を以て、利益に相當する兵役免稅を施行せんか、不具者等より徵集せざるも、政府は後來二千萬馬克の收入を増加したるなるべし、何となれを小邦瑞西の如きも、千八百八十四年には、年々百万以上收入あり、爾來遂に百五十万に増加するに至りたればなり。

是を以て、比公は、帝國議會に對して、諸帝國租稅提出案中、唯帝國印紙

稅、即ち取引所稅を、實際に貫徹することを得たり。然れども比公は、普國が千八百七十九年の關稅法律に由り帝國より受取りたる剩餘金の準備を以て、己の意見に由り、普國の租稅改革を實行し、以て其他の諸國に對しフランケンスタイン案に由り生じ來れる剩餘の、如何に利用されしかの模範を、他の諸聯邦に示さむと欲し、銳意之を計る、既に久し。比公が其志を行ふに當り、二箇の事情は、殊に是が裨益を與へたり。千八百七十九年秋季新撰普國々會は、非常に保守黨の勢力を増加せり、即ち保守黨七十三人、自由保守黨十五人にして、之に對する自由黨は頗る勢力を殺かれ、國民自由黨六十三人、進歩黨二十九人なりき。

千八百八十年九月十五日、比公は一時兼攝せし、商務大臣の職を永久引受たり。比公の下に在り、比公に獨立して其職務を處理したりし大臣ホフマンは、商務大臣を辭して、エルサス、ロートリンゲンに、其特有の技倆を揮ふに至れり。比公は其新舞臺に於ける首要なる補佐として、從來シレンスウキツク、ホルスタインの總督たりし、フォン・ボエツチヘル

を伯林に召還し、無任務大臣となしぬ。

比公は普國に配與せらるべき帝國の剩餘金に對し先づ、普國に於ける人民の教育費負擔の輕減、殊に貧民の負擔、並に人民自然及び直接の租稅中、國家の目的に有益なるも、苛重にして、多數人民が其負擔の困難を感ずるが如き人民の負擔額を廢止、若しくは輕減せむと欲せり。是を以て既に述べし如く、比公は、之に關し、貧民、警察官、書記等に對する公共の費用を計算しぬ。普國々會に提出せられたる所謂適用法は、帝國議會に於ける關係ある政府提出案に對し、巧に捏造されし疑惑及び放逸なる抗爭に由り、政府の收入増加を計るの必要を生せしなるべし。ポツシングル氏、卷二、一四頁。之に加ふるに、比公は揮發性飲物販賣者(酒類)及び煙草製造者(普國)國內課稅に由り、公共の負擔を廢止し、並に所得稅の實施に由り、普國の直稅を補充せむと欲せり。然るに既に述べし如く、比公は所謂其多數は比公の名義に由て選舉せられたる、千八百七十九年の普國々會より、租稅改革案に、何等の同意を得ること能はざ

りき。公が貫徹したる唯一の成效は、普國所得稅を納むるに當り、最下の五階級に對する永久の特免なりしのみ（一千八百八十一年三月十日の法律）。後年に至り（千八百八十四年六月六日の法律に由りて）公の特に關心せる改革を履行するを得たり、即ち不動産及び借地券に、不當なる高價の印紙貼用を廢止したること、是なり。所得稅に關しては、比公は始めて爾後ミケール氏の普國所得稅法案に由り、實施せられたる個人的財産（各箇人の收入を生ずる）の原則に服従せり、此法たる、索撤^{サツセ}が當時採用して效果を奏したるもの、比公は業既に同國が是に依りて、善良なる状態を生ずべきを、豫言したり。

千八百八十一年春候比公は、二年の豫算案期及び、每四年の選舉期即ち立法期を帝國に實行せんとする提議を帝國議會に提出せり。其理由とする所、此提出案に依りて、帝國の豫算を、一層確實に提出するを得べく、立法上、帝國議會の確固なる協賛を遂ぐるを得べく、又議會及び國會を、同時に召集するの不便を避るを得べしと言ふに在り。然れども

二年の帝國
豫算期限

此動議は、明瞭に憲法變更を包含するのみならず、又同盟せる僧侶保守黨多數の脅迫、及び帝國議會の權利を侮蔑するの目的を、表示せるものなり。想ふに從來憲法に規定せる毎年の豫算期を廢し、是に代ふるに二年の豫算期を請求するは、帝國議會の權利を侮蔑するものに非ずして何ぞや。況んや帝國議會は隔年、即ち實際第二年目の豫算期に於て召集せらるゝに於ておや。今新計畫の每四年選舉期法に據れば、帝國議會の會合は、獨り二回に止るべし。下院は是に對して賛成し得べきにあらず。是を以て帝國議會を二年に一回召集せむとの意見は、殆んど全院一致を以て否決せられたり。二年豫算期の協賛に對し、諸黨の反對者は、かく長期に於ける歳出入の確定を以て、到底實行し得べきものにわらずと爲し、殊に激甚なる物價の變動あるに際しては、愈其然るべき所以を辯明しぬ。附屬案は避くべからざるに至り、希望せられたる時間節略は再び除去せられたり。此故に千八百八十一年五月六日、帝國議會は、比公が長演説を以て是を辯護したるにも拘はらず、殆んど

全會一致を以て、此提出案を否決せり

政府の他の提出案、即ち獨逸國民經濟會議の提議も、亦同様の運命を受けぬ。是れより先き普國に於ける國民經濟會議は、千八百八十年十一月十七日の法令に由りて招集せられたり。會議既に開かれしや、比公は其家庭的會合の夕に於て、之を其寵兒なりと呼びぬ。輿論及び比公に反對せる議論は、此等諸氏の事業並に權限に關し、國民經濟會議を以て全然別様に考へたり。今や比公は千八百八十一年四月普國をして、各聯邦政府が五年間在任すべき百二十五人の委員より成れる獨逸國民經濟會議を起さむことを聯邦會議に提出せしめしに、聯邦會議は此動議に一致せり。此費用を支拂はむが爲め、千八百八十一年より八十二年に至る帝國內政費用の追加案として、八万五千馬克の協賛を、帝國議會に要求せしに、千八百八十一年七月十日、一百〇二票に對する百五十三票を以て否決せられたり。即ち自由黨は、斷乎として是に反對の投票をなし、中央黨の多數も之に倣へり。殊に議員ベンニグセン氏

獨逸國民經濟會議

關稅法の
變象の一

は此投票に對して大影響を有したり、氏は國民經濟會議を、帝國宰相に附屬せる無用の下院なりと指摘し、特別なる階級及び財産の代表なりと罵倒せり。千八百八十二年乃至八十三年の議會に於ても、新に之を要求せしが、一層の多數を以て復否決の厄に遭ひぬ（八十三票に對する百六十九票）

此時に當りて、千八百七十九年の關稅法に小變更起れり。即ち千八百八十年亞麻の關稅は、帝國議會に於ける麻布業者の激昂に由り、政府の同意を以て、廢止せられたり。是に反して、千八百八十一年、帝國宰相の發議に依り、水車製品の輸入税を二馬克より三馬克に増加するの議、及び生葡萄の輸入税を百キログラム毎に、十五馬克に増稅するの議は、聯邦會議及び帝國議會の採用する所となれり。水車製品に於ける關稅の増加は、吾人の水車業を壓倒する奧太利の輸入を防ぎ、葡萄稅の實行は、主として我葡萄培養者を脅迫したる、以太利の非常なる輸入に抗せむが爲めなり。

當時獨逸帝國が新に締結したる通商條約は、皆實に最惠國條約に外ならざりき。此等は千八百八十一年奧國及び瑞西と締結せられ、伯耳義及び以太利とは、從來の條約延期せられしものとす。

沿海航行

帝國議會に於ける二大經濟黨の激烈なる抗爭中、唯獨逸の船舶にのみ、獨逸沿海航行を許與するを主眼とせる比公の提出案は、遂に勝利を博したり。故を以て獨逸兩海港間に貨物を海路運送するは、全く獨逸船舶の主たる所となり、外國船は只條約の規定する結果、或は聯邦會議の同意せる勅令に由り、初めて許容せらるべきものとす。此法律は、千八百八十一年五月二十二日、公布せられたり。

高利法、

顯著なる國民經濟上、及び道德上の意義を有せるものは、帝國議會が自ら奮て提出したる高利法なりき。千八百六十七年十一月十五日の北獨逸聯邦法律に由り、凡て利子の制限は、其法解除して、亦行れざるに至れり。信用少き借財者に對し、高價なる利子を約定すべき正當にして名譽ある事務に關し、帝國議會の多數は、今や古代の宗教制規的利子

禁止及び利子法の確定に由り、之を束縛せむ事を欲せざりき。是に反して既に成立せる法律の下に、壓制者、加害者、輕躁者の不徳、殘酷、及び貪欲なる高利の奪掠に對し、格別なる罰則の實行に由り、之を課稅するは頗る價值あるべし。從來帝國刑法は、唯未丁年者より利子を取るを、罰則に處せり(第三百一條及び三百二條)。千八百七十九年始めて利子法律發布に就き、帝國議會に提出せられたる勅諭により、委員會は、委員フオン、シユワルチエ氏の明瞭卓絶なる計畫に従ひ、處罰に付すべき高利の特別事情を一々精密に規定したる法案を提出せり。翌年聯邦會議は、此草案を利用して、帝國議會に一の勅諭を提出せしが、凡て此等必要なる規定に關し、進歩黨の外、大多數の賛成を以て可決せられたり。凡ての場合に對し、争ふべからざる、又一般に有效なる高利の定義は、之を論定すること難し。故に此法律は、現行犯の際、其處罰すべき高利を受取るに當りて、實際的監視をなせば足れり。かゝる理由として、借用者の危險なる位置、輕卒、或は無經驗を利用し、貪欲にも利益を

占めむが爲め、非常の高利を約束するを監視せむとするに在り、實にかゝる約束の結果として、借用者の財産の利益は、著しき不運の狀態に陥れり。處罰の嚴正は、高利に對し、并に高利の利益を遮止せんと欲し、或は手形の方式に由り、斷乎たる訴訟上の處置を以て、負債者を保護せむと欲する日に當りて、實行せられたるものなり。又此處罰の嚴正は、高利貸が負債者より約諾、或はかゝる誓言を要求する場合に於ても適用せらるべし。高利に對する處罰の判決は、亦處罰判決の結果として、高利約定の無効、及び控訴の權なきを規定したり。

此理由によりて、該法案は、千八百八十年五月二十四日、法律の效力を有するに至れり。此法律の適用は、判官の解釋に充分なる餘地を與ふることを得べし。此法律が最喜ぶべきの効果を奏し、又特に貸借事業より、全く高利の排去をなさしめたるの信用を完全に保證すべきは、千八百八十八年二月、帝國議會該問題審査委員が、明白に論定したる所とす。此範圍に於ける社會政策に對する組合の驗査が、發見したる結果

は是と一致するものなり。

然れども、此法案に關する帝國議會の討議及び決定が、法律上、許可せられたる利率を、無抵當借金に對し、一割五分、抵當借金を八分に制限すべき計畫を、主としてウキルヘルム、フォン、ビスマルク伯に依りて代表せらるる拒絶せしは、其正鵠を得たるものなり。手形の効力を制限する議案は、同方面より提出せられ、中央黨に由りて援助せられたり。帝國議會は、此決定を聯邦會議より指示せられたる審査に一任しぬ。此決議の結果として、今や諸官吏及び團體より、手形効力の制限に就き、判斷を得んが爲め、帝國宰相は有力なる器械を運轉したり。然れども、此判斷は、全く消滅しつゝある例外の外、此の如き制限を以て、思慮を激昂せしむるの結果を呈すべきものとせり。何となれば、手形は現今相當の實業界に於ける無限にして且緊要なる支拂の方法となり、之に加ふるに手形効力制限の限界を畫するは、全く困難なるか、或は、全く爲し得べからざればなり。此問題に於ける最後の重要なる判斷を與へん爲め、千

手形効力、

八百八十年九月九日ライプツヒに法律家の會議起れり。獨逸帝國裁判所の判官及び院長亦出席し、相共に手形効力の制限に反對する旨を決議せり。此を以て此問題は、永久に除去せられたり。

更に高利法律の如く、重要なる提議起れり、是れ既に聯邦政府が千八百七十八年、帝國議會に提出したるものなり。然れども此法案は、千八百七十九年に至り、始めて討論に附せられ、協賛を得しものとす。即ち此法案は健康に害ある飲食物、娛樂物及び日用品の陳列及び買賣に關し、帝國の保護法を設けむとするの主旨に出で、千八百七十九年五月十四日、帝國議會の大多數を得て法律となれり。該法律は生活必需品ナールンゲスミツツルの輸出入、並に香料品、戎氈、給具、飲食、及び料理用の器具、石油賣買に際し、此法律の標準に依りて警察の鑑定を受くべきを規定せり(第一條)。此警察検査の判斷並に範圍は、第五條に於て精密に規定せらる。然るに第六條は、生活必需品及び娛樂物偽造に就き規定したる物品の陳列賣買を禁止或は制限するを許可したるものなり。此法律は其痛切なる處

生活必需品
法律

家畜傳染病
法律

罰の脅迫により、故意或は偶然に不健康なる滋養品、若くは娛樂品等を陳列し、或は買買するものに對し、一大効力を有したりき。其罰金及び禁錮の刑罰以外に、かゝる犯罪の宣告を受たる人名の告示、及び健康に有害なる物品の沒收は、該法律に規定せられたるものなり。

此種類の法律は、爾後千八百七十九年、立法事業の完成として發布せられたり。是れ少くも簡單に列舉せざる可らざるなり。即ち千八百八十二年二月二十四日、燃焼の虞ある石油販賣の禁止、及び千八百八十二年五月一日有害なる染料に關する二法律は、帝國議會の協賛を來せり。隨て千八百八十七年七月五日、有毒なる染料を、滋養品、娛樂物、日用品の製造に使用するを禁ずる法律、發布せられたり。

千八百六十九年四月七日の北獨逸同盟法律は、家畜疫病に關し、廣大なる規則を議定せり。此法律は、家畜傳染病の鎮滅を目的とし、又其豫防法を規定したる千八百八十年六月二十三日の法律に由り、補全擴張せられたり。千八百八十四年及び八十七年の二期に、帝國議會に提出

せられたる、該法律に對する嚴密の新條令は、否決せられしと雖、國境貿易の嚴重なる監督、並に農家及び牧畜家の厩舎に、規則に従ひて消毒法を行ふべき法律を可決せり。

職業立法權

千八百七十九年以來、帝國議會の多數を占めたる保守僧侶同盟は、千八百六十九年の「自由職業條例の原則を震碎し、是に由て、職業立法の權限上に、兩黨合同の効果を收めむ事に熱衷せり。此自由職業條例は、殊に過激保守黨より、獨逸手工ハントワエルクに對する弊害及び不幸の源泉なりと指摘せられたり。此運動は、手工ハントワエルク黨の首領となりたるドレスデン選出のザクセン州議員アツケルマン氏に由り、殆んど毎年の動議として議會に提出せらる、是れ工藝に缺乏したる最良の基礎を、再び賦與し得べしと思惟したる制規を有する強制組合を復興せんとするにあり。是と共に保守黨は、其首唱の下に、自由職業條例の基礎を徐々破毀せむことに汲々たり。

かゝる運動の第一着は、千八百七十九年、保守黨ザイデウキッツ氏及び

ゲノツセン氏の動議に由りて知られたり。是れ演劇受負者の職業許可を困難嚴重にし、飲食店業、火酒小賣業行商、及び糶賣業の組織を制限し、演劇に對しては、公共の課税に近似せしめ、又最後に組合組織を要求せむとするに在り。此要求が實際上の不幸に關する限りは、穩和自由黨は賛成を表するを得べし。故に此動議は委員會に附せられたり。然れども其討議を開くに先ち、政府は自ら職業條例二三の變更に關する法案を帝國議會に提出せり。是に據れば、官廳の許可權は、簡人的疾病、出產、瘋癲等の病院、並に飲食店業、質屋業、買戻業に關して擴張せらるべし。此法律は、議會の大多數に由りて可決せられ、千八百七十九年六月二十三日公布せられたり。

千八百八十年、今や保守黨は、議員アツケルマン氏の指揮の下にサイデキッツ及びゲノツセン氏の前年の提議を、再び提出せり、職業條例委員は、先づ演劇受負業に關する保守黨の希望を協議し、若し官吏が事實上の理由に據り、請願者が殊に道德、技術、財政上の意見に關し、必要なる

證據を有せずとの確信を得ば、渠等の營業許可を與へざるべきを議決しぬ。此決定は、帝國議會に於ける右側黨及び中央黨の一致に由り、千八百八十年四月二十六日可決せられたり。同多數は、又五月五日を以て委員會の爾餘の動議をも採用せり、即ち孤立的商業を制限して、組合を益發達せしむること是なり。政府は主として先づ演劇に關する決議を採用し、千八百八十年六月十五日、特別令に由りて之を公布せり。

千八百八十年五月五日帝國議會の決議に於て明にせし、組合業の發達に對する保守僧侶黨の希望は、却て政府をして千八百八十一年一月聯邦會議に對し、特別なる組合法案を提出せしむるの刺戟を與へたり。然れども此法案は、實に強制組合に對する保守黨の希望を満足せしむること能はざりき。此法案は組合の權利及び義務に關し、明晰なる規定を與へ、又此法律上の意味に於ける職業組合に對して、組合の職務を實行するに最少の制限を劃したり。此法案は、彼自由組合の基礎に由り、組合組織の發達を計りたるが故に、自由黨員殊に國民自由黨員の贊

組合法律

成を得べきものなりしに、事實は之に反し、同法案中、組合の範圍に關して、議論を挑發したり。抑、從來の職業條例に據れば、組合は、同種或は類似の職業を連合し得べきものなるも、此法案は、此制限を有せず、故に唯出來得べき諸職業を單一なる組合に連合することを許可せり、何となれば或る場合に於ける職業は、外見上適當なる連合の出來得べきことを保證すればなり。然れども其實際を考るに、狹小なる地方にも亦此方法を以て組合を成立せしめむと欲したりき。是に反して、職業の種類を顧みざる組合成立は、特別の職業に熟練なき組合の多數なる爲め、各職業者をして不幸なる状態に陥らしめざるを保せず。尤も此危険たる、組合の自由資格が真正に保持せらるゝ間は實に再び自ら減少すべし。是れ其間、各職業者は、多數の壓制を加へられず、爲めに組合の關係を永續し、或は組合より退會することを得て、其完全なる自由を享有することを得べければなり。然れども是と等しく、自由組合性質の保持、及び職業者の自由に對して、此提案案の第百條が、徒弟組織に關し

組合に許可せむとする非常なる權力は、着實なる考慮を喚起せり。何となれば、此法案は前年の委員會決議に於て、唯組合員は、徒弟を保有することを得べしと明言したる保守僧侶黨の組合政略を脱することなればなり。加之此法案は、徒弟組織の事に關し、其活動を保證したる組合の範圍に對し、權力高き政廳を保有し、(第二)若し雇主が其職業の種類に由り、組合の入社に適するも、未だ雇主が其組合に入社せざるに當りては、之を召喚して其雇主と徒弟との紛争を決し、(第三)組合より發布せられたる徒弟に關する規定は、又第一條に表示せられたる雇主に關聯せるものなること、(第三)如此雇主は、徒弟に對し、決して一定の時期より長く使用することを得ざること、の決定を掌るものなり。此法律の門戸が閉鎖せらるると同時に、強制組合に誘致したる此最後の規定(第三條)に附加するに、此提議を議したる帝國議會の委員會は、組合外に成立する職業者が、亦組合の病者、寡婦、及び是に類する金庫に關係するを得べしとの決定を以てせり。

國民自由黨は、組合のかくも法外なる特權の委任を、凡て非組合員の上に實行したる間接の強制を、少くも防止したるの功績を有せり。國民自由黨は、其法案の適當なる以上は、箇々の勢力を、共同作用に包括し得るが如き方針を實業者に與ふべき計畫に着手しぬ。是を以て渠等は、毫も千八百六十九年の職業條例に由りて廢棄せられたる組合稅の強制的徵收の再興に同意すべき所思を有せざりき。然れども渠等は、自由意思の侵害を避けむことを欲し、爲めに徒弟を保つべき第百條第三款の組合に賦與せる特權、及び委員會の決議せる組合金庫に非組合員が關係するは、共に賛成する能はざるを明言し、又渠等は此論點に對して、獨逸帝國黨(自由保守黨)多數の同意を得しを以て、六月九日、帝國議會に於ける第三讀會に於て、此周密なる規定は、廢棄せられ、變更せる見解聯邦會議の協賛する所となり、千八百八十一年六月十八日、法律として發布せられたり。

千八百七十九年六月二十一日通商貿易上、誠實の維持を獎勵したる

抗訴法律

第三章 比西馬克の鐵道及び租稅改革新經濟的立法

百六十二

法律發布せらるる所謂抗訴法律アンフエヒツンクセツ是なり。此法律は、倒産條例規定の追加として、債權者の不利益に歸すべき、負債者の抗訴を許可せり。抗訴に對する豫定は、左の如し、即ち抗訴の手續は、諸債權者中より一人を撰拔し、或は満足を與ふること、又此撰拔せられたる債權者は、抗訴手續の結果として、渠の利益は、其他の債權者の不利益となるに至るを知るにあり。若し該撰拔者が、負債者の親戚、或は良人たる時は、該債權者は、其餘の債權者が抗訴に由りて受くべき侵害を豫想する能はざりしことを證明せざる可らず。裁判上、争得したる證券を根據として、各債權者が抵當を得、而して、此證券は一般に任意の訴訟手續に屬せるを以て、同時に引出したる抵當と共に、等しく抗訴に服すべきものなり。

寡婦孤兒補助稅法

吾人は千八百七十九年乃至千八百八十一年間に於ける帝國内部の立法上、帝國文官の寡婦及び孤兒に對し、帝國の保護を規定する帝國法律が、千八百八十一年四月二十日、帝國議會の大多數を以て可決せられたる記事を以て、吾人の觀察を終るべし。此法律たる現職或は休職の

帝國官吏に對して、其支拂はるる俸給、非職給及び恩給の三分以上を、寡婦孤兒補助稅として徵集するものなり。是に對して帝國は、死者が當に給與せらるべき恩給額の三分之一を寡婦給として拂ふなり。然れども、百六十馬克以上、千六百馬克より多からず、而して孤兒に對する年給は、滿十八歳までとし、又母の生時に在りては、寡婦金の五分一の額を給し、母の死没せる場合に於ては、其三分の一を給す。

官宅稅

帝國議會に於ける討議の際、比公の反對者をして、比公に對して激烈なる箇人的攻撃を加ふるの好機會を與へ、又比公よりも伯林市の市政に對して、強硬なる駁撃を起したる法律問題、即ち官吏の官宅稅に關しては、千八百八十一年五月三十日、帝國議會に由り、凡ての方面に満足を與ふる結果を呈せり。是に由れば、家稅を課するか、社會の官宅稅は、以前の如く唯單に推定したる家屋稅額にわらずして、官吏の俸給、即ち此俸給の一割五分率に由りて課稅せらるべし。

終に千八百八十一年六月二十九日の法律に由り、裁判上の附帶費、及

び訴訟入費の軽減は實行せられ、殊に執行せる判決書類調製手数料は、全く廢止せられたり。然れども其當時及び其以後更正を要求する輿論の聲に對する反響として、帝國議會に提出せられたる動議は、多費なる裁判費用の全廢を實行せむとするに在りしが、其動議は遂に成立するを得ざりき。

帝國宰相の希望に由り、帝國議會は、千八百八十一年三月十二日、帝國内務省内に常設の經濟局を置くの方案に協賛を與へ、千八百八十一年五月五日樞密顧問ポツセ博士(爾後普國教務大臣其局長に任せられ、樞密顧問ローマン氏は、是が參事官に任命せられたり。

第四章 漢撒諸市の關稅編入。

七年繼續費及社會黨法律。

分離。(千八百八十年以後)

吾人は今や獨逸に於ける人心、並に政黨が千八百八十年及千八百八

漢堡の關稅區域編入

比公の國民的識見と其覺書

十一年間に一團となり、漢撒諸市殊に漢堡の關稅區域編入問題に就きて、空前絶後に熱狂激昂したる事件の記載に轉すべし。

比公が此重大なる問題の解釋に關し、如何に高潔なる國民的識見を懷抱せしやは、千八百八十年四月十九日聯邦會議に送れる覺書に由りて明瞭なり。此覺書は一にアルトナ市及漢堡の廓外ザンクト・パウリの一部を關稅區域内に編入せしむべきを論したり。然れども公の反對者は漢堡に對する「壓制」手段なりとて此處置を攻撃せり。要するに同書は漢堡市をも關稅の區域に従屬せしめむとする方針に對し實に有力の獎勵たるべし。

覺書に曰く、漢撒市、ブレーメン及び漢堡は今猶關稅區域の外に在り、而して其の自由港たることは、千八百六十七年六月八日の條約に據れり、固より憲法所定の意義に従へば、寧ろ一時に限れるも、渠等は却て之を確定的に考ふるの觀あり。是を以て千八百六十七年アルトナの臨時關稅を脱するに至りし主要の動機は、其意義を失ふものな

り、普國政府は向後も此等の状態を維持すべきや否やの問題を提供せざる可らず。……アルトナ市の關稅編入は漢堡の同意を得るや否やに關係すべきにあらざることは詳言するを要せず。漢堡の廓外ザンクト・パウリ或は其一部分の關稅編入を漢堡の同意なくして實行するは明に聯邦會議の争ふ可からざる權能に屬すと。此件は帝國憲法の三十四條、七十八條第二項、三十三項、三十七項、及千八百六十七年六月八日の關稅同盟條約の第八條十二項に遵據するものなり。又アルトナ市に關して曰く、帝國憲法は居民平和貿易隆盛なる普國の一大市が一層の退歩を致すべきを目的とする能はざるなり、何となれば其市の地位は漢堡市に對する爲め、漢堡の自由港たるも、其自由貿易の利害とに壓制せらるゝの虞れあればなり。

漢堡の反對
動議

四月二十八日漢堡は聯邦會議に對して反對動議を提出して曰はく、自由市民及び漢撒同盟市漢堡の同意なくして、漢堡の廓外ザンクト・パウリの一部を關稅區域内に編入するは承認すべからざること、又

四月十九日普魯西王國政府の提出案を依然討議するに先たら、憲法委員會より發すべき報告に基き、此抗議を先決せられむことを要求せり。

如斯く漢堡は先づ憲法問題を提出し、爲めに聯邦會議に於て各邦の權利に就き痛激なる憲法争論を挑發し、以て普國と聯邦間の分離を生すべき危険を省みるなかりき、如何となれば比西馬克が爾後五月六日の覺書に於て巧に論破せし如く、兩論者共に漢堡の希望せる憲法委員會の意見に由りて其の所信を托すべき者ならざればなり。然れども帝國議會は更に其歩を進め、自ら憲法問題を決定し、普國の動議を以て帝國憲法第三十四條を侮蔑するものなりと認めたり、其理由たる、漢堡市は獨り自由に關稅同盟に加入の時を確定するの權を有し、ザンクト・パウリは漢堡管轄内の一部なりと曰ふに在り。是れ明に議員ウオルフソン、メーリング、リヒテル諸氏が五月一日帝國議會に提出したる抗議案の理由なりとす。

帝國議會に
於ける抗議

普國動議の提出は先づ漢堡市との交渉を経たるものか、又た其の交渉は實際如何なる結果を有したりしや。然れども若し普國の動議にして廓外のザンクト・パウリの一部は關稅區域に編入するに當り、漢堡市の同意を要せずとの論據に依るならむには、如何にして此の如き處置は帝國憲法第三十四條と一致し得べきや。

政務次官シヨルツ氏は、聯邦政府の名義に於てせせ、帝國宰相の名義及委任に由りて直に此抗議に答へり。氏は事實を根據として抗議案の質問に對へ、殊に廓外ザンクト・パウリ市の一部を編入する普國の動議は、憲法の明文上、全く不必要なる漢堡との交渉を経ざりしものと辨し、又是れ總て何れの方面よりも其秘密を保つるの價值を有せず、又別に論定を要せざる事實なりとしぬ。

然れども是に關して一般に熟知せられたる事實の説明に入り、權利若くは事實上の見解よりは是を論辯せむことは、帝國宰相の拒絶せざるを得ざりし所とす、何となれば帝國宰相は聯邦會議に對する公の位置

を考へ、又聯邦會議の討議自由を維持せん爲め、聯邦會議に於て聯邦の一員より提出されたる動議に就き、別に帝國議會と交渉することを肯んし難ければなり。

帝國議會は此の如く憲法に遵據せる精密なる回答に甘んせず、更に此誤謬なる抗議案を討議するに決せり、是を以て殊に比西馬克の所置を目して權利を侵害したるものなりと宣言したるカルステン、アルトナ、リッケルト、リヒテル、ウインドホルスト及びヒラスケルの憤慨演說相踵ぎて起れり。

比公は此等虛妄の口舌に答ふるに實行を以てせり。同日從來漢堡家畜市場に屬したる特典(發送を便に)を停止すべき訓電、伯林より到達しぬ。然れども帝國宰相は是より先き既に有効なる幾多の倍償を準備し、現に千八百七十年三月七日に於ては、埃國とエルベ通航條約を締結せり、其第四條に曰く、物品の關稅は陸上に於ける關稅境界を越ゆる場合と等しく、エルベ河に於ける關稅境界を越ゆる場合に課稅せらるべ

エルベ通航
新條例

し。故を以てペーメン、或は北海の船舶が關稅區域の限界を越ゆる時は、エルベの貨物は忽ち課稅の義務を負ふに至るべきも、此限界の確定は條約の第七條第二項に由りて單に聯邦會議に委任せられたり。即ち聯邦會議は漢堡に沿ふて該市の下半部を横過し、エルベ河流を越えて關稅境界を置き、是に由りて漢堡の自由港を全く外洋より分離し、獨逸の關稅區域を圍繞せる一内海たるに至らしめり。五月四日新エルベ通航條例の第一讀會に際して、デルブルック氏は帝國議會に於て其意見を吐露したりしが、遂に同提議は二十四人の委員に依託せられたり。

其前日即ち五月三日聯邦會議に於て四月二十八日の漢堡市反對動議に對する臨時會議及漢堡より提起せられたる憲法問題起り來れり。此際バイエルンの使節フォン・ルドハルトは漢堡市及憲法問題に賛成を表せり。比公は當時出席せざりき。然れども其翌夕フォン・ルドハルト氏が夫人を携へ、公の催ふせる議院夜會に臨みしに及び、公は頗る

ルドハルト
の辭職

高聲に前日の聯邦會議に於ける氏の發言を難して曰く、此の意見は比西馬克の確信する所に據れば、バイエルン國王陛下の御旨に全然反對せり。故に使節は私に謀叛に與せるものなりと。ルドハルトは二三の言辭を以て之に答へ、勿々其妻と共に夜會を辭し去りぬ。幾もなく氏は其國王に請ふて伯林滞在を辭し、其職を退きしかば此椿事は端なく非常なる驚愕を生じたり。

五月五日聯邦會議の關稅及商業委員會は、普國及漢堡動議の専門的方面に就き、聯邦會議に報告せむ爲め、一致して巨細に漢堡問題を調査したりしが、憲法問題には決定を與ふるを欲ざりき。聯邦會議は前日斯會議に送りたる前記比公の覺書に賛成を表せり。帝國宰相は此書中に論じて曰く、漢堡の憲法問題の解釋に賛成する聯邦會議の諸員は、是れ隨に普國及び聯邦間の憲法紛議を避くるを以て獨逸聯邦の一致上至大の利益なりとせる普國の動議に反對するものなりと。

獨逸の惡風として比公の舉動に對し、請願及反抗運動の發生し來り

請願及び反
抗運動

しは、又實に止むを得ざるの趨勢なりとす。既に五月五日ザンクト・パウリの合併に對し、漢堡より五万七千八百六十七人の調印したる請願書を聯邦會議に提出せり。加ふるに關稅區域編入に決定したるザンクト・パウリ南部に於ける六千九十九人の市民、及び土地所有者は、漢堡の上院に「危急の號叫」を捧げ、以て聯邦會議を動かさんと企てしが、廓外千二百の市民も亦此「危急の號叫」に雷同しぬ。同時に漢堡市の代議員ウオルフソン及メーリング氏は、議員シャウス氏の紹介を以て其誠心を吐露し、又帝國議會に於て進歩黨の無用なる抗議を避けむ爲め、比西馬克との會見を求めたり。然れども比西馬克は其意見に従はずして攻撃者を翻弄し、漢堡の議員に對して大に非難を加へ、且つ曰く「漢堡は宜しく廓外地ザンクト・パウリに關する四月二十八日の反對動議を撤回すべし、然らば予は漢堡に對し廓外地に關して讓歩をなすべきなり」と。是等の議員は幡然悟る所あり其面會の席を去れり(ボーンゲンゲル、二百八十一頁)。

五月八日帝國議會はエルベ通航條例の討議を開きしに、議事凡そ十

帝國議會に
於けるエル
ベ通航條約
の討議

三日間に亘れり。委員會は五月五日、下の條件を以て條約の協賛を帝國議會に提出するに決しぬ、曰く現時エルベ河上に成立せる關稅境界は、法律即ち獨り聯邦會議の決議に依り、單なる帝國議會の決議を須いゝとして、此境界の下部に存在する適宜の位置に轉置するを得べしと。

デルブルュックは委員會の報告者として五月八日帝國議會に於て此動議を辯護せり。此條例の第四條は明白に漢堡に對する壓制の處置たる觀あり。然れども其自由港たるの位置は、帝國憲法第三十四條に據り漢堡の同意なくして、問題となし得べきものなり。是に於て比公は從來健康を害したる爲め、帝國議會に出席するを得ざりしも、今や自ら起て一大演説を試みたり。公はエルベ通航條例に關する交渉の、其結着を告げずして、千八百七十四年に至れること、又現時交渉中の條例は字句の末に至る迄、大臣デルブルュック氏の草案に係かることを證明しぬ。抑も此條例たる、河上に於ける關稅境界を其適當と思惟する所に定め得べき千八百二十一年以來エルベ州に於ける明白なる權利